

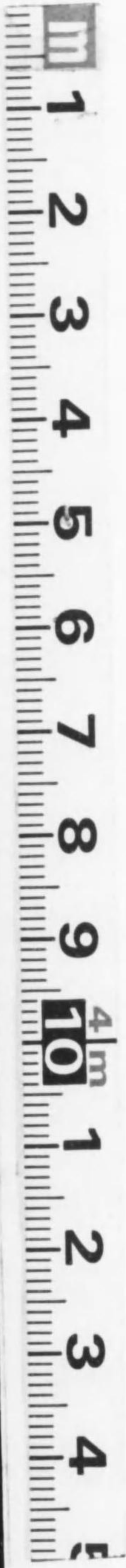
特279

413

特279-413



*76W11021 *



始





ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ
二	七	八	一	二	三	四	五	六	七	八
シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ
九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九
ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	メ	ム	モ
二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇
ヤ	ユ	ヨ	ラ	リ	ル	ロ	ワ	階級表	二六七	
三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	



い	ろ	は	に	ほ	と	ち	り	る	お
二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一
わ	か	よ	た	れ	つ	ね	な	ら	む
二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一
の	く	ま	け	こ	え	て	あ		
二	三	四	五	六	七	八	九		
き	ゆ	め	し	ひ	も	せ	す	階級表	二六七
二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一

元帥陸軍大將 上原勇作閣下題字
陸軍中將 大島健一閣下題字

兵語新辭典

軍事學指針社編輯



京 東

發★軍事學指針社★兌

鐘正

神奉

州大

上原勇作

76W11021



山 石



氣

在



石



石

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '山', '氣', and '石'.

金 鷄 章

功一級金鷄章



功四級功五級
全鷄章略授



功二級功三級
全鷄章略授



功四級金鷄章



功五級金鷄章



功七級金鷄章



功三級金鷄章 功二級金鷄章



功二級金鷄章 功一級金鷄章



功六級金鷄章



勳三等
勳四等
瑞宝章略授



勳五等
瑞宝章



勳六等瑞宝章



瑞宝章



露光量違いの為重複撮影

章 鳩 金

章鳩金級一功



功一級金章
功二級金章

功三級金章
功四級金章

章鳩金級四功



章鳩金級五功



章鳩金級七功



章鳩金級二功



章鳩金級二功



章鳩金級六功



章 寶 瑞

章宝瑞等一勳



勳三等
勳四等

勳一等
勳二等

章宝瑞等五勳



章宝瑞等六勳



章宝瑞等八勳



章宝瑞等三勳



章宝瑞等二勳



勳一等
勳二等

章宝瑞等七勳



章 日 旭

章日旭等一勳



勳一等
勳二等

章日旭等一勳



勳一等
勳二等

章日旭等一勳



章日旭等二勳



章日旭等三勳



位 勳 大

飾頭章花菊位勳大



章日旭等一勳



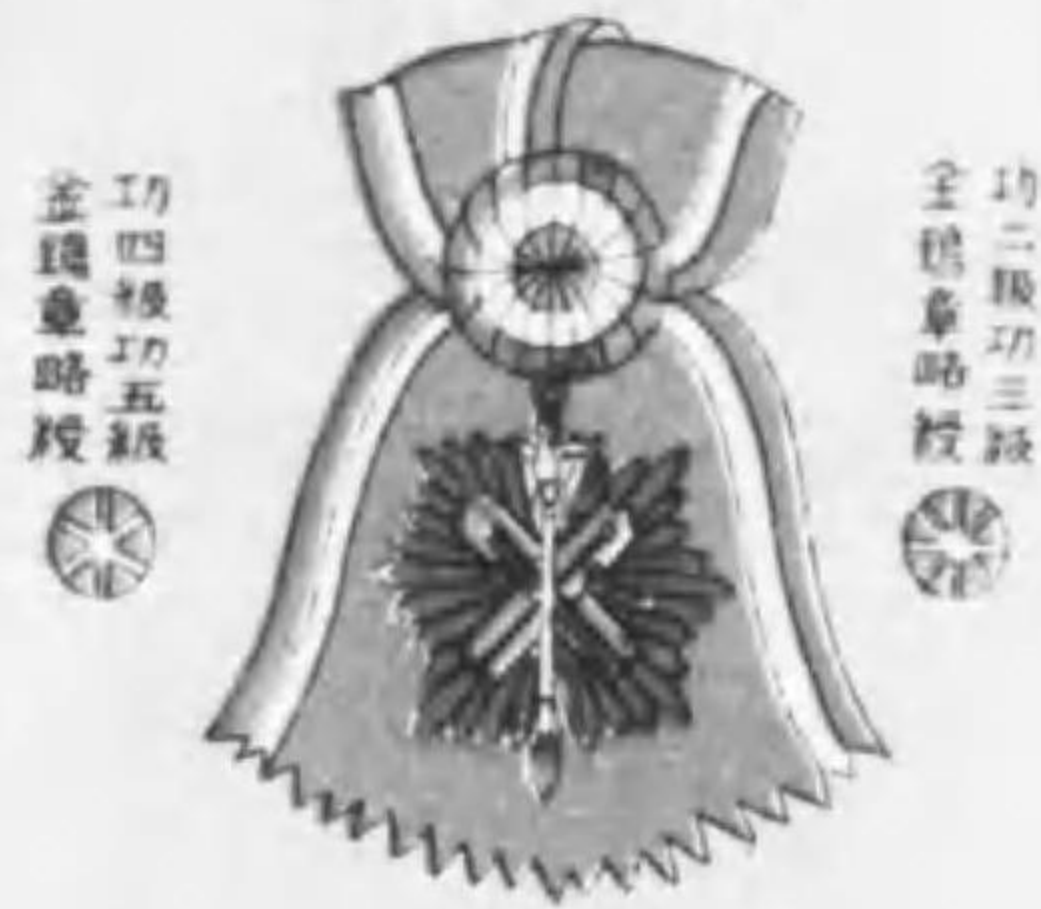
章日旭等一勳



露光量違いの為重複撮影

章 鳩 金

章鳩金級一功



章鳩金級四功 章副級二同章鳩金級三功



章鳩金級五功 章副級一功



章鳩金級七功 章鳩金級六功



章 寶 瑞

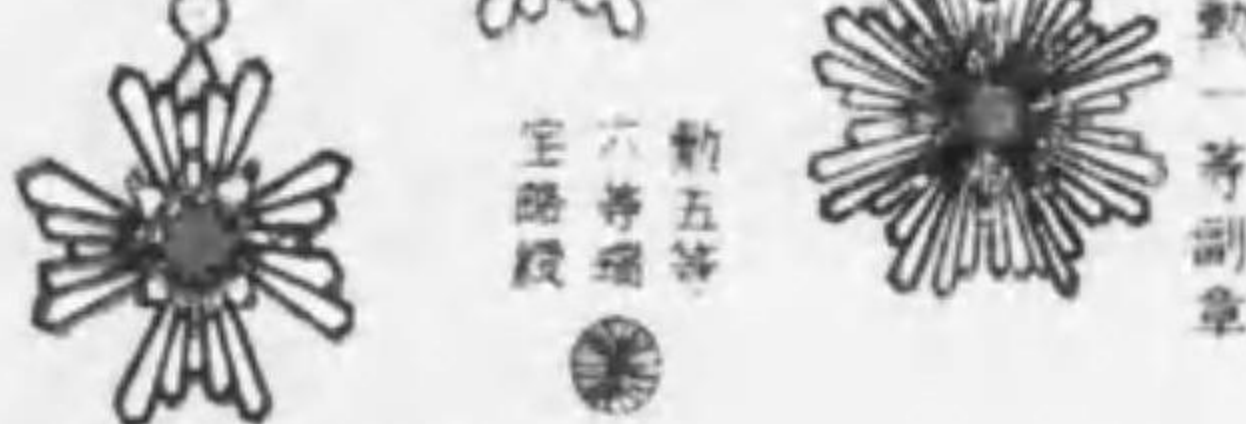
章宝瑞等一勳



章宝瑞等三勳



章宝瑞等二勳



章宝瑞等六勳



章 日 旭

章綬大日旭等一勳



章綬大花桐日旭等一勳



章副花桐日旭等一勳



章綬中日旭等三勳



章光重日旭等二勳



勳一等章



勳六等旭日章



勳五等雙光旭日章



勳七等青色桐葉章



勳四等旭日小綬章



位 勳 大

飾頭章花菊位勳大



章綬大花菊位勳大



章花菊位勳大



章綬大花菊位勳大及章花菊位勳大及綬略



章徽章褒



花銀花銅

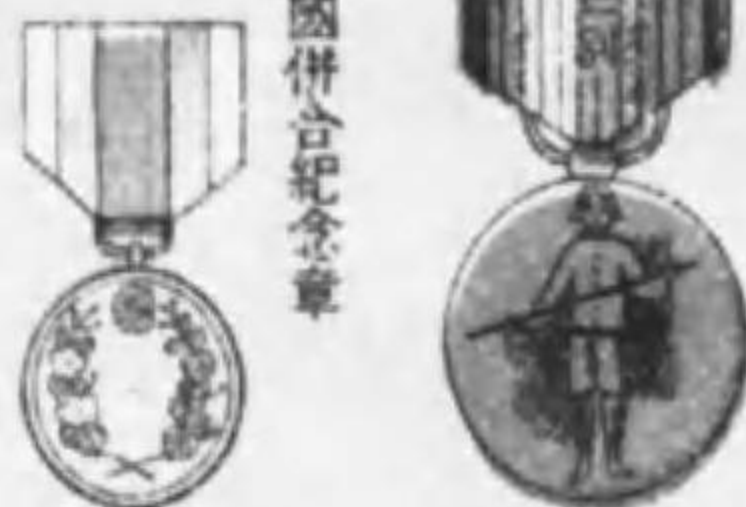
下士勳功章



步兵工兵教練射擊勳章



章記



章徽

元帥徽章



侍從武官徽章



陸軍大學 校卒業者 徽章



戰時補助憲兵徽章

將校 金色
下士 銀色
兵卒 銅色

陸軍飛行機操縱術修得 徽章 將校ヲ示ス

陸軍飛行機操縱術修得 章 兵卒下得修



章冠寶

勳一等寶冠副章



勳一等寶冠章



勳三等寶冠章



勳二等寶冠章



勳六等寶冠章



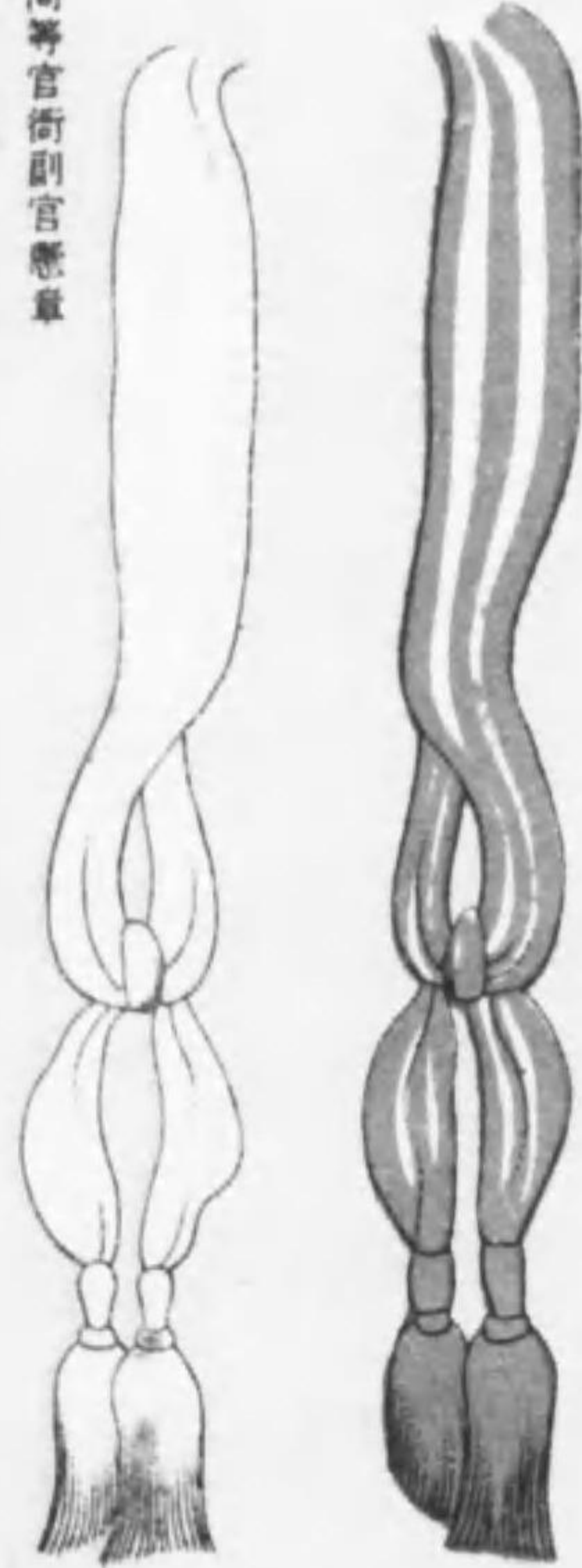
勳四等寶冠章



勳五等寶冠章

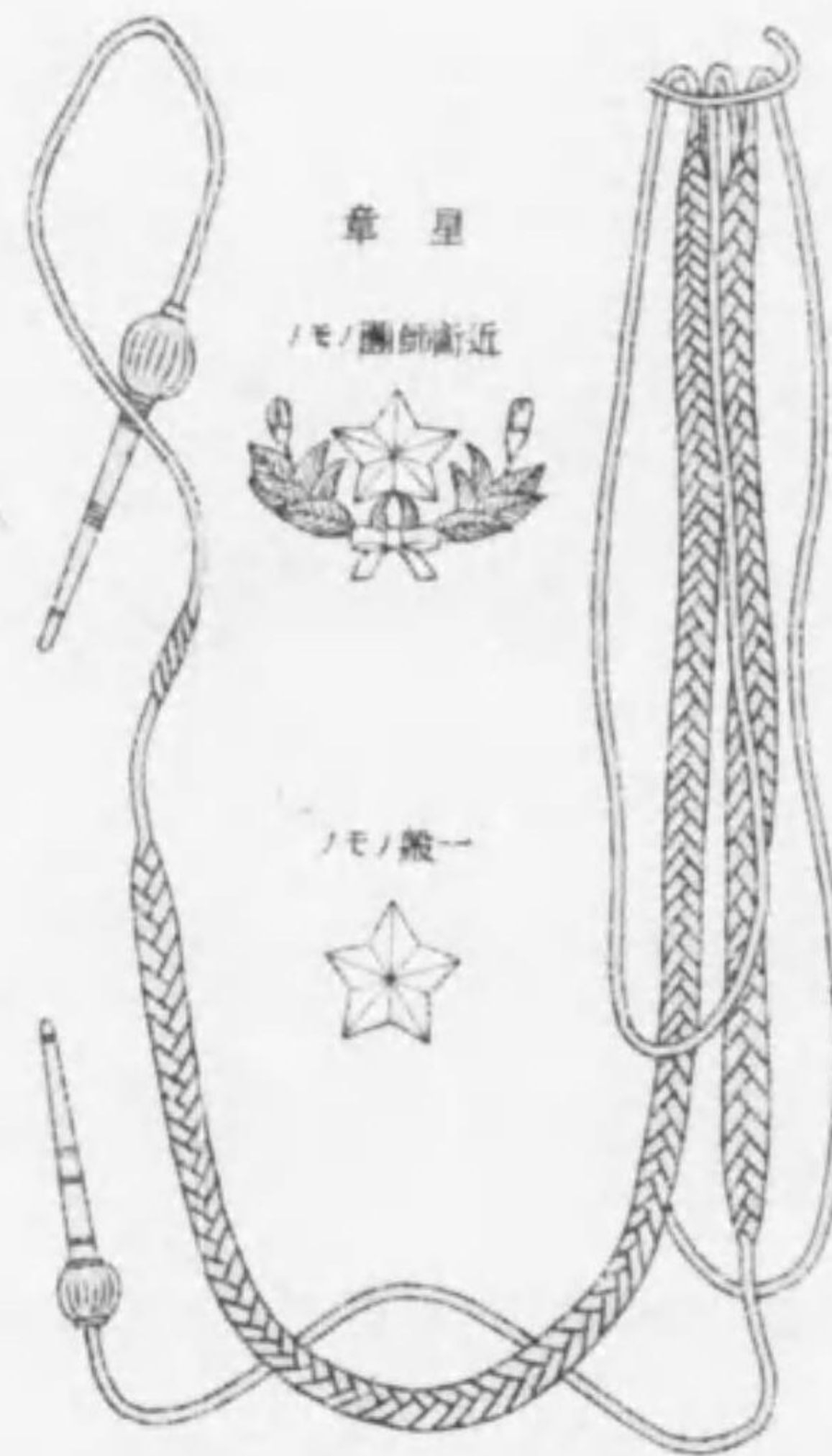


高等官衙副官懸章



官士兵騎
色赤裏ノ帶刀ハ官佐
スト單分部ノ職ハ官士准

選番 巡警懸章



章星

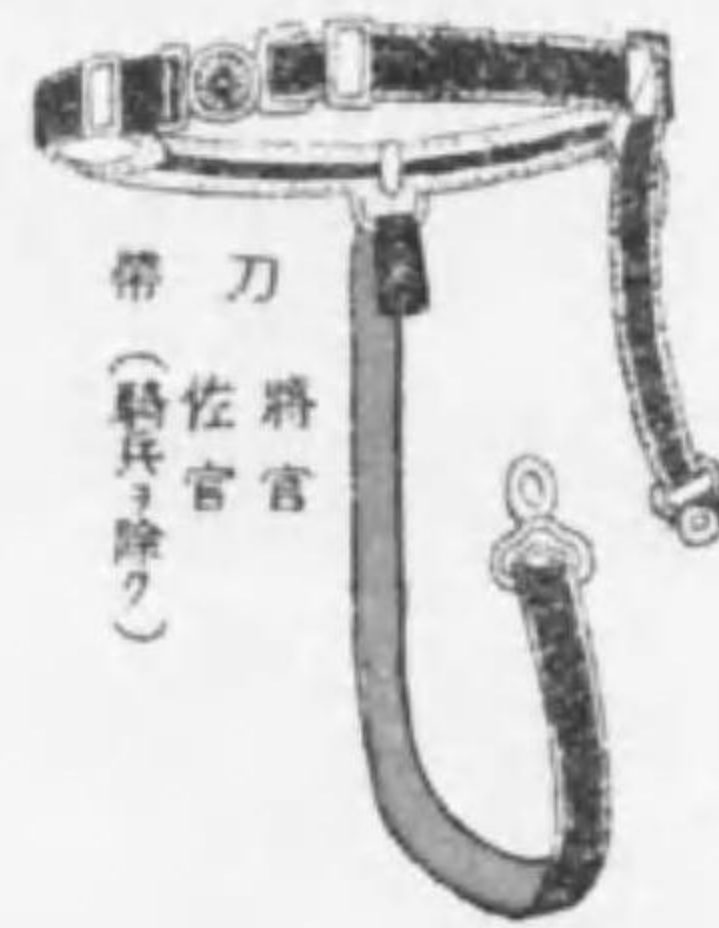
ノモノ團師衛近



ノモノ旅一



士官准士官
(騎兵ヲ除ク)



帶刀 將官
(騎兵ヲ除ク)

飾緒 金色將官正裝並ニ參謀官飾緒 銀色軍族附武官

章 臂



長工木



夏衣軍正
衣 衣衣

長吹喇



喇叭手

長工靴



靴工長

士下守監台砲



長工鉄蹄



敵工長



長工靴



經理部靴工卒



火工長



電工長



精動章



藥劑官



銀削正

兵等上勢動長伍



陸軍監軍守

陸軍監軍守

陸軍監軍守

陸軍監軍守

陸軍監軍守

陸軍監軍守

陸軍監軍守

陸軍監軍守

陸軍監軍守

衣作

冬作

病衣

擊制衣

体操衣

士下

校將



兵等上
除ヲ者切動長伍
卒工礎等上

官士准



(電氣部靴工卒)

上等靴工卒

病衣ニハ

附着セス

章 徽 部 襟

校將部樂軍
下以官當相



銀色

附隊兵砲山考台
下以校將



附隊聯兵步湾台
下以校將



生補候官士
生補候計主
官士習見
官刑藥留見
官医獸習見



附隊聯道鐵
下以校將



附隊大備守立獨
下以校將



附隊信電
下以校將



(大立獨)聯兵砲重
下以校將附隊



附隊大導校学踏
下以校將



附隊球氣
下以校將



附隊兵砲山
下以校將



附隊行飛
附隊球氣
下以校將



附隊車動自
下以校將



兵騎老年一
官士習見役備後豫
役備後豫及生計主
計主習見
役備後豫及生医軍
官医習見
役備後豫及生刑藥
官刑藥習見
役備後豫及生医獸
官医獸習見



章

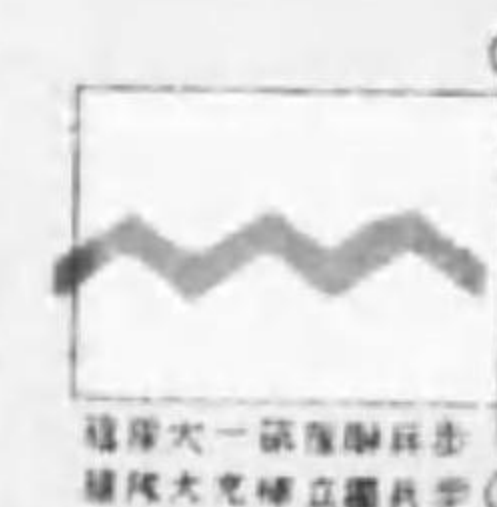
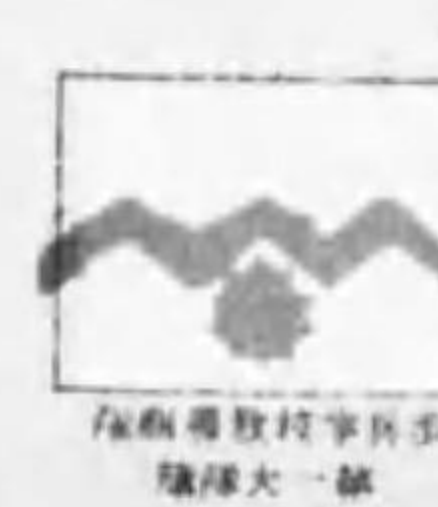
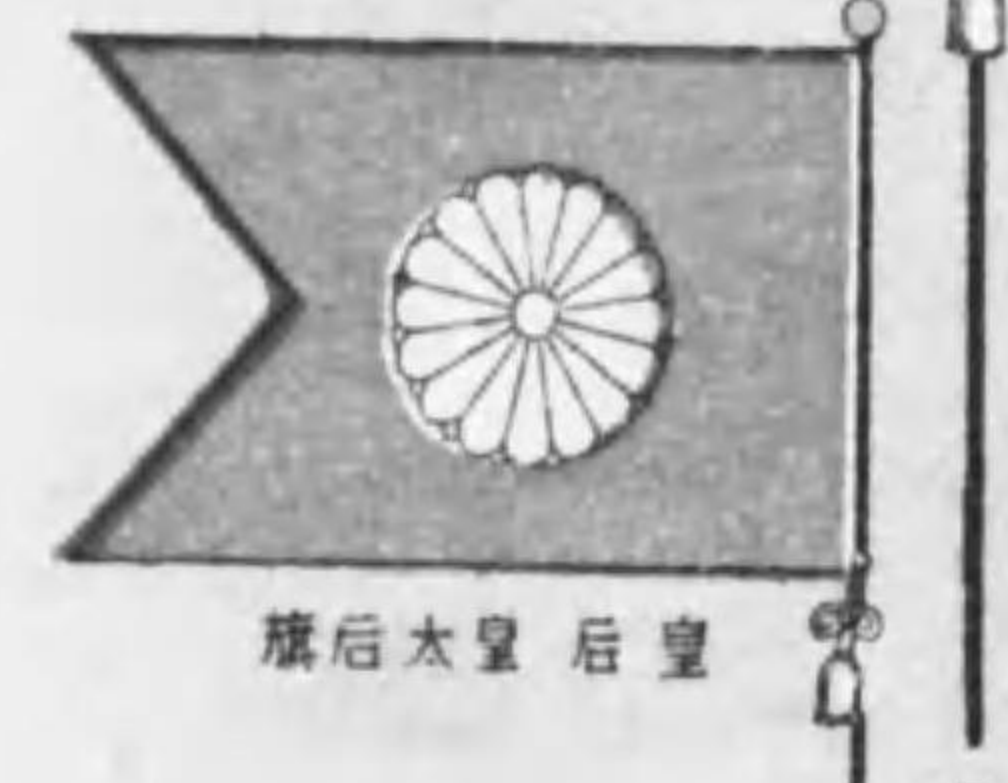
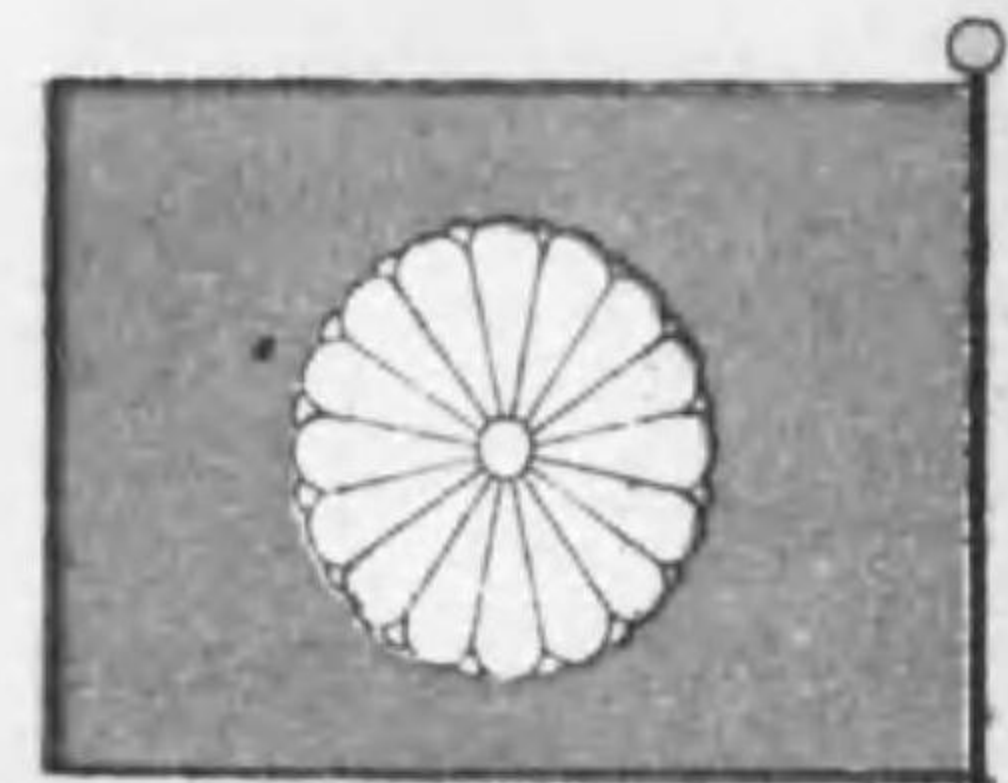
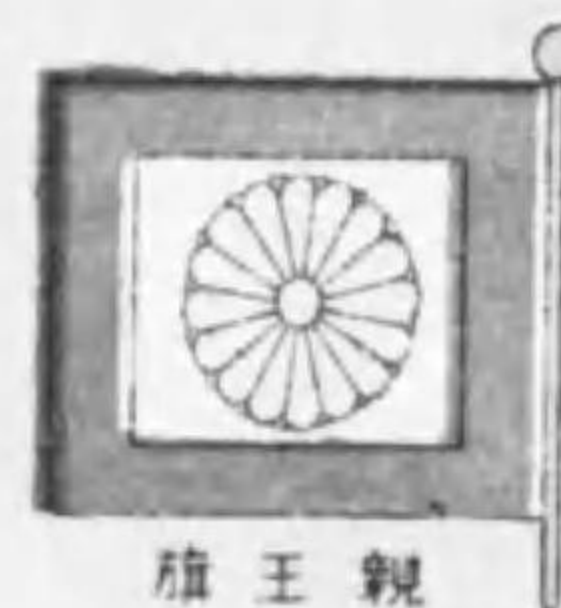
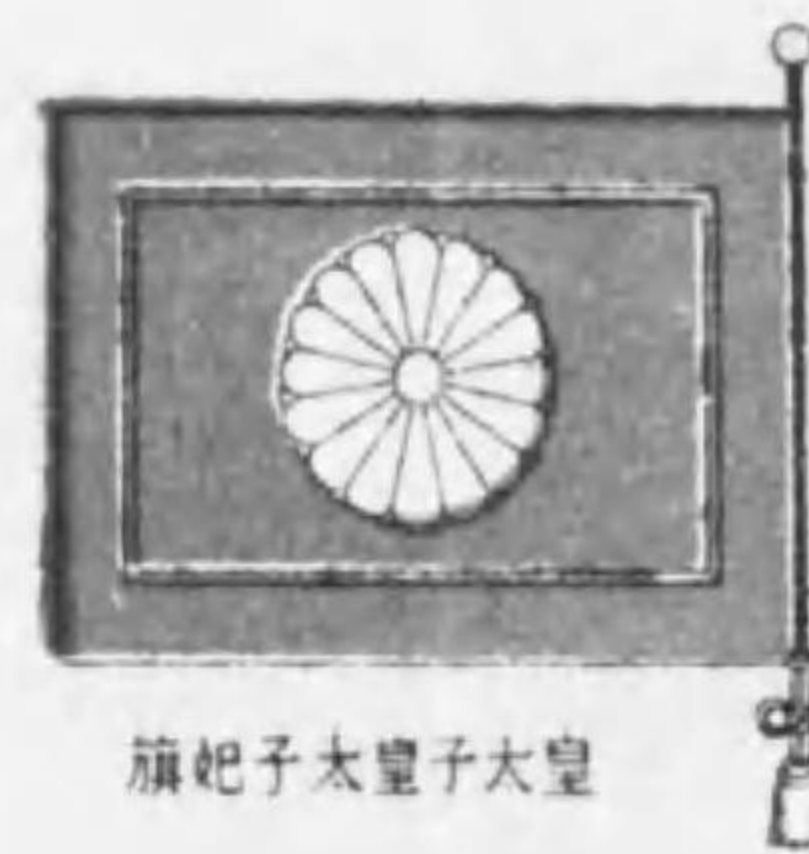
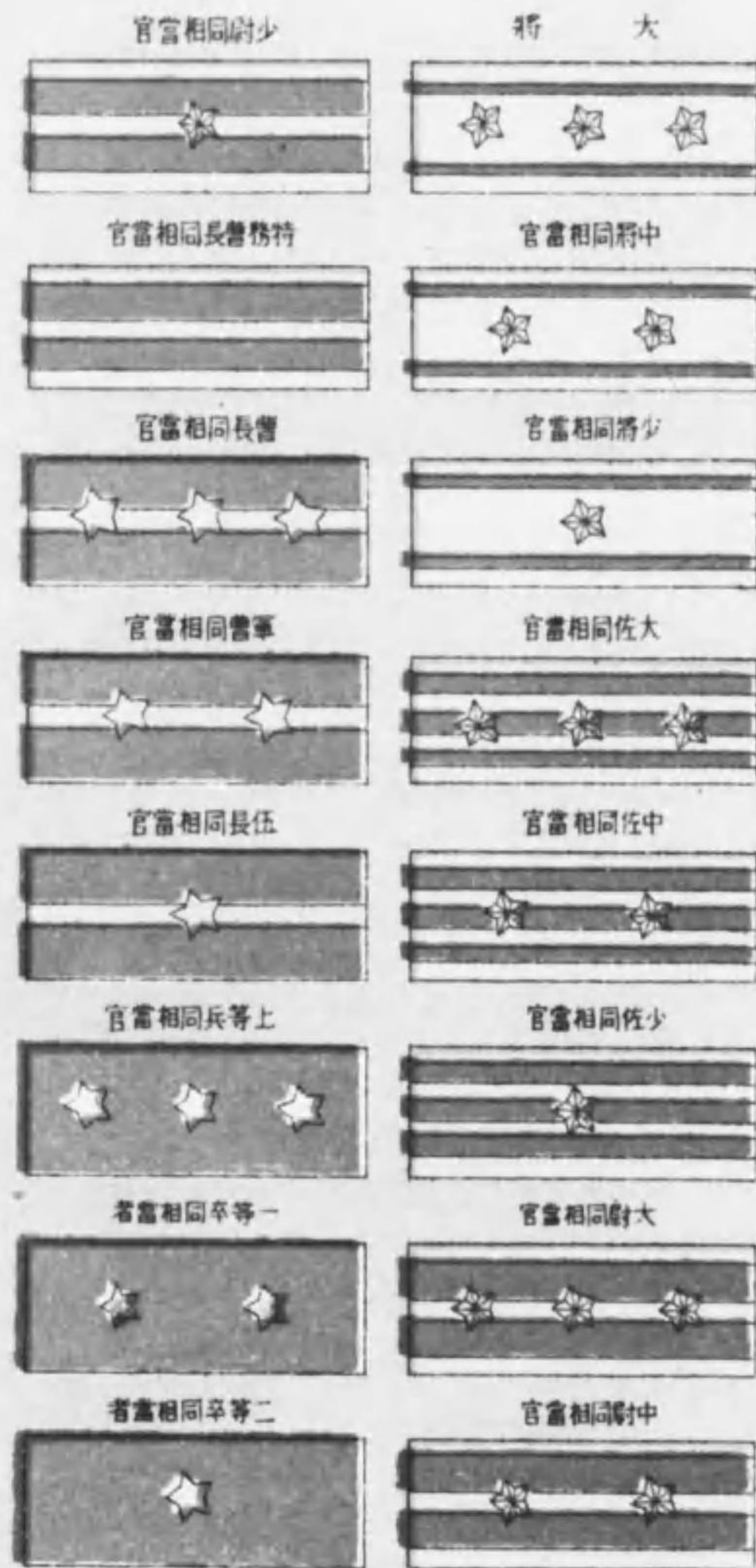
肩

章

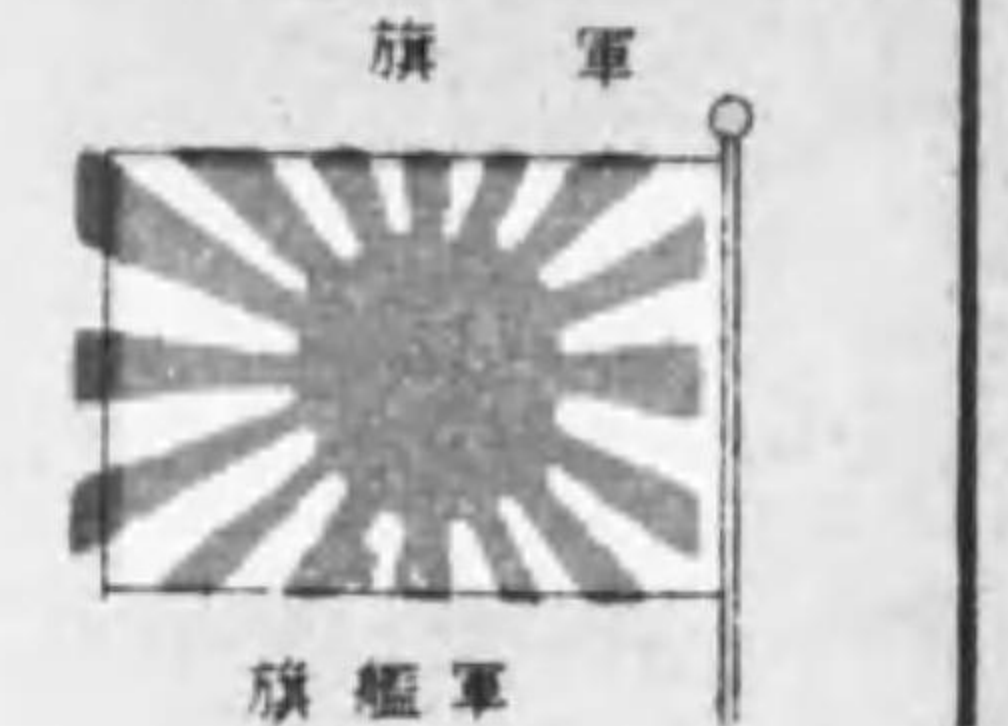
襟

章

旗



考備
一、旗ノ體、一、幅、一、尺、四、寸、八、分、五、厘、一、寸、分、五、分、ト、ス
二、色、白、ク、一、色、一、色、一、色、一、色、一、色、ト、ス
三、白、ク、一、色、一、色、一、色、一、色、一、色、ト、ス
四、白、ク、一、色、一、色、一、色、一、色、一、色、ト、ス
五、白、ク、一、色、一、色、一、色、一、色、一、色、ト、ス
六、白、ク、一、色、一、色、一、色、一、色、一、色、ト、ス
七、白、ク、一、色、一、色、一、色、一、色、一、色、ト、ス
八、白、ク、一、色、一、色、一、色、一、色、一、色、ト、ス
九、白、ク、一、色、一、色、一、色、一、色、一、色、ト、ス
十、白、ク、一、色、一、色、一、色、一、色、一、色、ト、ス



旗艦軍

勅語

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐
祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾
フ惟フニ皇祖考叙聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ輝カシ千
載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廼チ志ヲ
繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕備貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ
遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘ
カラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キ

ニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ヲ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宜ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徵ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス

有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ事ヲ獎勵シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

昭和元年十二月二十八日

御名 御璽

勅諭

明治十五年一月四日明治天皇下賜

我國ノ軍隊ハ世々天皇ノ統率シ給フ處ニソアル昔神武天皇躬ツカラ大伴物部ノ兵トモヲ率キ中國ノマツロハヌモノトモヲ討チ平ケ給ヒ、高御座ニ即カセラレテ天下シロシメシ給ヒシヨリ二千五百有餘年ヲ經ヌ此間世ノ様ノ移リ換ルニ隨ヒテ兵

制ノ沿革モ亦屢ナリキ古ハ天皇躬ツカラ軍隊ヲ率キ給フ御制ニテ時アリテハ皇后
皇太子ノ代ラセ給フコトモアリツレト大凡兵權ヲ臣下ニ委ネ給フ事ハナカリキ中
世ニ至リテ文武ノ制度皆唐國風ニ倣ハセ給ヒ六衛府ヲ置キ左右馬寮ヲ建テ防人ナ
ト設ケラレシカハ兵制ハ整ヒタレトモ打續ケル昇平ニ狃レテ朝廷ノ政務モ漸ク文
弱ニ流レケレハ兵農オノツカラニツニ分レ古ノ徵兵ハイツトナク壯兵ノ姿ニ變リ
遂ニ武士トナリ兵馬ノ權ハ一向ニ其武士トモノ棟梁タル者ニ落チ凡七百年ノ間武
家ノ政治トハナリ又世ノ移リ變リテ斯ナレルハ人ノ力モテ挽回スヘキニアラスト
ハイヒナカラ且ハ我國體ニ悖リ且ハ我祖宗ノ御制ニ背キ奉リ淺間シキ次第ナリキ
降りテ弘化嘉永ノ頃ヨリ徳川ノ幕府其政衰ヘ剩ヘ外國ノ事トモ起リテ其侮ヲモ受
ケヌヘキ勢ニ迫リケレハ朕カ皇祖仁考天皇皇考孝明天皇イタク宸襟ヲ惱シ給ヒシ

コソ忝ナクモ亦惶ケレ然ルニ朕幼クシテ天津日嗣ヲ受ケシ初征夷大將軍其政權ヲ
返上シ大名小名其版籍ヲ奉還シ年ヲ經スシテ海内一統ノ世トナリ古ノ制度ニ復シ
又是文武ノ忠臣良弼アリテ朕ヲ補翼セル功績ナリ歴世祖宗ノ專蒼生ヲ憐ミ給ヒシ
御遺澤ナリトイヘトモ併我臣民ノ其心ニ順逆ノ理ヲ辨ヘ大義ノ重キヲ知レルカ故
ニコソアレサレハ此時ニ於テ兵制ヲ更メ我國ノ光ヲ輝サント思ヒ此十五年カ程ニ
陸海軍ノ制ヲハ今ノ様ニ建定メ又夫兵馬ノ大權ハ朕ノ統フル所ナレハ其司々ヲコ
ソ臣下ニハ任スナレ其大綱ハ朕親之ヲ攬リ肯テ臣下ニ委ヌヘキニアラス子々孫々
ニ至ルマテ篤ク斯旨ヲ傳ヘ天子ハ文武ノ大權ヲ掌握スルノ義ヲ存シテ再中世以降
ノ如キ失體ナカラシコトヲ望ムナリ朕ハ汝等軍人ノ大元帥ナルソサレハ朕ハ汝等
ヲ股肱ト頼ミ汝等ハ朕ヲ頭首ト仰キテソ其親ハ特ニ深カルヘキ朕カ國家ヲ保護シ

テ上天ノ惠ニ應シ祖宗ノ恩ニ報ヒマキラスル事ヲ得ルモ得サルモ汝等軍人カ其職ヲ盡スト盡ササルトニ由ルソカシ我國ノ稜威振ハサル事アラハ汝等能ク朕ト其憂ヲ共ニセヨ我武維揚リテ其榮ヲ輝サハ朕汝等ト其譽ヲ偕ニスヘシ汝等皆其職ヲ守リ朕ト一心ニナリテカヲ國家ノ保護ニ盡サハ我國ノ蒼生ハ永ク太平ノ福ヲ受ケ我國ノ威烈ハ大ニ世界ノ光華トモナリヌヘシ朕斯モ深ク汝等軍人ニ望ムナレハ猶訓諭スヘキ事コソアレイヤ之ヲ左ニ述ヘム

一、軍人ハ忠節ヲ盡スヲ本分トスヘシ凡生ヲ我國ニ稟クルモノ誰カハ國ニ報ユルノ心ナカルヘキ況シテ軍人タラン者ハ此心ノ固カラテハ物ノ用ニ立チ得ヘシトモ思ハレス軍人ニシテ報國ノ心堅固ナラサレハ如何程技藝ニ熟シ學術ニ長スルモ猶偶人ニヒトシカルヘシ其隊伍モ整ヒ節制モ正クトモ忠節ヲ存セザル軍隊ハ事ニ臨

ミテ烏合ノ衆ニ同シカルヘシ抑國家ヲ保護シ國權ヲ維持スルハ兵力ニアレハ兵力ノ消長ハ是國運ノ盛衰ナルコトヲ辨ヘ世論ニ惑ハス政治ニ拘ラス只々一途ニ己カ本分ノ忠節ヲ守リ義ハ山嶽ヨリモ重ク死ハ鴻毛ヨリモ輕シト覺悟セヨ其操ヲ破リテ不覺ヲ取り汚名ヲ受クルナカレ

一、軍人ハ禮儀ヲ正シクスヘシ凡軍人ニハ上元帥ヨリ下一卒ニ至ルマテ其間ニ官職ノ階級アリテ統屬スルノミナラス同列同級トテモ停年ニ新舊アレハ新任ノ者ハ舊任ノモノニ服従スヘキモノソ下級ノモノハ上官ノ命ヲ承ルコト實ハ直ニ朕カ命ヲ承ル儀ナリト心得ヨ己カ隸屬スル所ニアラストモ上級ノ者ハ勿論停年ノ己ヨリ舊キモノニ對シテハ總テ敬禮ヲ盡スヘシ又上級ノ者ハ下級ノモノニ向ヒ聊モ輕侮驕傲ノ振舞アルヘカラス公務ノ爲ニ威嚴ヲ主トスル時ハ格別ナレトモ其外ハ務メ

テ懇ニ取扱ヒ慈愛ヲ專一ト心掛ケ上下一致シテ王事ニ勤勞セヨ若軍人タルモノニシテ禮儀ヲ紊リ上ヲ敬ハス下ヲ惠マスシテ一致ノ和諧ヲ失ヒタランニハ雷ニ軍隊ノ蠱毒タルノミカハ國家ノ爲メニモユルシ難キ罪人ナルヘシ

一、軍人ハ武勇ヲ尙フヘシ夫レ武勇ハ我國ニテハ古ヨリイトモ貴ヘル所ナレハ我國ノ臣民タランモノ武勇無クテハ叶フマシ況シテヤ軍人ハ戰ニ臨ミ敵ニ當ルノ職ナレハ片時モ武勇ヲ忘レテヨカルヘキカサハアレ武勇ニハ大勇アリ小勇アリテ同カラス血氣ニハヤリ粗暴ノ振舞ナトセンニハ武勇トハ謂ヒ難シ軍人タラン者ハ常ニ能ク義理ヲ辨ヘ能ク膽力ヲ練リ思慮ヲ殫シテ事ヲ謀ルヘシ小敵タリトモ侮ラス大敵タリトモ懼レス己カ武職ヲ盡サンコソ誠ノ大勇ニハアレサレハ武勇ヲ尙フモノハ常々人ニ接ルニハ溫和ヲ第一トシ諸人ノ愛敬ヲ得ムト心掛ケヨ由ナキ勇ヲ好

ミテ猛威ヲ振ヒタラハ果ハ世ノ人モ忌嫌ヒテ豺狼ナトノ如ク思ヒナム心スヘキコトニコソ

一、軍人ハ信義ヲ重ンスヘシ凡信義ヲ守ルコト常ノ道ニハアレトワケテ軍人ハ信義ナクテハ一日モ隊伍ノ中ニ交リテアランコト難カルヘシ信トハ己カ言ヲ踐行ヒ義トハ己カ分ヲ盡スヲイフナリサレハ信義ヲ盡サント思ハハ始メヨリ其事ノ成シ得ヘキカ得ヘカラサルカヲ審ニ思考スヘシ驕氣ナル事ヲ假初ニ諾ヒテヨシナキ關係ヲ結ヒ後ニ至リテ信義ヲ立テントスレハ進退谷リテ身ノ措キ所ニ苦ムコトアリ悔ユトモ其詮ナシ始ニ能ク事ノ順逆ヲ辨ヘ理非ヲ考ヘ其言ハ所詮踐ムヘカラスト知り其義ハトテモ守ルヘカラスト悟リナハ速ニ止ルコソヨケレ古ヨリ或ハ小節ノ信義ヲ立テントテ大綱ノ順逆ヲ誤リ或ハ公道ノ理非ニ踏迷ヒテ私情ノ信義ヲ守リ

アタラ英雄豪傑トモカ禍ニ遇ヒ身ヲ滅シ屍ノ上ノ汚名ヲ後世マテ遺セルコト其例
 尠カラヌモノヲ深ク警メテヤハアルヘキ

一、軍人ハ質素ヲ旨トスハシ凡質素ヲ旨トセサレハ文弱ニ流レ輕薄ニ趨リ驕奢華
 美ノ風ヲ好ミ遂ニハ貧汚ニ陥リテ志モ無下ニ賤クナリ節操モ武勇モ其甲斐ナク世
 人ニ爪ハシキセラルル迄ニ至リ其身生涯ノ不幸ナリトイフモ中々愚ナリ此風一タ
 ヒ軍人ノ間ニ起リテハ彼傳染病ノ如ク蔓延シ士風モ兵氣モ頓ニ衰ヘヌヘキコト明
 ナリ朕深ク之ヲ懼レテ曩ニ免黜條例ヲ施行シ略此事ヲ誠メ置キツレト猶モ其惡習
 ノ出シコトヲ憂ヒテ心安カラネハ故ニ又之ヲ訓フルソカシ汝等軍人ユメ此訓誠ヲ
 等閑ニナ思ヒソ

右ノ五ヶ條ハ軍人タランモノ暫モ忽ニスヘカラスサテ之ヲ行ハンニハ一ノ誠心コ

ソ大切ナレ抑此五ヶ條ハ我軍人ノ精神ニシテ一ノ誠心ハ又五ヶ條ノ精神ナリ心誠
 ナラサレハ如何ナル嘉言モ善行モ皆ウハヘノ裝飾ニテ何ノ用ニカハ立ツヘキ心タ
 ニ誠アレハ何事モ成ルモノソカシ況シテヤ此五ヶ條ハ天地ノ公道人倫ノ常經ナリ
 行ヒ易ク守リ易シ汝等軍人能ク朕カ訓ニ遵ヒテ此道ヲ守リ行ヒ國ニ報ユルノ務ヲ
 盡サハ日本國ノ蒼生學リテ之ヲ悦ヒナン朕一人ノ懌ノミナランヤ

明治十五年一月四日

御名、御璽

勅

語

(在郷軍人ニ賜ハル)

朕惟フニ國防ノ完備ハ汝在郷軍人ニ待ツモノ洵ニ多シ汝等戮力協心陸海一致シテ益々軍人精神ヲ鍛練シ軍事能力ヲ増進シ、郷ニ在リテハ忠良ナル臣民ト爲リ軍ニ從ヒテハ國家ノ干城ト爲リ以テ其本分ヲ盡サムコトヲ期セヨ

大正三年十一月三日

御名 御璽

勅語

朕茲ニ大統ヲ嗣キ列聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク惟フニ皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ一誠以テ之ヲ

貫ク可キヲ示シ給ヘリ汝等軍人ハ夙夜此聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國威ヲ宣揚シ皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ翼成シタリ朕ハ朕カ統率スル所ノ軍隊ハ卽是皇考ノ慈育愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝等軍人ノ忠勇ニ信倚シ皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍皇國ノ光威ヲ顯彰シ億兆ノ福祉ヲ増進セムコトヲ冀フ汝等軍人ハ皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直ニ之ヲ朕カ躬ニ效シ愈々奉公ノ志ヲ鞏クシ思索ノ選ヲ慎ミ宇内ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ伴ヒ拮据勵精各其本分ヲ盡シ朕カ股肱タルノ實ヲ舉ケ以テ皇謨ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ

大正元年七月三十一日

御名 御璽

勅諭

朕祖宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ大統ヲ嗣クニ臨ミ朕カ股肱タル陸海軍人ニ告ク
惟フニ皇祖考夙ニ汝等軍人ニ聖訓ヲ降シ給ヒ皇考亦申ネテ聖諭ヲ垂レ給ヘリ汝等
軍人脊々服膺シ克ク匪躬ノ節ヲ效シ盡忠報國ノ偉業ヲ建テタリ
朕ハ先朝ノ慈育愛撫シ給ヘル軍隊ヲ念ヒ切ニ汝等軍人ノ忠誠勇武ニ信倚シ列聖ノ
遺業ヲ紹述シ倍々國威ヲ顯揚シ億兆ノ慶福ヲ増進セムコトヲ冀フ
汝等軍人其レ克ク朕カ意ヲ體シ先朝ノ訓諭ニ遵由シ審ニ宇内ノ大勢ヲ察シ深ク時
世ノ推移ニ鑒ミ切磋砥礪愈々操守ヲ固クシ一意奉公ノ至誠ヲ擢テ以テ宏猷ヲ扶翼

セムコトヲ期セヨ

昭和元年十二月二十七日

御名 御璽

詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本
ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基ツキ淵源ニ
遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揚ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉
ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神

一六
ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルヘシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著シ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢々トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遇ヒテ憂悚交々至レリ

輓近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク兆シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ンヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニアルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚

ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭謙勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民夫レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政 名

大正十二年十一月十日

讀 法

兵隊ハ皇威ヲ發揚シ國家ヲ保護スル爲ニ設ケ置カルルモノナレバ此兵員ニ加ル者ハ堅ク左ノ條件ヲ守リ違背スベカラズ

第一條 誠心ヲ本トシ忠節ヲ盡シ不信不忠ノ所爲アルベカラザル事

第二條 長上ニ敬禮ヲ盡シ等輩ニ信義ヲ致シ粗暴倨傲ノ所爲アルベカラザル事

第三條 上長ノ命令ハ其事ノ如何ヲ問ハズ直チニ之ニ服從シ抗抵干犯ノ所爲アルベカラザル事

第四條 膽勇ヲ尙トビ軍務ニ勉勵シ恐怯柔懦ノ所爲アルベカラザル事

第五條 血氣ノ小勇ニ誇リ爭鬪ヲ好ミ他人ヲ侮慢シ世人ノ厭忌ヲ來ス等ノ所爲アルベカラザル事

第六條 道德ヲ修メ質素ヲ旨トシ浮華文弱等ニ流ルルノ所爲アルベカラザル事

第七條 名譽ヲ尙トビ廉恥ヲ重ンジ賤劣貪汚ノ所爲アルベカラザル事

以上掲ル所ノ外法律規則ニ違犯シ罪ヲ國家ニ得ルニ至テハ父祖ヲ辱シメ家聲ヲ汚シ醜ヲ後世ニ遺ス獨リ其身現在ノ恥辱ノミナラザルナリ況ンヤ重罪ノ如キハ各人天賦ノ公權ヲ剝奪セラレ世ニ立チ人ニ接ルモ總テ對等ノ權利ヲ得ザルニ至ルニ於テヲヤ名譽ヲ尙トビ廉恥ヲ重ンズルノ軍人ニ在リテハ殊ニ戒慎ヲ加ヘザルベカラズ就中陸軍刑法ハ軍隊ノ害ヲ爲ス者ヲ懲ス爲メニ特ニ設ケラルルモノナルヲ以テ其刑亦頗ル嚴ナリ軍人ニシテ之ヲ犯セバ營ニ本分ヲ誤リ軍隊ノ安寧ヲ害スルノミナラス遂ニ世人ノ信用ヲ損シ陸軍ノ榮譽ヲ汚ス等其責更ニ重シ平素自ラ戒飾シテ決シテ違犯スベカラザルモノ也

ア

アイコトバ〔合言葉〕對陣久しきに亘るときなど通常暗夜に敵味方の識別をなすため用ゆる一定の符牒の言葉、例へば「山」に對する「川」「鶴」に對する「龜」の如し、而して全軍のためには通常最高級指揮官が定める。

アイズ〔合圖〕一方が他方に對して與へる知らせ又は信號等をいふ、例へば遠方に居る味方に此方の有様を知らせ、或は距離を隔て、位置する友軍が互に敵に秘密に旗を振るなどして合圖をしあひ、又は豫定の行動をとらしめるため烽火をあげたり信號彈を發射したりすること。

アイロ〔隘路〕橋梁、土堤、谷間又は水田、水流等の間にある一條の路などにして軍隊が狭き正

面にあらざれば通過することの出来ない所。

アシナミ〔足並〕足の調子。

アツサクバリヨ〔壓搾馬糞〕持運びに便利なため機械にかけて壓し縮めた馬糞で使用する時は水に浸して用ふるもの。

アブミカネ〔錠飯〕輜重車に兵が乗る場合足をかける鐵製の臺。

アマオイ〔雨覆〕防雨用として軍服の上に着用するもの、マントに同じ。

アンゴ〔暗號〕アイコトバに同じ。

アンコーチヨ〔鞍工長〕砲兵工長の一種にして陸軍工科學校に於て生徒として概ね二ケ年間主に軍鞍の修理、保存、手入等の實地作業並各隊鞍工卒の特業教育に關する技倆を修得したる上等鞍工長（伍長相當）に任官し漸次二等（軍曹）一等（曹長）に進み更に砲兵上等工長（准

士官)に進むことが出来る。服装は砲兵科下士と同様なるも軍衣の左臂外側に臂章を付ける、巻頭参照。

アンコツ「鞍骨」駄馬具を大別して駄鞍、屬品となり、駄鞍を大別して鞍骨、鞍褥となる、鞍骨の名稱は前穹木、後穹木、居木、力木の四。

アンジヨク「鞍褥」駄馬具の駄鞍の中の一つで鞍褥の名稱は前居木駐革、後居木駐革、締革、簪、褥表、褥裏、褥心とある。

アンゼンカイ「安全界」彈道が目標の高さを超過する。坦地の長さ。

アンゼンソーチ「安全装置」彈を込めた銃、砲の撃發機關(引鐵、擊鐵等)が他物に觸るゝも發火しない装置あるもの。

イ

イカイ「位階」位の階級にして正一位より從八位に至る十六階級あり、即ち一位より八位迄の各位の數字の頭に正(上)、從(次)の二字を冠したるもの。

イカリムスビ「錯結」綱結びの一名稱にして綱に依る錯綱を錯錯に結着するに用ふるもので、錯綱を二回錯錯に通して鈎結をなすもの、但し第一の鈎は錯錯に通した錯錯の内にあらしめ、錯錯から綱端結束部までの長さは錯錯よりも長からぬ方がよい。

イカン「尉官」將校の階級一部の名稱、大尉、中尉、少尉。

イカンソートーカン「尉官相當官」大尉より少尉までの階級に相當するものにして、一、二、三等主計(經理部)一、二、三等軍醫、一、二、三等藥劑官、(衛生部)一、二、三等獸醫(獸醫

部)一、二、三等樂長(軍樂部)をいふ。

イキユー「醫扱」陣中用衛生器具及諸材料を收藏せる行李。

イクセイバ「育成馬」軍馬補充部で育成したる馬

イタクガクセイセイト「依託學生、生徒」經理部衛生部、獸醫部の士官を補充するため經理部にありては、大學令による大學の法學部、經濟學部又は商學部に在學の學生、衛生部、獸醫部にありてはそれ、當該學を修むる大學又は專門學校に在學する學生、生徒中學業優良、體格強健、品行方正にして各部士官を志願する者より所要人員を選抜して依託學生、生徒とし、陸軍兵籍に編入し一定の費用を給して(月額五十圓)修學せしめ、學課を修了の上は見習主計、見習醫官、見習藥劑官、見習獸醫官として概ね二ヶ月間士官の勤務を修得せしめ銓衡の上任官せし

イキ—イチ

む、學士は二等(中尉)主計等に其他は三等(少尉)軍醫等に任ず。

イタクシヤゲキ「依託射擊」命中を良好ならしむるため銃を地物(積土、土囊、胸塔等)に依託して射擊すること。

イチネンゲンエキヘイ「一年現役兵」兵役法發布前、徵兵令に規定せられたる兵役制度の一名稱にして、現在は「短期現役兵」と改稱せらる。

イチネンシガンヘイ「一年志願兵」兵役令發布前徵兵令に規定せられ居る兵役制度の一名稱にして現在は「幹部候補生」と改稱せらる。

イチランズ「一覽圖」既製の詳細圖に依り梯尺を縮小して廣大な地域を小圖紙上に精確に現圖したもので、我陸地測量部發行の二十萬分の一帝國圖の様なもの。

イチレツオータイ「一列横隊」各兵が左右一列に

ならんだ隊形。
 イチレツソクメンジユータイ〔一列側面縦隊〕各兵が縦一列にならんだ隊形。
 イツソ―シキヒコキ〔一層式飛行機〕單葉飛行機とも云ひ翼が一枚の飛行機「ブレリオ」「ニュールポール」式等之に屬すもの。「部参照」
 イツト―アンコ―チヨ―〔一等鞍工長〕鞍工長の部参照。
 イツト―ガクシユ〔一等樂手〕樂手の部参照。
 イツト―ガクチヨ―〔一等樂長〕樂長の部参照。
 イツト―カコ―チヨ―〔一等火工長〕火工長の部参照。
 イツト―カコ―チヨ―〔一等靴工長〕靴工長の部参照。
 イツト―カゴカン〔一等看護官〕看護官参照。
 イツト―カンゴチヨ―〔一等看護長〕看護長参照。
 イツト―カンジヤ〔一等患者〕歩行し難く車馬で送られる傷病者。
 イツト―キコ―チヨ―〔一等機工長〕機工長の部参照

イツト―グンイ〔一等軍醫〕軍醫の部参照。
 イツト―グンイセイ〔一等軍醫正〕軍醫正参照。
 イツト―ケイシユ〔一等計手〕計手の部参照。
 イツト―シユケイ〔一等主計〕主計の部参照。
 イツト―シユケイセイ〔一等主計正〕主計正参照。
 イツト―ジユイイ〔一等獸醫〕獸醫の部参照。
 イツト―ジユイイセイ〔一等獸醫正〕獸醫正参照。
 イツト―ジユイコ―チヨ―〔一等銃工長〕銃工長の部参照。
 イツト―シヨ―〔一等症〕次に掲ぐる傷病者をいふ。一、戦開の爲め傷病を受けたもの、二、公務の爲め傷病を受け又は病氣に罹りたるもの、三、戦地又は公務旅行中流行病に罹りたるもの、四、以上述べた傷病の再發したるもの。
 イツト―ソツ〔一等卒〕初年兵が入營して約六箇月目に成績優秀な者は中隊に定まつた一等卒の

人員の範囲内で一等卒に進級する。其他のものも大抵満期までには皆一等卒にはなる。肩章は巻頭の別表参照。
 イツト―タンコ―チヨ―〔一等鍛工長〕鍛工長の部参照。
 イツト―テイテツコ―チヨ―〔一等蹄鐵工長〕蹄鐵工長の部参照。
 イツト―デンコ―チヨ―〔一等電工長〕電工長の部参照。
 イツト―ホ―コ―チヨ―〔一等縫工長〕縫工長の部参照。
 イツト―マコ―チヨ―〔一等磨工長〕磨工長の部参照。
 イツト―モクコ―チヨ―〔一等木工長〕木工長の部参照。
 イツト―ヤクザイカン〔一等藥劑官〕藥劑官参照。
 イツト―ヤクザイセイ〔一等藥劑正〕藥劑正参照

イド―シキグンヨ―ムセンデンシンシヨ〔移動式軍用無線電信所〕場所を固定せずして適宜必要な所に設置する軍事用の無線電信所。
 イツバンキヨ―イク〔一般教育〕軍隊一般の教育で兵卒及各級幹部を訓練し以て精銳で且堅實なる軍隊を練成するを目的とする、此教育のため教育年度を若干期に分ち各期に於て實施すべき課目の標準は教育順次表に示されて居る。
 イド―モクヒヨ―〔移動目標〕固定せずして移り變る目標。
 イハン〔違犯〕法律規則にはずれたことをすること。
 イムシツ〔醫務室〕兵營内に於て病傷の診斷治療を受ける室。
 イモンブクロ〔慰問袋〕戦地にある將卒を慰めるため郷土から色々なものを入れた袋を送る、其

の袋のこと。
イレイノツミ〔連令の罪〕陸軍刑法に該る犯罪の一つで、哨兵を欺きて哨所を通過し又は哨兵の制止に背いた者、哨兵に對し哨令を犯した者、在郷軍人が故なく召集の期限に後れたとき、兵役を免るゝ目的を以て疾病を作為し身體を毀傷し其他詐偽の行爲をなしたとき、戦時、軍中又は戒嚴地に在つて軍事に關する虚偽の命令、通報又は報告を爲した者、戦時又は事變に際して軍に關し造言飛言をなした者、禮砲號砲其他空包を發すべき場合に彈丸、瓦石其他の物を裝填して發した者、哨兵又は衛兵が故なく銃砲を發したとき、戦時、軍中又は戒嚴地境に在つて急呼の號砲あつた場合に故なく來會しない者、政治に關し上書、建白其他請願をなし又は演説若くは文書を以て意見を公にした者、服從の義務

に違ふべき事を目的として黨を結んだ者等に適用されるもの。
イロキユカ〔慰勞休暇〕勞多き者を慰めるため與へられる休暇で、イ、特別の勤務又は演習等に從事して其勞多き者、ロ、六箇月以上朝鮮、臺灣、樺太、關東州及外國に在つて勤務した後其任務を終つて内地に歸還した者に與へられる。「イ」の場合は一、日、特種の者でも三日以内である。
インケント〔隱顯燈〕燈火を隠したり顯はしたりする如く出來て居る燈具。
インケンホーダイ〔隱顯砲臺〕發砲する時は砲身が顯れ發砲後はそれが隠れて外部からは發見することの出來ない様に築れた砲臺にして要塞地帯に設けられてある。
インソツ〔引率〕ひきつれること。

インソツシヤ〔引率者〕ひきつれて行く者。
インベイ〔蔭蔽〕おほひかくすこと。
インベイチ〔蔭蔽地〕森林、家屋、耕作物等のため視通すことの出來ない土地のこと。

7

ウカイ〔迂回〕敵を包圍し又は不意に敵の意表に出づるため、敵の背後に敵眼に觸れざるやうに運動すること。
ウガン〔右岸〕下流に向つて右の方にある岸のこと。之に反して左の方を左岸（サガン）といふ。
ウゴノシユ〔烏合の衆〕統一のないものゝ集まり、即ち空元氣ばかりあつてもいざとなると何の役にもたない者共の集。
ウソクエイ〔右側衛〕敵に對し警戒行軍をなす場

合に、本縱隊又は本隊の右側（敵方に面して）にありて警戒に任ずる部隊。
ウチジニ〔討死〕戦地に於て敵と戦つて死ぬること。
ウデシヨ〔臂章〕軍衣の左の臂につける徴。
ウデニツツ〔腕に銃〕歩哨の銃の持ち方の一、銃床を右腋下に挟み銃身を右手に握る銃の持ち方
ウマノケイロ〔馬の毛色〕馬の有する毛の色にして次の如き種類がある。
 一、鹿毛、大部分褐色で鬃、鬣、尾及四肢の下部の黒きもの。全身黒く膝及鼻端のみ褐色のもの。は黒鹿毛。
 二、栗毛、全身赤色のもの、色の濃いものは橡栗毛といふ。
 三、青毛、全身黒色なるもの。
 四、河原毛、大部分灰色白或は黄色を帯びた褐

色で鬣、尾及四肢の下半部は黒色又は黒味を帯びたもの。

五、槽毛、全身の毛に白毛が散生して鬣、尾及四肢の下半部は概ね黒色のもの。毛色が鹿毛の時は槽鹿毛、栗毛の時は槽栗毛といふ。

六、蘆毛、白色と黒色或は濃い赤、褐、黄等の色毛とが全身に混つて生じ皮膚及蹄は色素を有して老齢に至るにつれて次第に白色に變るもの。

七、月毛、全身赤黄を帯ぶる白色又は純白色のもの。

八、駁毛、全身に大小不同の白色の斑點の散生してゐるもの。之は著しく馬の品質を損するもの。
ウマヤ〔厩〕馬を收容する所。馬小屋。
ウマヤシユーバンジヨートーヘイ〔厩週番上等兵〕週番下士に屬して厩の取締に任ず、即ち厩の内

外を巡察して厩當番の勤務を監視し、火災豫防馬匹の状態等に注意する上等兵。

ウマヤトーバン〔厩當番〕乗馬隊に限り通常中隊毎に之を設け厩週番上等兵に隸屬して馬匹を安全に保護して厩の内外を清潔にし火災及備附器具並に各内務班厩具等の監視をなす勤務、勤務時間は二十四時間、徒歩部隊にても之を設けることが出来る。

ウヨク〔右翼〕敵に對して我軍又は我部隊の右の端及之に近い部分。

ウンソーセン〔運送船〕戰時軍隊の兵員、馬匹軍需品一切を輸送する船。



エイガイ〔營外〕兵營の外。

エイカダン〔曳火彈〕彈丸が砲口を出て、一定の時間を経過するや空中にて破裂す、この彈丸を云ふ。

エイカリユースンダン〔曳火榴霰彈〕一定の基高にて目標物體を掩ふ如く、空中にて曳火炸裂する無数の彈子を有する火砲の彈丸、主に人馬を殺傷するに用ふ。

エイキユーチクジヨ―〔永久築城〕攻者の最も有力なる攻撃器材とあらゆる攻撃手段に對抗し、且多大の年月を経過するも容易に頽壞する事なきやう、平時より諸般の工藝技術を應用し、各種の永久的材料を用ひて設備する、例へば要塞の如きもの。

エイシヤ〔衛舍〕衛兵所の建物。
エイジユ〔衛戍〕陸軍軍隊が永く一つの地にとゞまること。

エイジユエイヘイ〔衛戍衛兵〕衛戍地に於て平時は災害又は非常に對して官衛、倉庫彈藥庫等陸軍に關する建築物等の保護に任じ、戰時又は非常の際には尙其他の警備をなして治安を維持して人民の保護に任ずる所要の兵力。

エイジユキンム〔衛戍勤務〕衛戍地に於ける諸勤務。

エイジユケイムシヨ〔衛戍刑務所〕東京、大阪、小倉、旭川、朝鮮、臺北、關東州の七箇所に置き陸軍々人、軍屬の刑に處せられたるものを服刑せしめ且未決囚を收監する所。

エイジユコーキンシヨ〔衛戍拘禁所〕仙臺、名古屋、廣島、熊本、弘前、金澤、姫路、善通寺、宇都宮、京都、久留米の十一箇所に置き、陸軍軍人軍屬の犯行者（刑法に該當する）を拘禁する所。

エイジュシレイカン〔衛戍司令官〕衛戍地所在の軍隊を指揮する最高級の團隊長。

エイジュチ〔衛戍地〕陸軍軍隊が永久に一つの所にとゞまる土地。

エイジュビョーイン〔衛戍病院〕各衛戍地にある病院で其の所在地の陸軍部隊の患者を收容治療し衛生材料を保管供給し衛生試験を爲し衛生部下士以下の教育を掌る。各衛戍地名を冠稱する、但し東京には二箇あつて東京第一、第二の名を冠してある。

エイジュフクカン〔衛戍副官〕衛戍地の長官に直屬して軍事上の庶務を掌る武官。

エイセイキンム〔衛生勤務〕各隊の衛生部にありて勤務すること。識別するには左腕に白地に赤十字の臂章を附す。

エイセイザイリョーシヨ―〔衛生材料廠〕陸軍衛

生諸材料（獸醫材料も含む）の研究、試験、調査等に關する業務を掌る役所。

エイセイタイ〔衛生隊〕師團に設けられ軍人軍隊の衛生特に傷病者の收容、診療に當る部隊。

エイセイブ〔衛生部〕陸軍衛生に關する一切の事項を取扱ふ軍人の部屬を云ひ、軍醫官、藥劑官、看護官、看護長、看護卒等何れも衛生部に屬す。

エイソ―〔營倉〕重、輕營倉に處せられた者を鑑して悔悟謹慎せしめ、又犯行者で處分のまだ決しない者及一時營倉入を必要とする者を留置く所。

一、重營倉は日數一日以上三十日以内として營倉に鑑し寢具を貸與せられず（但し三日の内一日は貸與し通常の糧食を給せらる）飯、湯及び鹽のみを給して演習及教育の場合を除く外は勤務に服することを禁ぜらる、但し三日の内一日

は寢具を貸與し通常の食物を給せらる罰期間中は俸給を營内居住者は十分の八、營外居住者は十分の五を減ぜられる、又重營倉一日を下士及兵卒の階級にある學生生徒は禁足三日、兵卒にあつては苦役三日に換算される。但營外居住者にあつては禁足三日に換算される。

二、輕營倉は日數一日以上三十日以内として營倉に鑑し演習及教育を除く外は勤務に服することを禁ぜられるもの、罰期間中は俸給を營内居住者は十分の五、營外居住者は十分の二を減ぜられる、又輕營倉一日を下士及兵卒の階級にある學生、生徒は禁足二日、兵卒にあつては禁足二日に換算される。

エイテイ〔營庭〕兵營の庭。

エイテン〔榮典〕名譽のしるし。

エイナイ〔營内〕兵營の内。

エイナイグツ〔營内靴〕兵營の内のみではく短靴

エイヘイ〔衛兵〕兵營や陸軍所屬の主なる建物（彈藥庫、兵器庫等）を警衛する一部の軍隊を云ひ、風紀衛兵（兵營）衛戍衛兵（衛戍地内の建物に）の別あり、通常二十四時間交代とす、衛戍地外に出す衛兵は之を分遣隊と云ひ、通常一週間連続勤務とす。

エイヘイシユソク〔衛兵守則〕衛兵の服務に必要な規則。

エイヘイシヨ〔衛兵所〕衛兵の詰所にして營門を入りて一側に設けられあり。

エイモン〔營門〕兵營に入る門にして入口には歩哨立ちて警戒す。

エツペイ〔閱兵〕兵をけみする。

エツペイシキ〔閱兵式〕兵をけみする儀式にして分列式と合して觀兵式といふ。東京にありては

大元帥陛下地方にありては其地衛戍司令官閱兵官となりて、衛戍地全軍隊一定の隊形に整列して嚴肅なる部隊の禮をなし閱兵をする。

エリシヨ「襟章」兵科部を識別さすために襟につける定色のしるし。

エリフ「襟布」下士兵卒が軍衣の襟下にカラーの代りに用ふる白色三角形の木綿製の布で各自自由洗濯の出来るもの、これを三つ折として一寸三四分位にして上衣の襟より一分位現はす様に頸に纏ふもの。

エリブキシヨ「襟部徽章」所屬部隊の聯(大)隊號を示すアラビヤ數字の標識、同一兵科に於ても其兵種を異にするものは別に徽章を定められる例へば工兵科にありても電信隊、鐵道隊の如きは右の襟に特別の徽章がついて居る。

エンガイ「掩蓋」散兵壕、掩壕などに蓋ひをして

敵砲彈の損害を防ぐ處置を施したるもの。

エンキヨリ「遠距離」遠い隔たり。

エンキヨリソーサク「遠距離搜索」遠く隔つてゐる所のものをさがし求めることと専ら飛行機、騎兵が其の任にあたる。

エンゴ「掩護」敵の射撃襲撃等に對して本隊、友軍又は或る要點、構築物等を守護し安全ならしむること。

エンゴ「掩壕」陣地に於て援隊、豫備隊、指揮官の位置等を敵彈に對し安全ならしむるため地形を撰んで掘開したる壕。

エンゴシヤゲキ「掩護射撃」味方の隊の行動を容易ならしめ、又は危急を救ひ或は協同動作をなすため、その友軍方面の敵に對して行ふ射撃。

エンシユ「演習」けいこ。

エンシユシヨシユ「演習召集」勤務演習の

ために在郷軍人を召集すること。

エンシユバシユカン「演習場主管」陸軍演習場及廠舎の保管、管理をする人で多くは豫後備將校、准士官が之に當るが身柄取扱は軍屬とす。

エンシユテリユードン「演習用手榴彈」演習の時用ゆる手榴彈で重量が約五〇〇瓦であつて構造は殆ど制式手榴彈と同じである。

エンジヨ「援助」たすけること。

エンセイ「遠征」遠くを征服にゆくこと。

エンタイ「掩體」兵員、機關銃、砲車、彈藥車等を敵火に對して掩護するために築く構築物にして、兼て之に射撃設備を施す。

エンタイ「援隊」歩兵小隊が火線構成に當りて火線の後方に置く部隊の名稱、主として火線を増加し、又は突撃に際し新銳の威力を加ふるに用ふ。

エンダン「遠彈」目標よりも遠く即ち目標の後方に落下した彈丸。

エント「延燈」消燈ラツバが鳴つた後にて點燈すること。延燈するには中隊にありては中隊長(不在の時は週番士官)本部にありては副官(不在の時は週番司令)の許可を要するものである。

エンブクブツ「掩覆物」通常築城の構築物を敵に發見せられざる如く、附近の土地と同色の物料を以て覆ひをすること。

エンベイ「援兵」たすけの兵。

エンベイブ「掩蔽部」陣地内部に設け敵眼、敵彈に對して守備を掩蔽せる設備の場所。

エンボク「轅木」二輪、四輪輻重車の車輛の一部の名稱、其の中に更に扶飯、駐鐵、駐鐵樞軸、袴革留金の名稱あり。

エンマク「煙幕」戰場にあつて局地を遮蔽して我

行動を容易ならしむるため發煙彈使用、其他多量發煙する物料の燃焼によりて生ずる煙の幕。飛行機上から投下する發煙彈、砲兵の發射する煙幕彈は頗る有効である。

エンマクシヤゲキ「煙幕射撃」射撃に依つて煙幕を發して局地を庶蔽すること。(エンマクの部參照)。

エンレン「演練」けいこして練ること。

オ

オーエンダイ「應援隊」援助に赴く部隊。

オーケイシヤメン「凹形斜面」等齊にあらずして中の凹める傾斜面。

オーゴ「押伍」小隊の横隊に於て兩翼分隊長以外の分隊長にして、分隊の概ね中央の奇數伍に重

り後列より二歩の所に位置する者。

オーコーモクヒョー「横行目標」射手と直角に運動してゐる目標。

オーゴレツ「押伍列」押伍の外、特務曹長、曹長給養掛下士(第一小隊)、喇叭手(第二小隊)、看護卒(第三小隊)は其小隊の同列に在りて何れも奇數伍に重る如く位置す、其同線列をいふ。

オーシヨーン「應召員」召集に應ずる在郷軍人

オーシヨール「横堵」敵より受くる側射、斜射の損害を防止し且壕の附近に破裂する砲彈の威力を一局部に制限する爲に火線中所々に之と直角に設くるもの。

オーシンフ「應信符」手旗信號に於て送信者が起信符を送る時受信者が之に應ずるため送る信號符で兩手を交々上下に數回振る。

オータイ「横隊」兵員が一定の間隔を保ちて左右

に併べる隊形にして、通常一列横隊及二列横隊(單に横隊ともいふ)。

オーチ「凹地」平地よりも一段低く凹める土地。

オードー「凹道」兩側の土地よりも低く中窪みの道路をいふ。

オーヨシヤゲキ「應用射撃」現在は此名稱なきも基本射撃に於て修得せし射撃技倆を更に練磨せしむるため實戰的に應用せしむる射撃をかくいへり。

オーヨータイケイ「應用隊形」正規に定められたる密集隊形以外の隊形。

オビカワ「帶革」銃劍又は軍刀を腰に著けて置く革製の帶にして劍帶、刀帶の區別あり。

オメシレツシヤ「御召列車」天皇陛下、皇后陛下皇太子殿下の御乗車になる汽車。

オリシケ「折敷」行進間に在りては右足を踏み著

け、左足を約半歩右足尖の前に足尖を僅に内にして踏み出すと同時に上體を半ば右に向け、左手を以て劍鞘を前に拂ひ右脚を曲げ、其の股を地に著け臂を右足の後方に於て地につけ左脚を立て、兩手を握り右手を右股の上に、左前臂を左膝の上に置く、停止間においても之に準ず。

オンキユール「恩給」官吏又は公吏で一定の年限以上その勤めを勵み成績良好なる者に國庫又は地方廳より職を退きたる時又は本人死後家族に給せらるゝ金額で國家のものは次の種類になつてゐる、普通恩給、増加恩給、一時恩給、傷病賜金、扶助料及一時扶助料の六種とし、普通恩給増加恩給及扶助料は年金とし、一時恩給、傷病賜金及一時扶助料は一時金とす。

軍人にして左の各號に該當したるときは恩給を受くるものとす。

一、在職年十一年以上にして退職したるとき（普通恩給）。

二、公務の爲傷病を受け又は疾病に罹り不具廢疾となり之が爲退職したるとき（普通恩給及増加恩給）。

三、下士以下の軍人在職十一年未滿にして退職したるとき（一時恩給）。

四、下士以下の軍人公務の爲傷病を受け又は疾病に罹り不具廢疾の程度に至らざるも之が爲退職し又は退職一年内に之が爲一種以上の兵役を免ぜられたるとき（傷病賜金）傷病賜金は之を普通恩給又は一時恩給と併給する事を妨げず。

五、軍人普通恩給を受くべき資格を有し在職中死亡したるとき又は普通恩給を給せらるゝ者死亡したるときは其遺族には妻、未成年の子、又、母、成年の子、祖父、祖母の順位に依り之に扶

助料を給せらるゝものとす。

六、軍人前號に該當し兄弟姉妹以外に扶助料を受くる者なきときは、其兄弟姉妹未成年又は不具廢疾にして生活資料を得るの途なく、且之を扶養する者なき場合に限り之に一時扶助料を給せらるゝものとす。下士以下の軍人在職十一年未滿にして在職中死亡したる場合には其遺族に一時扶助料を給せらるゝものとす。

カ

ガイカ「凱歌」かちどき。

カイカツチ「開轄地」周圍が廣く通視出來て目障りなく開きたる土地。

カイキユ「階級」軍人の位置にして官等の上下をいふ、例へば大佐、中佐、少佐（將校）曹長、

軍曹、伍長（下士）上等兵、一等卒、二等卒（兵卒）の如し。

カイゲン「戒嚴」戦時若しくは事變に際し兵力を以て全國又は一地方を警戒すること。

カイゲンシレイカン「戒嚴司令官」戒嚴地にある軍隊を指揮、統率する武官、次の諸件を施行する權を有つてゐる。一、集會或は新聞、雜誌、廣告等の時勢に妨害があると認めたるものを停止すること。二、軍需に供する民有の諸物品の輸出を禁止すること。三、兵器彈藥、其他の危険な諸物品を押収すること。四、郵便電報を開封し、出入船舶及び物品を検査し竝に陸海通路を停止すること。五、戦狀に依つては人民の動産不動産を破壊燒失すること。六、合圍地境内では晝夜の別なく人民の家屋、建造物、船舶中に立入つて検査すること。七、合圍地境内に寄宿

する者に對しては時機に依り其の地を退去せしむること。

カイゲンチ「戒嚴地」戦時又は事變に際して兵力を以て警戒せられたる土地及區域。

カイゲンチキヨ「戒嚴地境」戒嚴地に同じ。

カイゲンレイ「戒嚴令」戦時又は事變に際して兵力を以て全國或は一地方を警戒するために下される命令。

カイコシヤ「借行社」財團法人にして將校同相當官の集會する所で俱樂部に類するもの、東京に本社あり各衛戍地に支社あり。

ガイコクチユ「サイイン」外國駐在員」職務上外國に留つてゐる武官。

ガイシユツ「外出」休日或は公用又は止むを得ざる私用にて營内者が許可を得て營外に出ることをいふ。

ガイシユツシヨ (外出證) 一般外出日に所定の時間内兵卒が外出せんとする時内務班長を経て下付せらるゝ外出の許可證。

ガイシユツシヨメイシヨ (外出證明書) 兵卒が一般外出日以外に或は所定時間外に外出を願ひ出て許可せられし時之れを證明するもの。

カイスイジユンメン (海水準面) 軍用地圖に於て土地の高低を表はすため眞高の基準を中等潮位に於ける海水準面 (東京灣) に採つて居る、即ち陸地測量部測量の地圖は東京灣海水準面を零米突として之に比較して或る土地の標高 (眞高) を標記してある。

カイセン (會戰) 兩交戰國軍の主力交戰をいふ例へば日露戰爭に於ける遼陽會戰、奉天會戰と云ふが如きである。

ガイセン (凱旋) 戰に勝つてかへること。

ガイセンモン (凱旋門) 戰に勝つてかへる軍隊を迎へるために造られた門。

カイソ (改装) 服裝、馬裝等の裝著の仕方を整へ更めのこと。

カイツ (潰走) まけて逃げる。

ガイトリ (外套) 軍服の上に着るもので防寒用と雨天用との二通りある。

ガイハク (外泊) 外出先きて宿泊すること。

ガイハクシヨ (外泊證) 外泊證明書に同じ。

ガイハクシヨメイシヨ (外泊證明書) 管内下士以下外泊の必要ある時内務班長を経て中隊長に願出て許可せられし時之を證明するもの。

カイヒヨキ (解氷期) 氷が解け始める時季。

カイリヨ (飼料) 馬の食料。

カエン (火焰) ほのほ (焰)。

カキユシヤ (下級者) 階級、等級の自分より下

のもの。

カキヨ一エンシユ (架橋演習) 橋をかける演習

カキヨ一ザイリヨ (架橋材料) 橋をかけるに必要な材料。

カキヨ一ジユレツ (架橋縦列) 橋をかける材料を運搬する部隊。

カキヨ一ブタイ (架橋部隊) 橋をかける任務を帯びた部隊。

ガクシユ (樂手) 軍樂部に屬する下士。それには一、二、三等樂手あり、一等樂手は曹長、二等樂手は軍曹、三等樂手は伍長の相當官である。現役樂手は樂手補で樂手を志願して一年以上在營し樂手たるの技能を有する者から採用する。ガクシユホ (樂手補) 軍樂部に屬する上等兵相當級のもの、陸軍戸山學校軍樂生徒の課程を卒業した者から採用する。

ガクチヨ (樂長) 軍樂部の士官で一、二、三等

樂長の別あり、一等樂長は大尉相當官、二等樂長は中尉相當官、三等樂長は少尉相當官である。樂長は樂長補より拔擢して進級される。

ガクチヨホ (樂長補) 軍樂部に屬する准士官で一等樂手より拔擢進級せしめらる。

カクノ一コ (格納庫) 飛行機を藏つておく建物。カケアシ (駈歩) 一步の長さを踵から踵まで約八

十五程とし速度は一分間約百七十歩とする。カコ一チヨ (靴工長) 經理部に屬し、各隊靴工

卒の教育及軍靴修理作業を指導するの責を有し次に掲ぐる者を以て補充せらるゝ。
一、靴工長候補者にして概ね二年在營し陸軍被服本廠に於て靴工長たるに必要な學術を習得し靴工長たるに適する者。
二、靴工長適任證書を有する兵卒にして歸休を

命ぜられ又は現役期間満つる日迄在營して豫備役に入り退營後二年以内に現役靴工長を志願する者

三、豫備役又は後備役の靴工長にして現役満期後二年以内に現役を志願する者一、二、三等靴工長とあつて一等靴工長は曹長、二等靴工長は軍曹、三等靴工長は伍長の相當官である。

カコ—チヨ—〔火工長〕砲兵工長の一種にして陸軍工科學校に於て生徒として概ね二ヶ年間彈藥の製造、取扱等に關する技術及各隊火工手の特業教育に關する技術を修得したる上、三等火工長（伍長相當）に任官し漸次二等（軍曹）一等（曹長）に進み更に砲兵上等工長（准士官）に進むことが出来る。服装は砲兵科下士と同様なるも軍衣の左臂外側に臂章を附ける巻頭参照。
カサイコシユ—〔火災呼集〕營内に於て出火した

時又は近火等にラツパを吹いて在營者一同に火災、近火に應ずる準備をなさしめ、所定の場所に集合整列せしむること。

カサイヨボ—〔火災豫防〕火事の出ないやうに火氣の取扱ひ、消火法等に嚴重なる注意をする事之がため軍隊にては可なり八釜しい規定が設けられてある。

カシ〔下士〕曹長、軍曹、伍長、一、二、三等諸工長、一、二、三等計手、一、二、三等看護長一、二、三等樂手をいふ。

カシキンコ—シヨ—〔下士勤功章〕陸軍下士の勤年功を表すもので、營内居住の下士で任官後六年以上勤績して勤務精勵、品行方正、學術優秀にして下士の儀表たる者に附與せられる。

カシシヨ—〔下士哨〕歩哨線中特別に重要であるか或は交代不便な地點であつて複哨では十分で

ない場合に之を用ひ、其人員は重要の度に依り伍長（下士又は上等兵）以下四人乃至七人とし時により更に兵數を大にすることもある。

カシテキニンシヨ—シヨ—〔下士適任證書〕上等兵の中下士たる技能を備へる者に、現役満期又は歸休を命ぜられる時付與せられるもの。之を受けた者で禁錮以上の刑に處せられ或は賭博犯に依つて懲罰に處せられた時は之を沒收せられる

カシヨ—〔火傷〕やけど。

カシヨ—〔靴傷〕くつずれ。靴にすれて足の皮膚が赤くなつたり、水泡が出来たりすること。

カスコ—ダキ〔瓦斯攻撃〕毒瓦斯を發散して攻めること。

カセツテキ〔假設敵〕戰闘教練等で實戰の光景を現はし敵に對する動作をなさしむるため假に設ける敵。

カセツブタイ〔假設部隊〕演習、教練等に於て假に設ける部隊。之は各種色別の旗を用ふ。旗は縦約八十珊、横約六十珊米の布片を長さ約二米突の桿に附して用ふ。色別により各兵種と兵力とを示す。

カセン〔火戰〕射撃を以つてする戰闘。

カセン〔火線〕戰闘に於ける第一線の小隊が射撃を開始するに先だつて構成するもの、火戰を行ふ線の意味にて從來の散開隊形となる。

カソ—〔假裝〕上空にある敵の航空機や地上にある敵に對し所在を隠匿し發見を不能ならしむるため保護色等に被覆、假裝せる設備。

カソ—ハレツ〔過早破裂〕發射した曳火彈が砲口直前にて破裂し、所定の時間を経て所望の距離、高さにて曳火炸裂せざること。
カタカナシンゴ—〔片假名信號〕手旗を用ひて一

定の原劃の組合せにより「イ、ロ、ハ」文字を
作爲して通信すること。

カタヘト〔肩刀〕刀の柄を右手の拇指と食指及
び中指との間に保ち他の二指を刀の柄の外に附
け其の手を右の腕骨の稍々下方につけて刀身を
垂直に立て刀背を肩に托して少しく肘を後方に
出す刀の持ち方。

カツカ〔閣下〕將官及び同相當官に對して用ふる
敬稱。

ガツコーキョーレン〔學校教練〕陸軍現役將校學
校配屬令により中等學校以上の諸學校に現役將
校を配屬して男生徒の教練を掌らしむこの教練
をいふ。

カツコキョーレン〔各個教練〕兵卒を訓練して諸
制式及諸法則に熟達さすと同時に軍人精神を鍛
へ軍紀を錬り部隊教練の確い基礎を作るための

教練。

カツコシヤゲキ〔各個射擊〕散開せる小銃分隊が
極めて敵に近接し、戦闘激烈となりたる場合に
號令記號にて分隊長が適時適切に射擊指揮を爲
すこと至難となり、且目標が明瞭で既に示しあ
る目標に對し散兵をして自ら射擊せしむるを有
利とする時、分隊長は「各個射擊」と號令して
散兵各自に射擊せしめることがある、此場合散
兵は爾後の停止では號令なくして直に射擊をす
る。

カツヘイキ〔活兵器〕活きたる兵器とも謂ふべく
軍馬就中騎兵に於ける馬は其性能を發揮するに
缺くべからざる唯一の活兵器なれば斯くいふ。

カツヨージユリン〔潤葉樹林〕葉の廣い樹木の林
例へば椴、栗、檜等の林。

カノンホー〔加農砲〕火砲の一種にして砲身の長

さ他の名稱の火砲よりも長く又口径も大なるを
通常とし遠距離に著弾する。

カホー〔火砲〕俗に云ふ大砲又は砲の正しき名。

カメイ〔下命〕命令を下すこと。

カヤク〔火藥〕衝擊、摩擦等により發火すべき藥
品で彈藥の爆發、炸裂、導火等に用ふ混合物の
種類、分量、色別、形狀、火力及働きの強弱大
小等により黑色藥、黃色藥、褐色藥、方形藥、
小粒藥、粉藥等に分れてゐる、働き効力の強弱
よりいふ時は尋常火藥と爆藥とに分れる。

カリヨク〔火力〕火器の威力。

カンエツテンコ〔簡閱點呼〕豫備役、後備役の下
士兵卒及歸休兵、補充兵を集めて之を點檢査閱
すること。

カンカ〔干戈〕楯矛の字義でつまり戦、戦闘。

カンカク〔間隔〕兩兵卒又は部隊間左右の隔り。

カンキユイーヒン〔官給品〕官より支給給與せられ
る一切の物品をいふ。

カンキヨクセン〔間曲線〕地形圖に於て土地の高
低を現はす水平曲線の一名稱で、一局部の地形
を明かに示すため首曲線の中間に挿入する等距
離の半に應ずる曲線で長い點線を用ふ。

カンゴカン〔看護官〕衛生部の士官で之には一、
二、三等看護官とあつて、一等看護官は大尉相
當官、二等看護官は中尉相當官、三等看護官は
少尉相當官である。

カンコクヘイゴキネンシヨ〔韓國併合記念章〕
明治四十三年我國と韓國（今の朝鮮）とが合併
して今日の大をなして居るのであるが、其際併
合の業務に従事せし軍人軍屬に授與せられしもの。

カンゴソツ〔看護卒〕衛生部の兵卒で患者の看護

に當るもの上等、一等、二等看護卒に分れ、上等看護卒は上等兵、一等看護卒は一等卒、二等看護卒は二等卒に相等する。

カンゴチヨイ〔看護長〕衛生部下士にして一、二等看護長があつて一等看護長は曹長、二等看護長は軍曹、三等看護長は伍長に相當する。
カンゴチヨイキンムジョイトーヘイ〔看護長勤務上等兵〕品行方正、學術優等の上等看護卒で下士勤務に服する者。

カンシ〔監視〕注意してみまもる。
カンシシヨウ〔監視哨〕監視の任務を持つ哨所に於て其職務要領は小哨、歩哨に同じ。
カンシツ〔冠膝〕馬がつまづいて膝を傷くこと。
カンシヤジドーシヤ〔患者自動車〕傷病者を運搬する自動車。
カンジヨイ〔感狀〕軍人、軍隊が戦地に於て左の

功績のあつた時軍司令官、獨立師團長等から賜はるもので其名譽を全軍に表彰せられる。
一、敵前にて拔群の勳功を顯し其行爲軍人の模範とすべきとき。
二、特別の任務を受け危険を冒して敵前に行動した爲めに我軍に勝利を得せしめたとき。
三、戦闘中に自己の長官の危急を救ひ、又は敵の將官を生擒りにし或は敵の軍旗を奪ひ取つた時。

四、前三項と同様の拔群の武功のあつたとき。
カンジヨイ〔干城〕國を守る兵士。
カンセイ〔喊聲〕ときのこゑ。
カンセツシヤゲキ〔間接射撃〕目標を直接照準せずして或る補助の目的其他學理を應用して間接に行ふ射撃。
カンセツシヨージユン〔間接照準〕直接に照準を

目標に附けることの出来ないとき補助目標、標桿等を照準して銃砲を正しく目標に導く照準。
カンソーヘイ〔還送兵〕戦地に於て傷痍を受け或は疾病に罹つて戦闘力を失つて本國へ送りかへされる兵。

カンソク〔観測〕みてはかること。
カンソクセツコイ〔観測斥候〕味方の彈着點及び射撃効力の観測及び射撃目標の變化を偵察することを任務とするもの。
カンセンブカン〔観戦武官〕戦闘に参加することなく戦の様子を觀望する武官。
カンチヨイ〔間諜〕まわしもの。敵國、敵陣等に變装して忍び込み敵國、敵軍の状況を探偵搜索、調査して之を自國、吾軍に報告する者。
カンツージョーソイ〔貫通銃創〕銃弾が身體を貫ぬく傷。

カンテキ〔圈的〕高さ一米六十五種、幅一米の標的板の中央に同心の十圈線を畫き各線に外方から逐次1から10の番號を附し其の10は半徑五種の圓で其の他の圓は中心を遠ざかるに従つて半徑各々五種づゝ増加してゐて、外圈線の太さは一種とし其他の圓は監的手から認め得る程度として8及び9の圈帯は之を黒色に塗り此の二圈帯10との圈内とを合せて黒環と稱する、又標的の中央に於て黒環を除き幅六種の垂直黒線を畫き其各圈と交る部分並びに8及び9圈帯の接してゐる際は白色にしたもの。

カンテキキンム〔監的勤務〕射撃演習の時目標、標的所在地の壕内にあつて標的をみまもつてゐて命中成績の調査、彈着點數の標示等をなす勤務。
カンテキゴイ〔監的壕〕標的の直下又は附近に發

射弾の飛來らざる如く掘開設備せる壕で監的勤務の者のゐる所。

カンテキシユ〔監的手〕監的勤務にある者。

カンテキシヨ〔監的哨〕目標を設置して彈着點破裂の距離及出來れば目標示に破裂する曳火彈東薬の目標に對する有様を觀測して且其効力を調査して目標の状態、配置及び目標前後の地形と共に之を原表に記入して示號標を以て射撃準備の成否を通報する任務にあるもの。其長は將校とす。

カンテキチヨ〔監的長〕監的勤務者の取締に任ずる長。

カントーキユ〔官等級〕武官の階級、兵卒の等級を總稱せる言葉で廣い意味にて軍人は皆官等級を有する。例へば陸軍歩兵大佐、陸軍騎兵少尉、陸軍砲兵特務曹長、陸軍工兵軍曹、陸軍

輻重兵上等兵、陸軍一等看護卒等皆官等級である。

カントーテキ〔圓頭的〕圓的の垂直線を除いて外圍線の太さを其の他の圍線に等しくして、8、9の圍帯を塗らず、圍の中心に頭の下端中央を一致さす様に之れを畫く、其の人像内の圍線は白色としたるもの。

カンブコーホセイ〔幹部候補生〕豫備役士官を補充すべきもので舊の「一年志願兵制度」が改まり此の制度になつたのである。

豫備役士官は左の區分により補充せらるる。
一、各兵科士官 各兵科幹部候補生にして少尉に任ぜらるるの資格を具ふるもの。
二、經理部士官 經理部幹部候補生にして三等主計に任ぜらるるの資格を具ふるもの。
三、衛生部士官 衛生部幹部候補生にして三等

軍醫又は三等藥劑官に任ぜらるるの資格を具ふるもの。

四、獸醫部士官 獸醫部幹部候補生にして三等獸醫に任ぜらるるの資格を具ふるもの。

各兵科幹部候補生は左に掲ぐる資格を具へ、幹部候補生たることを志願する者を以て之に充つ

一、左に掲ぐる學校を卒業し、且當該學校に於て配屬將校の行ふ教練を修了し、其の檢定に合格したる者に在りては十月とす。

(イ) 大學令に依る大學の學部若くは豫科又は高等學校高等科。

(ロ) 專門學校、高等師範學校又は陸軍大臣に於て之と同等以上と認むる學校。

(ハ) 中學校卒業を入學程度とする修業年限二年以上の學校。

二、前號に掲ぐる以外の學校を卒業し、且當該學校に於て配屬將校の行ふ教練を修了し、其の檢定に合格したる者に在りては一年とす。

一、豫備役及後備役士官たるの希望を有する者なること。

二、年齢十七年以上二十八歳未滿(志願の年の十二月一日に於ける年齢)のものにして陸軍大臣の定むる身體検査に合格したる者なること。

三、左の各號の一に該當し、且當該學校の配屬將校に於て行ふ教練を修了し、其の檢定に合格したる者なること。

(イ) 配屬將校を附したる學校(研究科選科等の別科を除く)を卒業したる者。

(ロ) 配屬將校を附したる高等學校高等科、又は大學令に依る大學豫科の第一學年の課程を修了したる者。

(ハ) 配屬將校を附したる學校にして、陸軍大臣に於て高等學校高等科と同等以上と認むるもの、第一學年の課程を修了したる者。

四、陸軍大臣の定むる所に依り修業期間中の食料、被服、裝具等の費用を自辨する者なること (在營十月の者は二百圓、在營一年の者は二百四十圓)。

禁錮以上の刑に處せられたる者、又は破産の宣告を受け復権を得ざる者は前項の規定に拘はらず幹部候補生たることを得ず。

各部幹部候補生は前述の資格の外、尙左に掲ぐる資格を具へ幹部候補生たることを志願する者を以て之に充つ。

一、經理部幹部候補生 法律、經濟又は商業に關する學科を教授する専門學校、又は陸軍大臣に於て之と同等以上と認むる學校を卒業したる

者。

二、衛生部幹部候補生 醫師免許證を有し、若くは之を受くべき資格ある者、又は藥劑師免許證を有し若くは之を受くべき資格ある者。

三、獸醫部幹部候補生 獸醫師免許證を有し、又は之を受くべき資格ある者。

カンベイシキ〔觀兵式〕 天長節及び陸軍始其他特に規定のあるとき又は特に命令のあるときに限つて行ふ儀式であつて閱兵式と分列式とに分たれてゐて、天皇陛下親ら兵を閲し給ふ式。

カンラク〔陥落〕 おちいること。城塞などを攻めおとすこと。

キエイ〔歸營〕 兵營に歸ること。



キエイジゲン〔歸營時限〕 外出先から兵營に歸らなければならぬ時間。

キカイソクリヨイ〔器械測量〕 器械を以て土地の長さ、位置、方向等をはかること。

キカン〔歸還〕 かへること。

キカンジユイ〔機關銃〕 發射速度が迅速で瓦斯の壓力により自動的に連續射撃が出来る、僅少の時間に偉大な効力を現はすことの出来る銃。之れには輕機關銃と重機關銃とあり、輕機關銃は一人で携行し又射撃することが出来るもので發射速度は一秒間約七、八發である。重機關銃は行軍間は分解して駄馬の背に載せて運搬し、敵前近くになると之を卸して組立て、銃手二人乃至四人で搬送して射撃に移る。發射速度は一分間五百發内外である。

キカンジユイタイ〔機關銃隊〕 歩騎兵聯隊内に一

隊づゝありて平時は機關銃、歩兵砲の教育、演習をなす部隊にして中隊に相當す。

キキ〔危機〕 あやふき場合。

キキユイ〔氣球〕 空氣よりも輕い氣體を充たして空中に昇らす球形の囊で軍用氣球には繫留氣球自由氣球、航空船がある。

一、繫留氣球は氣球を繫留索によつて地上に繫留するもので、之は敵の軍隊又は陣地の偵察、砲兵射撃の觀測、遠距離視號通信等に使用せらるゝもの。

二、自由氣球は地上に繫留することなく風力を利用して空中を飛行するもので、之れは攻圍せられた要塞と外地との連絡等に用ひられるものであるが現今は航空機が發達したため應用は極めて稀である。

三、航空船は風力を利用することがなく輕くて

強力な發動機に依つて推進機を回轉さして所望の方向に飛行するもので、之れは塔載量が大なるため軽砲、機關銃、其他の武装を備へ多量の爆弾を塔載して、長時間遠距離に亘つて飛行を繼續して搜索、通信又は敵の航空機と戦ひ、或は鐵道其他の交通機關を破壊し或は敵の兵站倉庫等を攻撃し又は無線電信機を裝置して陸上と直接通信連絡をなす等の任務に服するもの。

キキユードイ〔氣球隊〕氣球を運用する任にある部隊。

キキユーヘイ〔歸休兵〕品行方正勤務勉勵等により現役として一定の在營期間を短縮せられて歸郷しある兵卒。

キキユーヘイ〔氣球兵〕氣球隊に屬する兵士。

キキヨ〔起居〕おきふし。日常の有様。

キケンカイ〔危険界〕射撃學理の一定義にして彈

道が目標の高さを超過しない地界の長さ。

キゴウ〔記號〕しるし。

ギコージ〔偽工事〕敵を欺かんがため眞の工事と同じ様に見せる偽れる工事。

キコーチョウ〔機工長〕工兵工長の一種にして陸軍工科學校に於て生徒として諸機械、機關の取扱、修理、手入等の技術及各隊機工手の特業教育に關する技術を修得したる上、三等機工長(伍長)に任官し漸次二等(軍曹)一等(曹長)に進み更に工兵上等工長(准士官)に進むことが出来る。服装は工兵科下士と同様なるも軍衣の左臂外側に臂章を附ける、巻頭參照。

キザ〔騎坐〕乗馬の時膝にて鞍をしめてゐる個所

キシユ〔旗手〕天皇旗、皇后、太皇太后、皇太后旗、皇太子、皇太子妃旗、親王、内親王、親王妃旗、軍旗、大隊旗等を持つ軍人。

キシユー〔奇襲〕不意打ち。不意に敵陣を襲撃すること。

キジユー〔騎銃〕騎兵の持つ小銃。

キジユンシヨウダイ〔基準小隊〕整頓、行進、其他の運動の際他の小隊が標基準とすべき小隊をいふ。

キジユンヘイ〔基準兵〕標準になる兵士。

キジユンメン〔基準面〕標準になる平面。

キシヨウ〔起床〕寢床をはなれること。

キシヨウ〔徽章〕衣服や帽子につけるしるし。

キシヨウ〔記章〕記念のため其の事にあつた者に與へる標章。

キシヨウ〔騎哨〕馬に乗つてゐる哨兵。之れには下士哨、(下士若しくは上等兵一名、一、二等卒三名以上)、騎哨(通常二、三名)の別あり、特別任務を有してゐる銃前哨がある。騎哨は最前

線にあつて敵方及び騎哨附近に於ける異狀の有無を監視警戒する任務を有す。

ギジヨウエイヘイ〔儀仗衛兵〕行在所又は天皇陛下、皇后陛下、皇族殿下、將官の旅館の護衛に任ずる兵士。

キシヨウカンソクシユ〔氣象觀測手〕寒、暑、冷温、晴、曇其他大氣中に起るすべての物理的變化の有様を觀察し測る任にあるもの。

キシヨウケイ〔騎小徑〕單獨騎兵の通過することの出来る幅の通路。

キシヨウセン〔騎哨線〕騎哨の配置されてある線

ギジヨウフクム〔儀仗服務〕天皇陛下、皇后陛下皇族殿下、將官衛戍地著發のとき供ふる任務に服すること。

ギジヨウヘイ〔儀仗兵〕天皇陛下、皇后陛下、皇族殿下將官の衛戍地著發のとき供ふる兵士で、

儀仗隊、儀仗衛兵に分れて、儀仗隊は途上の護衛に任じ、儀仗衛兵は行在所、又は旅館の護衛に任ずるもの。

キセイ〔歸省〕故郷に歸ること。

キセイ〔犠牲〕一つのある目的を達するためになげすめるもの。

キセイダン〔擬製彈〕本物の小彈丸に似せて作った彈藥。

キセン〔機先〕物事のおこらうとするやさき。

キセンソクズ〔基線測圖〕基線の長さを測定するための圖。基線とは地上の或一點から他の一點までの距離を精しく測つて測量の標準とするものである。

キソウ〔偽裝〕上空及び地上よりの敵の偵察に對して味方の設備、材料及び行動をかくし、又は之れを誤認さすために裝ふこと。

キソク〔規則〕おきて。一定の準則。

キチキヨリ〔既知距離〕すでにわかつてゐる隔り

キテンシヤ〔起點者〕常に監的手の記號を視て命中成績及び其他必要の事項を草稿表及び射撃手簿に筆記する任務にある者、之れには下士若くは上等兵が服す。

キト〔企圖〕計畫。もくろみ。

キドーエンシユイ〔機動演習〕旅團演習、師團演習、師團對抗演習及特別大演習を總稱するもので、毎年秋期に兵卒の各年次に於ける教育の成績を試験するために行ふ演習。

キネンヒ〔記念碑〕或物事を後に傳へるためにたてる碑。

キネンビ〔記念日〕記念すべき物事のおつた日。

キヘイ〔騎兵〕馬の速力を利用して敵の所在及び地形等を搜索し及び傳令の勤務をなし又刀及び

騎銃、機關銃を以て戰鬥する兵士で、萌黃の襟章をつけてゐる。

キヘイ〔偽兵〕敵を欺かんがため設備せる偽の兵

キヘイガツコイ〔騎兵學校〕學生に馬術、戰術及通信等を修得せしめ之を各隊に普及し且常に是等諸學術の調査研究を行ひ以て騎兵教育の進歩を圖り竝に騎兵用兵器、器具材料等の研究試験を行ふ所。

キヘンドーサ〔欺騙動作〕敵をあざむくためにする動作。

キホーヘイ〔騎砲兵〕砲兵の一種にして騎兵と運動を共にするため乗馬せる砲兵。

キホーヘイダイタイ〔騎砲兵大隊〕獨立の騎兵團隊につき従つて一本部と二箇中隊よりなる野戰砲兵。

キホンシヤダキ〔基本射撃〕戰鬥射撃の基になる

教育で、豫習射撃、實習射撃に分れてゐる。

一、豫習射撃は實彈を以つてする射撃の要領をこまかにくはしく練習して其の上銃の性質を知るためにするものである。

二、實習射撃は豫習射撃で覺えた技倆を上げて益々射撃術に習熟さすためにするものである。

ギム〔義務〕なさなければならぬ務。

ギヤクシユイ〔逆襲〕防禦してゐる軍隊が時機を見て攻撃に變ること。

キユーカ〔休暇〕やすみ。軍隊の休暇には定例休暇、慰勞休暇、請願休暇、褒賞休暇、其他年末年始の休暇あり。

キユーキユーホー〔救急法〕發病、負傷等の際應急のため急場の手當を施す方法。

キユーケイ〔休憩〕やすむ。

キユーケイジカン〔休憩時間〕やすみの時間。

キユ—コグン〔急行軍〕行軍の速度を速めてするもので行軍間の休息を廢し且其の行程を増大し或は出来る限り休憩時間を少なくして夜間に於ても行軍を續けることのあるもの。

キユ—ジツ〔休日〕やすみの日、即ち新年、紀元節、天長節、靖國神社大祭日、陸軍始、陸軍記念日、日曜日其他慰勞休暇日、歩兵、騎兵聯隊には軍旗祭等定められた休業日。

キユ—シヤ〔急射〕射撃速度の最も迅速なもので各砲車は小隊長の號令を待つことなく砲車長の號令で發射すること。

キユ—シヤグ〔既舎具〕既に備へつけてある器具

キユ—シユ〔急襲〕敵の備へなきにつけて不意におそふこと。

キユ—シヨク〔休職〕病氣其他により一定の期間内現職よりはなれること。

キユ—ジヨダイ〔救助隊〕救ひたすける任にある部隊。

キユ—スイジヨ〔給水所〕水を供給する所。

キユ—セン〔休戦〕戦を交へてゐる者の合意に依つて一定の期間を限つて戦を中止すること。

キユ—ゾーテリユ—ダン〔急造手榴彈〕急ごしらへの手榴彈。

キユ—ゾードロ〔急造道路〕道のない所へ急ごしらへした道路。

キユ—フ〔丘阜〕俗にいふ「丘」のこと。

キユ—ホー〔白砲〕火砲の一種で彎曲した彈道を以つて射撃するもの、即ち他の砲に比し砲身の長さ短く砲の肉身厚く砲身が大なる射角を取るもの。

キユ—ボク〔穹木〕駄馬具の中の鞍骨中の名稱の一つで之れを細かに分けると鈎、副鐵、刺鑿、

鞅鑿、紐である。

キユ—ヨ〔給養〕衣服、料食其他の需用品をあてがふこと。あてがひ養ふこと。

キユ—ヨヒン〔給與品〕あてがひ分つもの。

キユ—イ〔脅威〕敵の側背若くは退路をおびやかして敵に不安の念をいだかすこと。

キユ—イクケンエツ〔教育檢閲〕軍隊内の各教育期の期末に行はれる檢閲。

キユ—イクジュンジヒヨ〔教育順次表〕軍隊教育令によりて各兵種の一年度間に於ける期別に應ずる課目の進度を定められたるもの、期間は兵種により二期乃至四期に區分す。

キユ—イクシヨ—シユ〔教育召集〕教育のため未だ教育しない補充兵を召集すること。

キユ—イクソ—カンブ〔教育總監部〕東京にあつて陸軍軍隊教育の齊一進歩を規畫し所轄學校の

教育を掌る、教育總監は陸軍大将若くは中將を以て親補せられ、天皇に直隸して居る、教育總監部を統轄し陸軍砲工學校、陸軍士官學校、陸軍幼年學校、陸軍歩兵學校、陸軍戸山學校、並に陸軍將校生徒試驗委員を管轄して居る。

教育總監は陸軍大臣、參謀總長と共に陸軍の三兵官と呼ばれて居る。

キユ—オン〔響音〕おと(音)。

キユ—カソツ〔教化卒〕教化隊に入る兵卒で、其肩章を取去られ演習の外は何れの場合にも武器を持つことを禁ぜられ、外出は勿論許されず休暇も與へられないで種々の苦役に服する者。

キユ—カタイ〔教化隊〕屢々犯罪ありて改悛の狀舉らざる兵卒を收容して教化遷善をなす軍隊で姫路にあつて第十師團長が之を管轄してゐる。

キユ—カン〔教官〕學生、生徒其他下士兵卒に學

科、術科を教へる任にある將校、同相當官。
 キヨ—ケイ〔行啓〕太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、同妃、皇太孫の御外出になること。
 キヨ—コイ〔行幸〕天皇陛下の外出し給ふこと。
 キヨ—コグン〔強行軍〕一日の行軍の行程を増大したもので、行軍間の休日を廢し且其行程を増大して或は出来る限り休憩時間を少くして夜間でも行軍を續けることがある。
 キヨ—サクシヤゲキ〔狭窄射撃〕之れは射撃の動作殊に照準、撃發の要領を練習するため行ふもので、命中成績には重きをおかないもの、團的は之れを十分の一に縮めて團數を五線として一から五迄の點をつけた標的を用ひ、距離は通常十五米の所で行ふものである。尙狭窄射撃を行ふ場合は次の様な注意が必要である。
 一、射撃前必ず油を塗ること、之れは命中を良

くするため。
 二、同じ銃で連發射撃する場合は五發毎に油を塗ること。
 三、十五發射てば十分に手入をしなければならぬこと。
 四、射撃の時彈丸が銃腔に残る事があつたならば其を除けて更に銃腔に油を塗らなければならぬこと。
 キヨ—サクヨ—ダンヤク〔狭窄用彈藥〕狭窄射撃に用ゆる彈丸。
 キヨ—サホ—〔夾叉法〕目標を遠彈と近彈との間に夾む方法。例へば第一發の彈丸が目標より遠く落下したとすれば、第二發は目標より近く目標の前方に落下する様に、表尺を直して發射し其彈丸が目標より近く落下したとすれば、此目標は遠彈の表尺距離と近彈の表尺距離との間に

夾まれてあることがわかるから、第三發は此距離の中間表尺で射撃する様にする方法。
 キヨ—シユ—〔強襲〕敵に備があるのもかへりみず猛烈に攻撃すること。
 キヨ—シヨ—〔胸橋〕凡そ人の胸の高さ程に築いた工事で之に射撃設備をなす、即ち之によりて味方の射撃を便にして敵の射撃を防止するを目的として築造するもの。
 キヨ—ド—〔嚮導〕整頓、行進等の基準となるもの通常分隊長。
 キヨ—ド—イツチ〔協同一致〕皆が力を合せて一つになること。
 キヨ—ド—ガツコ—〔教導學校〕現役歩兵科下士と爲すべき學生を教育する所て仙臺、豊橋、熊本の本の三箇所にある。
 キヨ—ド—サギヨ—〔協同作業〕二人以上のもの

が力を合せてする仕事。
 キヨ—ド—ダイ〔教導隊〕陸軍諸兵科學生の訓練及び研究にあてるため、該兵科學校に設ける特別の部隊で各聯隊から擧り抜かれた下士卒より編成せられ教導聯隊、教導大隊、教導中隊の名稱がつけられる。
 キヨ—ド—ド—サ〔協同動作〕皆の者が一緒になつてする動作。
 キヨ—ホ—〔莢砲〕藥莢を使用する各種の砲。
 キヨ—ム〔業務〕つとめ。
 キヨ—リヨ—〔橋梁〕交通路を連絡するために河川、運河、谷、窪地若しくは道路、鐵道等の上に跨つて架ける構造物、橋。
 キヨ—リヨ—シヨ—〔橋梁哨〕橋梁を監視、警戒し破損の箇所は之を修理して橋梁保護の任にあたるもので、橋梁衛兵、橋梁保護兵橋梁控兵の

三つに分たれてゐる。
 一、橋梁衛兵は通常歩兵が之れにあたり橋を渡る者の監視、渡橋の規則の實行、敵に對する警戒等に任ずるもの。
 二、橋梁保護兵は通常工兵が之れにあつて橋の監視、増水や風に對する必要な作業、橋門の開閉、損所の修理、危険豫防等をなす任にあつて、橋梁の上や川の上流、下流に監視兵を出して警戒する。
 三、橋梁控兵は通常工兵がなつて橋梁保護兵の豫備である。
 キヨ—リヨ—ハカイ「橋梁破壊」敵の架設した橋梁を破壊すること。
 キヨ—レン「教練」をしへねること。指揮官及び兵卒を訓練して戦闘の用に熟せしむること。
 キヨ—ロ「狭路」せまい路。

キヨクジツシヨ「旭日章」平時、戦時の別なく國家のため大なる功績のあつた者に賜はる勳章
 キヨクシヤホヘイホ「曲射歩兵砲」遮蔽せる敵機關銃の破壊、輕易なる掩蓋の顛覆、障礙物の除去、煙幕の構成等である。口径六十乃至八十耗て弾道を彎曲せしめ火炸薬の彈丸を以て射撃を行ふ、發射速度は一分間に十五發以上、運動戦に於て歩兵と行動を共にすることが出来る。
 キヨクセンシキ「曲線式」等しい距離を保つ多くの重層してゐる水準面を以て土地を切るものと考へ、此の水準面と地面との交り會ふ線と比較表面の上に投影して梯尺に化して起伏の状態を現はすもの。即ち地形圖に於て土地の高低起伏の状態を明瞭ならしめるため採用せる一方式。
 キヨクセンジヨ「曲線狀」曲つた線の状態。
 キヨクダンメン「曲斷面」道路等の屈曲に従つて

切つた面をいふ。
 キヨコクイツチ「舉國一致」國中の者がこぞつて一つになること。
 キヨジユ「据銃」射撃の姿勢を取つて銃を肩に据えること。
 キヨシユチユモクノケイレイ「舉手注目ノ敬禮」姿勢を正し右手を舉げ指をくつめて伸し食指と中指を帽子の庇の右側にあて、掌を稍々外方に向け肘を肩の方向に略々其高さと同じ位にして頭を禮を受ける人の方に向けて之れに注目してなす禮。之れは室外に於てなすもの。
 キヨソツ「駁卒」馬をあつかふ兵卒。
 キヨバ「拒馬」障害物の一種で持ち運びの自由に出来るもの、運搬を容易にするため折疊が出来るやうになつてゐて使用の時は地上に杭を打つてこれに固定する。

ギヨホーキヨ—レン「駁法教練」駁卒をして各種の歩度及諸種の地形に於ける駄馬の使駁に習熟し且つ馬の能力を發達増進せしめ以て各種編成部隊をして確實且迅速に規定の動作を實行し得せしむるための教練。
 キヨリ「距離」へだたり。或一地點から他の地點までの長さ。又隊伍にありては前後の「へだたり」を云ふ。
 キヨリソクリヨ「距離測量」或一地點から他の地點までの長さを測ること。
 キリツ「規律」きまり。おきて。
 キリツ「紀律」規律に同じ。
 キンキヨリ「近距離」距離の近いこと。
 キンキヨリソ「近距離搜索」近い距離にある所のものを捜すこと、之れは主として各級指揮官が戦術上の部署をなすために極めて重要

なもので敵に近づくにつれて益々細かに行はなければならぬもので、此の任にあたるものは多くは歩兵の任とする、各兵種も此の任にあたるものである。

キンケツシユエイキンム〔禁関守衛勤務〕宮城、離宮、御用邸等を護る勤務。

キンシンクンシヨウ〔金鶏勳章〕軍人にのみ賜はる勳章で武功拔群の者に授けられる、之れには功一級から功七級まであつて、各々之に應じて年金を賜ふものである。其年金は功一級千五百圓、功二級千圓、功三級七百圓、功四級五百圓、功五級三百五十圓、功六級二百五十圓、功七級百五十圓。

キンシン〔謹慎〕將校下士に科すべき懲罰處分で重謹慎と輕謹慎とがある、其日數各一日以上三十日以内で勤務に服せしめず居室（營内居住者

は罰を言渡したる者が指定する一室又は居室）で謹慎する、但し輕謹慎者は上官の命により演習教育のため出願せしむることがある。

謹慎に處せられたる者は罰期間俸給を減ぜられる、即ち重謹慎は十分の五、輕謹慎は十分の二の減額。

キンセイ〔禁制〕或行爲又は或物事をさしとめる規則。さしとめ。

キンソク〔禁足〕下士及び兵卒に科せられる懲罰の一つで、勤務、演習及教育の場合を除く外は營内居住者は營外に、營外居住者は居室外に出ることを禁じられ罰期間中は罰の重い者は營内居住者にあつては俸給の十分の八、營外居住者は十分の五、輕い者は營内居住者は十分の五、營外居住者は十分の二を減ぜらる。

キンダン〔近弾〕目標よりも近く即ち目標の手前

に落下した弾丸。

キンムエンシユキヨウイク〔勤務演習教育〕復習又は進級のために行ふ教育。

キンムジカン〔勤務時間〕任務にあたつてゐる時間。

キンムシヨ〔勤務書〕勤務の事について書いてある書籍。

キンロー〔勤務〕つとめの苦勞。

ク

クキキヨリヨク〔空氣抗力〕空氣の抵抗する力。

クイゲキ〔空隙〕すきま。

クイダン〔空彈〕演習等に使用する音のみで彈丸の飛出さない彈。

クイホーシヤゲキ〔空包射撃〕實彈を用ひず空彈

を以つてする射撃。

クイホーハツカ〔空包發火〕空彈を撃つこと。空包發火に際して嚴守すべきことは、

一、敵を距ること小銃は五十米、機關銃は百

米以内に於て發火すべからざること。

二、航空機を距る事小銃は百米、機關銃は二百

米以内に於て發火すべからざること。

三、前二項の規定以内の距離に於て射撃するときは單に其動作をなすのみで空包を用ひざるものとし、小銃及機關銃にあつて警報のため又は夜間等に己むを得ず規定以内に於て發火せんとするときは十分銃口を天空に向けて發射すべきもの。

クイホーハツカキンセイ〔空包發火禁制〕空包發火の部を見よ。

クエキ〔苦役〕兵卒に科せられる懲罰の一つで勤

務、演習及び教育の場合を除く外、營外に出ずることを禁じ營内の雜役に服せしめらるゝもので、罰期間中の俸給は重い者は營内居住者は十分の八、營外居住者は十分の五、軽い者は營内居住者十分の五、營外居住者は十分の二を減じられる。

クセン〔苦戦〕苦しい戦。

クチク〔驅逐〕おひはらう。おひしりぞける。

クツカクサンベイゴ―〔掘擴散兵壕〕壕底及後崖を掘り下げて交通壕とし立射散兵壕の抵抗力を増加するもの。

クツセツプ〔屈折部〕折れ曲つてゐる部分。

クミタテカクノ―〔組立格納〕六箇月以内に使用する豫定のある發動機に適用するもので完全に組立て何時でも飛行機にとりつけ使用し得る様にして置く。此格納法に於ては分解手入を行つ

て組立調整を行つた後試運轉を行はずに格納する此場合には發動機の本體と發電機とを分離して發電機には明瞭にするしをつけて他の發動機のものとは混らない様にするのが必要である。

クメツツ〔組銃〕又銃をなさせる時の號令でこの號令に依つて、奇數伍の前列兵は左手で上帶の下を握り銃身を前にしながら床尾踵を右足尖から床尾飯の三倍だけ前に出し、兩手で銃を左の方に傾ける、偶數伍の前列兵は左手で上帶の下を握り床尾踵を左足尖から床尾飯の三倍だけ前に出し銃身を後ろにし兩手を以て銃を右の方に傾けて隣兵と柵杖を組み合せ、奇數伍の後列兵は右手で上帶の下を握り兩手を以て銃を上げ右足をふみ出して既に組んだ前列兵の柵杖に組合はし、床尾踵を左隣兵との間隔の中央前に置く偶數伍の後列兵は左手で上帶の下を握り兩手で

銃身を前にして左足をふみ出して其照星の下の所を既に組んだ柵杖に寄せ掛けて銃は奇數伍の後列兵の銃と平行にする。左翼伍が奇數であるときは適宜押伍列に在る者と共に又銃する。著剣したときは以上の要領に依つて鋳て組み合はす。

グン〔軍〕戦時師團數箇を集めて編成せるもの又軍隊、軍勢等をもいふ。

グンイ〔勳位〕勳等の位階。

グンイ〔軍醫〕衛生部士官、大學の醫學部學生で陸軍衛生部依託學生となつて醫學を修めて醫學士となつた者、醫學専門學校の生徒で陸軍衛生部依託生徒となつて卒業した者、其の外醫師法第一條第一項各號の一に該當する者から採用する。以上の内大學を卒業して醫學士と稱する事を得る者及び外國の醫學校を卒業し之と同等以

上の學力を有する者は二等軍醫に任ぜられ、其他は三等軍醫に任ぜられるのである。之れには一、二、三等軍醫あり、一等軍醫は大尉相當官、二等軍醫は中尉相當官、三等軍醫は少尉相當官である。

グンイガツコ―〔軍醫學校〕學生をして衛生部に必要なる學術を修得せしめ軍陣醫學及軍陣藥學を研究し軍事衛生に關する試験を行ひ併せて陸軍衛生に關する業務に従事する者の教育に要する圖書の編纂をなす所。

グンイカン〔軍醫官〕陸軍又は海軍に従屬して患者の診斷、治療其他衛生に關する軍務に従事する將校相當官。

グンイカン〔軍醫監〕少將相當の軍醫官。

グンイコ〔軍衣袴〕軍服の上衣とズボン。

グンイセイ〔軍醫正〕佐官相當の軍醫官で、一、

二、三等軍醫正あり、一等軍醫正は大佐相當官、二等軍醫正は中佐相當官、三等軍醫正は少佐相當官である。

グンイソikan [軍醫總監] 中將相當の軍醫官。
グンガクタイ [軍樂隊] 樂器を使用して軍樂を吹奏する部隊で樂長、樂手、樂手補より成る。
グンガクブ [軍樂部] 軍樂部員の養成及び軍樂の吹奏に任ずる。

グンキ [軍旗] 竿頭に菊花の御紋章をつけた旭日の旗で歩、騎兵の各聯隊に一旒づゝ優渥なる勅語と共に天皇陛下御手づから授け賜ひ、聯隊長は之に奉答して、拜授した最も貴重な旗章である。軍旗に對しては滿腔の熱誠を以て之を尊重して肅然とし敬禮をなし軍旗の向ふ所は水火を辭せず彈雨をも恐れず勇往邁進しなければならぬ。又軍旗は同一の聯隊には再び賜る事がな

い故に萬一に際しては之を死守して破毀燒失しても決して敵の手に渡してはならない。

グンキ [軍紀] 軍隊の規律。
グンキゲイソishiki [軍旗迎送式] 軍旗が其安置の場所を出入するとき之に對して軍隊の行ふ式
グンキサイ [軍旗祭] 歩兵及び騎兵聯隊で軍旗を賜はつた記念日に行ふ祝祭。
グンキジュヨshiki [軍旗授與式] 軍旗を賜はるとき行ふ式。

グンキヨ [軍橋] 軍事上の必要によつて軍隊が臨時に架設した橋。

グンコ [軍袴] 軍服のズボン。

グンコ [勳功] 國家に盡した功勞。てがら。

グンコクシユギ [軍國主義] 軍備を強大充實にして國際間の紛争に際して兵力を以て最後の勝利を得んとする主義。

グンシ [軍使] 戦争中に一方の軍隊から敵の軍隊へ使命を齎して行くもので白旗を掲げて其の標示とする。

クンジ [訓示] おしへ示すこと。上官が下級者に對して執務上の心得などに關してなす陳述。

グンジケイサツ [軍事警察] 戦時又は事變に際して其地の司令官が通常の警察法に依らずして行ふ警察行政で人民の居住、移轉、集會、出版、言論等の自由を制限することを許されてゐる。憲兵が其の主なる機關となる。

グンジサンギイン [軍事參議院] 軍事上に關し大元帥陛下に對し奉り最高の諮問機關で元帥、陸海軍大將、參謀總長、軍令部長、軍事參議官を以て組織してゐる。

グンジサンギカン [軍事參議官] 軍事に關し天皇の最高諮問官。

グンジダンテイ [軍事探偵] 敵地に入りこんで軍事上に關する事物をさぐる者。

グンジユイピン [軍事郵便] 出征してゐる軍隊、軍艦又は軍人、軍屬等から發する郵便物、若くは之に對して發する郵便物の取扱で、前者は免稅されてゐる。

グンジユイピンカワセ [軍事郵便爲替] 戦時事變に際して從軍者の便利を目的とする郵便爲替で從軍者をして其家族等に送金の便利を與へ、間接には戦地に於ける浪費を防ぎ、且其戦地が國境外にある場合には金融政策上に於ける正貨回收の便利をも圖る。

グンジユソ [軍事輸送] 特別に準備した鐵道列車船舶等によつて陸海軍の部隊、馬匹、軍需品等を輸送すること。

グンジユヒン [軍需品] 軍隊の需用にあてる一切

の物資。

クニシヨ一〔勳章〕國家に功績のある者を褒賞するために下賜される名譽の記章。之れには大勳位菊花章、金鷄章、旭日章、瑞寶章、寶冠章がある。

クニシレイカン〔軍司令官〕一軍を統率指揮する高官で、大將若くは中將を以て之に任ずる。

クニジン〔軍人〕軍籍にあつて戦時には戦闘に従事する將校、下士卒の總稱。

クニジンシヨ一イキシヨ一〔軍人傷痕記章〕下士卒で戦闘又は公務に因つて傷痕を受け、又は疾病に罹り不具、痲疾となつた者で本人の請願に依つて陸軍大臣より授與せらるゝもので、之れには、甲種、乙種あつて甲種は戦闘のため傷痕を受けた者に授けられ、乙種は公務のため傷痕を受け又は疾病に罹つた者に授けられる。

クニジンセイシン〔軍人精神〕軍人の須臾も忘れ

る事の出来ない軍人勲諭の五箇條即ち忠節、禮儀、武勇、信義、質素の五つの箇條にて之を貫

くに五箇條の精神である一誠を以てすること。

クニソ一〔軍曹〕下士官の一で伍長の上である。

クニソ一〔軍裝〕軍隊の装ひ、

クニソ一ケンサ〔軍裝検査〕著裝の良い悪いを検

べるために行ふ検査。
クニゾク〔軍屬〕誓文式により陸軍に勤務する者をいひ官等、身分により差あるも相當の待遇を受け恩賞、刑罰等軍人に準じて取扱はる。官等より云へば上は勅任官より下は雇員傭人に至る制規の服裝を爲す者と然らざる者がある、制規の服裝は軍人の如きカーキ色の帽、衣袴を着し軍人の赤き地質は皆白地とし、肩章も臺地の色は皆白で、刀の代りに劍を帯びる。高等官、判

任官の肩章は將校同相當官の官等に應ずる如く

白地に銀モールの線及星がついて居る、此の肩

章にて官等を知ることが出来る。陸軍省の法務

局長を始めとし法務官、刑務署長、録事、看守

長、看守(以上何れも制服を着用)翻譯官、教官

技師、屬、雇員、傭人(小使、馬丁、給仕)等の

如し。

クニタイ〔軍隊〕引率者ある隊伍をいふ。

クニタイキヨ一イク〔軍隊教育〕軍隊に施す教育。

クニタイセイカツ〔軍隊生活〕軍隊に於ける生活。

クニタイテチヨ一〔軍隊手帳〕下士卒に與へられ

る手帳で、姓名、生年月日、所屬部隊、本籍、賞

罰、其他經歷等を記入するもの、之は常に大切に

所持せねばならぬもので、萬一破損又は紛失

したときは現役者において所屬部隊長、在郷

軍人にありては聯隊區司令官に代品の下附を願

出づべきもの。

クニタイフゴ一〔軍隊符號〕軍用文書、通信等に

於て使用する軍隊獨特の符號。

クニバ〔軍馬〕次に掲げるものをいふ。

一、部隊保管馬、將校乘馬(貸與馬、豫備馬に

分つ)軍隊(學校)馬。

二、軍馬補充部保管馬 軍馬補充部支部に於て

育成中のもの。

三、貸付豫備馬 各部隊の過剩馬(毎年補充馬

を受けて過數となるもの)中尙軍役に堪ゆる

ものを陸軍豫備馬貸付規則により民間に貸付

くるもの。

用役より乗馬、鞍馬、駄馬に分つ。

クニバホジユ一ブ〔軍馬補充部〕軍馬の供給、育

成、購買及資源調査の事を掌る處で本部と支部

とからなつて居る、本部は東京に支部は川上、

鋼路、十勝、三本木、白河、高鍋、雄基の七つである。

グンバヘイキシヨ「軍馬兵器廠」兵器（航空特殊器材を除く）の購買、貯蔵、保存、修理、支給、交換、廢品處分及要塞の備砲工事を掌り、本廠と支廠とからなつて居る、本廠は東京に支廠は東京、千葉、大阪、名古屋、廣島、及小倉にある。

グンボーカイギ「軍法會議」陸海軍に於て其特定の刑法を適用する被告人を審判する特別裁判所で陸軍々人軍屬に關するものを陸軍軍法會議といふ、平時は各師團毎に之を設け、戰時事變の際にありては軍混成旅團等にも之を設く、また二審判の裁判のため高等軍法會議がある、裁判官としては裁判長には上級判士が當り、數多の判士と法務官が判官に別に法務官が檢察官（檢

事）となつて軍法會議が構成せられる、録事は書記で辯護には官選辯護士及び將校同相當官が之に當り傍聴も許可せられる、判士は被告の官職に應じ裁判長は將官、佐官が之に當り、判士は將官以下尉官迄之に充當す。

グンム「軍務」軍隊に於ける勤務。

グンヨブツソンカイノツミ「軍用物損壞の罪」陸軍の工場、船舶、戰闘の用に供する建築物、汽車、電車若しくは橋梁又は軍隊に用ふるものを貯蔵する倉庫、露積した兵器、彈藥、糧食、被服其他軍隊に用ふる物又は戰闘に用ふる鐵道、電信若しくは水陸の通路等を燒毀、破裂、毀棄、損壞又は傷害した者に適用さるゝもの。

クンレン「訓練」教へみちびいて實務に熟練させること。

グンロ「軍路」軍隊が使用する道路。

クンロー「勤務」てがら。いさを。

ケ

ケイエイト「輕營倉」下士、兵卒に科せられる懲罰の一で、一日以上三十日以内營倉に錮し演習及教育を除く外は軍務に服することを禁ぜられるもの。詳細は營倉の部を見よ。

ケイカイ「警戒」本隊等をして不意に敵の襲撃を受けない様に敵を搜索監視すること。

ケイカイシヨ「警戒哨」通常將校を以て其長として之に必要な下士卒を屬するもので、射撃目標を設置する位置及び彈者の虞ある地區内に入る通路等に配置して、假に交通を阻絶し又は附近民有地に在る者に危害を加へる虞あれば射撃中之を避けしむる等警戒の任にあるもので、時

に依つて演習場の地形の許す時は監的哨長をして警戒哨長を兼ねしむることあり。

ケイカイタイ「警戒隊」不意の敵襲を豫防して敵の視察を妨げ、且本隊の行進をはかどる様にする任務にある部隊。

ケイカジカン「經過時間」彈丸が砲口を出て彈着點に達するまでの時間。

ケイキユーシヤエイ「警急舍營」人家内に一中隊或は一小隊或は一分隊毎に一團となつて武器背囊を身邊に置いて服裝を整へたまゝ眠臥して凡て窓戸を開き各家屋に少くも一名の兵卒は點燈して警戒するもの。

ケイキカンジユ「輕機關銃」機關銃の部参照。

ケイキカンジユ「輕機關銃」機關銃の部参照。輕機關銃を使用して戰闘する任にある分隊で、歩兵にありては長下士一、兵卒七名（射手一、彈藥

手六)である。

ケイキキユ—「輕氣球」氣球の部に同じ。

ケイキユ—「シユ—ゴ—ジヨ」〔警急集合場〕軍隊にて警報のあつたとき兵士の迅速に武裝を整へて集る一定の場所。

ケイキヨクセン—「計曲線」水平曲線の讀算を容易にするため首曲線五條毎に之れを太くしたもので、二萬分の一では毎五十米、五萬分の一では毎百米の等距離に相應するもの。

ケイクン—「繫輝」馬に生ずる皮膚病で、繫にて垢切れの如きもの、出來ること。

ケイシ—「經始」凡ての戰鬪用の土工を上より見た形を地上に現はすこと。

ケイシヤ—「傾斜」かたむき。

ケイシヤチ—「傾斜地」坂路等の様にかたむいてゐる地。

ケイシユ—「計手」經理部に屬する准士官、下士であつて、之れは歩、騎、砲、工、航空、輜重兵

(輸卒を除く)科の現役兵卒の中で計手を志願した者で概ね二年在營して六ヶ月間計手に必要な教育を受けた者から採用される。志願者は所屬

の隊長に其旨を申出で、毎年五月に選抜された者は三ヶ月間隊附主計に付て教育せられ後三ヶ月間は師團經理部に通學して教育せられる。

之れには、上、一、二、三等計手があつて上等計手は特務曹長、一等計手は曹長、二等計手は軍曹、三等計手は伍長に相當する。

ケイシヨ—「敬稱」下級者が上級者を呼ぶに用ふる敬語で直接、間接とを問はず必ず稱呼すべきものである。之れには陛下、殿下、閣下、殿あり、天皇、太皇太后、皇太后、皇后に對し奉りては陛下、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫

ケイタイバリヨ—「携帶馬糧」出征の時に各自が携帶する豫備の馬用食糧で終始完全に携帶して命令なくして之を使用してはならないもので、各馬に對して大麥二升である。

ケイタイヘイキ—「携帶兵器」各自携帶する兵器で小銃、銃劍、軍刀、拳銃、輕機關銃、手榴彈、擲彈筒、鐵兜、防毒覆面等である。

ケイタイリヨ—「携帶糧秣」携帶口糧、携帶馬糧をいふ。各部を見よ。

ケイバサク—「繫馬索」馬を繋いで置く索。

ケイビタイ—「警備隊」重要な地を豫め防備する爲に留まる軍隊。

ケイホ—「警報」警戒すべきことを告げる知せ。

ケイリガツコ—「經理學校」學生をして經理部に必要な學術を修得せしめ、且陸軍經理に關する學術の調査及研究を行ひ併せて陸軍經理に關

ケイタイコ—「携帶口糧」出征の時に各自が鞍囊、背囊に入れて携帶する豫備の糧食で終始必ず完全に携帶して命令なくして之を使用することの出來ないもので、各人精米一日分(六合)乾麩麩一日分(百八十匁)及副食物として罐詰四十匁、食鹽六匁より成るものである。

ケイタイテンマク—「携帶天幕」露營に際して幕舎を作り又は雨天の時身體に纏つて雨覆に用ふる幕布で、幕布一枚、支柱二節、控杭二箇及張綱一本よりなつて、支柱及杭を幕布に包んで支柱の長さに巻き之を背囊の上端外套面に裝着するものである。

する業務に従事する者の教育に要する圖書の編纂を爲す所。

ケイリユ—キキユ—〔繫留氣球〕氣球の部を見よ。

ケイリブ〔經理部〕軍人軍屬の經理の事に従事する軍人、即ち衣食住を始め軍隊給養上の事や金銭の取扱ひ支拂計算等を掌る役目の軍人の屬する部を謂ふ、其名稱に二種ありて一は軍人を分ちて七科四部となるが其四部の内一部が經理部である、他の一は師團内等にある役所の名で某師團經理部といふが如し。

ケイレイ〔敬禮〕敬意を表する爲にする禮。

ケイロ〔經路〕みち。すぢ。

ケイテンシヤゲキ〔競點射撃〕よい點數をとる様に競争して行ふ射撃。

ゲキハツ〔擊發〕銃の引鐵を引くこと。

ゲキハツソ—チ〔擊發裝置〕引鐵を引けば發火す

るしかけ、安全裝置の反對。

ゲキハツホ—〔擊發法〕銃の引鐵を引く方法で、一、据銃して照準を始めると共に引鐵の第一段を壓し、二、次に呼吸を止めて照準點に正しく照準線を指向し得たとき漸次力を加へて引鐵の第二段を壓し發射する。

ケツゴ〔缺伍〕小隊の兵員が奇數であつて左翼の

第二列の兵を缺いたもの。

ケツシタイ〔決死隊〕死を賭して敵陣地の奪取又は敵中に突入するが如き勇敢決死の部隊をいふ

ケツジヨ—〔結繩〕繩結びの術にて工兵隊で行ふ結者結束等の作業をいふ。

ケツセン〔決戦〕最後の勝敗を定める戦。

ケツソク〔結束〕綱を以て二つの物を結びつけること。

ケツチヤク〔結者〕繩で物を結びつける方法で、

蛇口結、模合結、舟手結、雲雀結、副結、鈎結、鎖結、滑縮結、及鶴の首結等がある。

ケンインジド—シヤ〔牽引自動車〕砲車、貨車等の様なものを引つばつて行く自動車。

ゲンエキ〔現役〕現に所屬の部隊に編入せられて軍務に服し、戦時には所屬の豫備、後備よりも先に出征を命ぜられるもので、兵卒、下士、准士官、將校に依つて其年限を異にしてゐる。陸軍の兵卒は二年、海軍兵は三年であるが在營期間を一年六ヶ月に短縮せられるもの、或は四十五日間に短縮せられるものもある、又輜重輸卒は概ね二ヶ月、補助看護卒は三月が在營期間である、將校、准士官、下士の現役期間は複雑して居るから之を略する。

ゲンエキシガンヘイ〔現役志願兵〕滿十七歳以上二十歳未滿の男子で現役兵として陸軍にありて

は二年、海軍にありては三年在營することを志願するもので、身體検査の結果現役兵に採用せられたるもの、此者が下士に任官し漸次准士官將校に進級するに従ひ現役期間が延長する。

ケンエキシヨ〔檢疫所〕傳染病の流行を豫防するため其有無に就て診断、検案等を行つて危険と認められた場合には消毒豫防を行つて個人の自由を制限する行政處分を行ふ所。

ゲンエキテイゲンネンレイ〔現役定限年齢〕現役

の將校、准士官、下士は所屬部隊の兵籍に編入せられて將校、准士官は特別の場合の外一定の年限までその役を勤め、下士は現役期間が滿つるまで服役する此一定の年限をいふ、これは階級によつて差がある。

大將 六五 (元帥たる大將には之を定めず)

中將及びその相當官 六二

少將	五八	相當官	六〇
大佐	五五	相當官	五六
中佐	五三	相當官	五四
少佐	五〇	相當官	五二
大尉	四八	相當官	五〇
中少尉	四五	相當官	四七
准士官(歩、騎、砲、工、航空、輜重兵科の特務曹長)	四〇	其他の准士官	四八
下士(歩、騎、砲、工、航空、輜重兵科の隊附)	四〇	其他の下士	四五

ケンエツ〔檢閲〕實地に就いて内務、教育、經理衛生、動員其他諸般の軍事上の事項に關し其成果を點檢査閲すること教育檢閲、内務檢閲等

ケンエキヘイ〔現役兵〕現役にある兵士。

ケンエキマンキ〔現役満期〕現役に服する期間の満つること。

特種事項につき檢閲せられることもあるし、或は總括的に檢閲せられることもある、隨時檢閲特命檢閲等がそれである。

ケンエツシヤゲキ〔檢閲射撃〕歩兵聯隊に於て各中隊射撃教育の程度を檢閲する聯隊長の行ふもので、毎年一回射撃教育の大部を終つた時期以後に於て聯隊長が成るべく中隊の全員を參加せしめて小隊の戰闘射撃を行ふもの。

ケンカイ〔限界〕さかひ。しきり。

ケンガイ〔圏外〕範圍の外。

ケンキユ〔減給〕罰期間中給料を減じられることとて、重營倉處分を受けたものは罰期間給料の十分の八、輕營倉處分を受けた者は罰期間給料の十分の五を減じられる。

ケンサ〔檢査〕各自の兵器、被服其他一般の官給品並に建物、陣營具消耗品等を大切に取扱ひ能

く保存、節約してあるかどうかを檢べること。諸物品に對しては常に手入整頓を怠らず何時檢査があつても差支へのない様に心懸けておくことが肝要である。

ケンジユイ〔拳銃〕自衛の兵器で口径は八耗乃至十一耗で五、六發の彈藥を收容する輪開式と、七、八發の彈藥を收容する自動拳銃の二種ありて、其の精銳なものは初速約四百米で、四、五百米に於ても尙狙撃の目的を達し得られるものもあるが通常至近距離に射撃する。二十六年式拳銃は制式で最大射距離は約千米突で百米以内に於ける彈丸の侵徹量は杉板約三厘砂約三十厘である。

ケンジユイシヤゲキ〔拳銃射撃〕拳銃をもつてする射撃で二十米突の距離に關的、立的を置いて射撃をする。

ケンシヨウ〔懸章〕高等官衙の副官、週番、巡察の將校及特務曹長が右肩から左腋下に懸けるもので、黄線が三條に白線が二條通つたものと赤線が三條に白線が二條通つたものがあつて黄白は高等官衙の副官、赤白は週番士官、巡察將校又は特務曹長の懸けるもの。

ケンシヨウ〔肩章〕服の左右肩に附けてあつて軍人の階級を表すもの、別表を參照。

ケンシン〔劍身〕銃劍の身の鈔元から切先までをいふ。

ケンスイ〔元帥〕元帥府に列する陸海軍大將に賜はる稱號、佐、尉官各一人の副官附屬し、時によつて勅命によつて軍隊の檢閲を行ふ。

ケンスイキシヨウ〔元帥徽章〕元帥が上衣の右乳の下方に附着する金屬製の小判形の徽章。

ケンスイト〔元帥刀〕元帥に下賜せられる特殊

の裝飾ある軍刀。

ダンスイフ〔元帥府〕天皇陛下の軍事上の最高顧問府。

ケンセイ〔牽制〕自分の欲する方向に敵を誘ひ出し若くは之を抑留すること。

ゲンセイチュウリツ〔嚴正中立〕きびしく局外中立の態度を守つて彼此の交戦國に對して何等の妨害又は援助をしないこと。局外中立とは國際上にて交戦國の何れにも援助を與へず、また交戦に影響すべき行爲を避ける國家の地位。

ケンセイブダイ〔建制部隊〕戰術上の目的によつて或る單位の部隊に編成せるもので、師團、旅團、聯隊、大隊、中隊等が之である。

ケンセキ〔譴責〕下士以下の軍人に科する懲罰處分の一で、罰権を有する上官が下官に對し將來を戒める處分法。

ケンベイ〔兼務〕二つ以上の任務を兼ねること。ケンベイン〔憲兵〕平時は軍人軍屬、其他のま違を警しめ犯罪を檢舉し、犯罪者を逮捕し戦時は野戰軍所在地及び兵站線路に於て不正行爲ある者を取締り、軍用の建造物を保護し敵意のある人民及び間諜の搜索に従事するもので、黒色の襟章を附してゐる。

ケンベイダイ〔憲兵隊〕軍事警察を掌り兼て行政警察及司法警察を掌る任務を有する部隊。

ケンベイレキシユシヨ〔憲兵練習所〕憲兵科士官を養成する所。他兵科の現役士官で憲兵練習所を卒業した者は現役階級のまま、憲兵科士官に任じられ、憲兵科現役特務曹長で憲兵練習所を卒業して少尉候補者となつて少尉に任ぜられるケンム〔兼務〕本職以外の職を兼ね務めること。

ゲンメイ〔嚴命〕きびしい命令。



ゴ〔伍〕前後二列に排列した横隊に於て前後に立ちたる二人を伍といふ。

コイイ〔攻圍〕城塞をとりまいて攻めること。

コイイダン〔攻圍軍〕城塞を攻圍する軍。

ゴイチキヨイ〔合圍地境〕戒嚴地境の一つで、敵のとりまき若くは攻撃等の事變に際して戒嚴する地域。

コイエイ〔後衛〕軍隊の退却、行軍に於ける時、敵に近く置くの警戒部隊又は前進行軍に於ても後方に警戒を要する時配置する警戒隊で、何れも本隊の行軍を安全容易ならしむるを目的とし通常後衛本隊、後衛後兵及後衛騎兵に區分し、

ケンベイ〔劍柄〕劍の柄。

ケンニン〔兼任〕二つ以上の任務を兼ねること。

ケンベイン〔憲兵〕平時は軍人軍屬、其他のま違を警しめ犯罪を檢舉し、犯罪者を逮捕し戦時は野戰軍所在地及び兵站線路に於て不正行爲ある者を取締り、軍用の建造物を保護し敵意のある人民及び間諜の搜索に従事するもので、黒色の襟章を附してゐる。

ケンベイダイ〔憲兵隊〕軍事警察を掌り兼て行政警察及司法警察を掌る任務を有する部隊。

ケンベイレキシユシヨ〔憲兵練習所〕憲兵科士官を養成する所。他兵科の現役士官で憲兵練習所を卒業した者は現役階級のまま、憲兵科士官に任じられ、憲兵科現役特務曹長で憲兵練習所を卒業して少尉候補者となつて少尉に任ぜられるケンム〔兼務〕本職以外の職を兼ね務めること。

後衛後兵は後衛歩兵中隊を、後衛尖兵中隊は後衛尖兵を出して警戒する。
コイエイセンベイ〔後衛尖兵〕後衛の一部で縦隊の後方にあつて後兵又は後衛尖兵中隊の後方が約百乃至四百米を離れ、各種の警戒をなしつゝ敵の急迫に抵抗しつゝ、或は速に敵と離脱して以て本隊の退却を豫定又は計畫通り容易、安全ならしむるもの。
ゴイオン〔號音〕知らせの音。
コイガイ〔後衛〕散兵壕の壕の後方即ち敵方に面せずして散兵の背に接する斜坂をいふ。
コイカガツコイ〔工科學校〕陸軍砲工兵工長となるべき生徒及兵器技術を掌る砲工兵科士官と爲すべき學生を教育し砲工兵工長たる學生に陸軍技術に關する學術を修得せしめ且此等學術の調査研究及試験を行ふ所。

コーガン〔後岸〕後の方の岸。
 ゴーキ〔號旗〕しるしの旗。合圖の旗。
 ゴーキシユ〔號旗手〕合圖の旗を掲げるもの。
 コーキユグンイ〔高級軍醫〕各部隊にゐる最高級の軍醫。
 コーキユシンバンカン〔高級審判官〕演習を審判する官にあるもの、最高級のもの。
 コーキユフクカン〔高級副官〕長官に直屬して軍事上の庶務を掌る武官にして最高級のもの。
 コーキユヘイワ〔恒久平和〕久しくかはらないでつゞく平和。
 コーキヨ〔溝渠〕みぞ。へだて。
 コークーキ〔航空機〕氣球、飛行機を總稱するもの。氣球は氣球の部を見よ、飛行機には一層式〔單葉ともいふ〕と二層式〔複葉ともいふ〕とあり一層式は翼が一枚よりなつて「プレリオ」「ニユ

ーポール」式等之に屬し、二層式は翼が二枚よりなつて我軍用機「ファルマン」之に屬す。共に發動機の力に依つて推進機を回轉せしめて上空を飛行するもので、戰場に於て敵の航空機及び地上に對する戰闘其他偵察、通信等の勤務に服するもので其用途は甚だ多いもの。
 コークーセン〔航空船〕氣球の部を見よ。
 コークータイ〔航空隊〕航空機を以て組織された軍隊で、之れには飛行隊、氣球隊あり。飛行隊は飛行機を操縦して偵察、通信、爆撃、射撃隊、連絡、敵飛行機との戰闘に従事し、氣球隊は航空船、氣球を以て偵察、射撃隊、爆撃隊、下、兵員軍需品の輸送等に従事するもの。
 コークーヘイ〔航空兵〕航空隊所屬の兵士で淡紺青の襟章を附してゐる。
 コーグン〔行軍〕軍隊が一地から一地に移る運動

をいひ、之れには大別して旅次行軍（敵に心配なきとき）戰備行軍（敵に對する顧慮あるとき）あり、尙實施の方法、時期等に依つて急行軍、強行軍、夜行軍等がある。行軍は凡て戰闘の基礎となるものであつて其行軍力の強弱は直ちに戰闘の勝敗に關係を及すものであるから行軍軍紀を嚴守して被服裝具に注意して衛生殊に靴傷に罹らない様にするに於て。行軍間に於て嚴守すべき事項は、
 一、銃は中隊長の定められた所に從つて擔ふ事
 二、勉めて前後に重なり著しく間隔を開かぬ事
 三、途歩を命ぜられたときは特別の時（途中高貴の方等に遇つたとき）等を除く外は談話喫煙等を許さるゝも特に市街内を通過する際は態度、姿勢等に注意すること。
 四、道路の一侧は常に明けて置き他部隊、傳令

等の通過に供すること。
 五、各人勝手に服裝をみださないこと。
 六、許可なく隊列を離れざること、若し用便等のため已むを得ず隊列を離れるときは小隊長又は分隊長の許可を受けること。
 七、常に歩度を齊一にして伍間の距離を伸縮せないこと。
 軍橋を通過する際には、
 一、成るべく歩を揃へず靜かに橋の中央部を行進すること。
 二、假ひ其前方と距離を失ふことがあつても決して軍橋上に於いて之れを回復せんとしてはならぬ。
 徒涉場を通過する際には
 一、水面を諦視しないこと。
 二、手又は腕を以て互に相連結するを良しとす

三、彈薬に水の入る虞があるとき（水深〇米八〇以上）は彈薬盒を脱して背囊の上に附けると。

渡船の際には

一、必ず跪坐して何人も其位置を離れ若くは姿勢を變へないこと。

二、特に漕手の動作を妨碍せざること。

三、如何に動搖しても靜かにしてゐること。

水上を通過する際には、成るべく灰、木屑、土砂、藁等を撒き或は十字鍬を以て水面を粗にして滑走を豫防すること、若し抗力が十分でないときは水厚の増加を圖り或は板、梯子等を敷き若くは各兵の距離間隔を疎開すること。

コーグンケイカイ「行軍軍紀」行軍間に於て嚴守すべき規則。

コーグンケイカイ「行軍警戒」行軍間に於てなす

コーグンケイカイ「行軍警戒」行軍間に於てなす

コーグンケイカイ「行軍警戒」行軍間に於てなす

警戒で、前衛、側衛、又は後衛を以てして、不意の敵襲を豫防し敵の視察を妨げ且本隊の行進を容易ならしむること。

コーグンジョレツ「行軍序列」各部隊の行進する

順序及び各部隊の相距離を限定すること。

コーグンチヨウケイ「行軍長徑」行軍のため行軍

縦隊となつた部隊の最先頭から最後尾に至る長さのこと。

コーグンノココロエ「行軍の心得」行軍、夜行軍

の部を見よ。

コーグンノシユルイ「行軍の種類」行軍を見よ。

コーゲキ「攻撃」敵を撃破するため進んで戦を求むること。

コーゲキグン「攻撃軍」攻撃にあたる軍隊。

コーゲキサキヨ「攻撃作業」要塞の攻撃又は諸

種の手段をつくして堅固に準備された陣地を攻

て次で速に交通壕其の他の設備を附加するもので、敵の認識を避けるよりも敵を有効に射撃し守兵を確實に掩護することを主眼とする。第一の攻撃陣地を占領後前進の準備が完了せば之れを據点として更に逐次攻撃陣地及び交通壕を完成するのである。攻撃作業が進捗して概ね一氣に突撃を行ひ得る距離に達せば突撃を準備するため突撃陣地を構成する。突撃地は突撃部隊をして所要の隊勢で發進が出来る様に縦深に編成し、又近接戦闘用器材の置場、指揮、連絡、交通等の諸設備をなすもの。

コーゲキセイシン「攻撃精神」自ら進んで敵を攻撃し之を殲滅せんとする氣慨精神。

コーゲキタイケイ「攻撃隊形」攻撃をなす隊形。

コーコ「降弧」最高點から目標所在地の落點に至る彈道。

撃する場合に實施するもので其の重なるものは歩兵陣地及び交通壕の築設で、要塞戦にあつては對壕作業といふ。歩兵陣地に用ふる散兵壕は通常掘擴散兵壕で爾後必要に應じて之を掘擴するもの、攻撃作業の實施中は、

一、命令、號令等は低聲を以てすること。

二、談話、喫煙、點火を禁ずること。

三、進入、配置及び作業は最も靜肅且沈著に施行して躁急の動作があつてはならぬこと、又特に土工器具、水筒及び武器の觸撃より發する音響を避くること。

四、進入並に作業間探照燈の類を以て照明せられたときは直に地上に伏臥して照明中は少しも身體を動さぬこと。

コーゲキジンチ「攻撃陣地」之は地形を利用して先づ點々占領した支點を以て陣地の骨幹を作つ

コーゲキジンチ「攻撃陣地」之は地形を利用して先づ點々占領した支點を以て陣地の骨幹を作つ

コーゲキジンチ「攻撃陣地」之は地形を利用して先づ點々占領した支點を以て陣地の骨幹を作つ

コーゲキジンチ「攻撃陣地」之は地形を利用して先づ點々占領した支點を以て陣地の骨幹を作つ

コーゲキジンチ「攻撃陣地」之は地形を利用して先づ點々占領した支點を以て陣地の骨幹を作つ

コーゲキジンチ「攻撃陣地」之は地形を利用して先づ點々占領した支點を以て陣地の骨幹を作つ

コーゲキジンチ「攻撃陣地」之は地形を利用して先づ點々占領した支點を以て陣地の骨幹を作つ

コーゲキジンチ「攻撃陣地」之は地形を利用して先づ點々占領した支點を以て陣地の骨幹を作つ

コーサツシリョー〔候察資料〕様子をかゞふ材料。

コーサテン〔交叉點〕ぶつ違ひになつてゐる所。

コーサン〔降参〕戦に負けて敵に降ること。

コーサンニン〔降参人〕降参した者。俘虜に同じ。

コーシツ〔皇室〕天皇陛下の御一門、外部との關係に就いては一般法令の外に獨立して内部の關係に就いては皇室令皇室典範を以て自由にこれを規定せられ、其首長は天皇陛下である。御一族は皇族といふ。

コーシヤホー〔高射砲〕口径七糎半で最大射高約七千米を有する火砲で、野戦高射砲、陣地高射砲の二種あり野戦高射砲は自動車で牽引する。

コーシヤホーヘイ〔高射砲兵〕高射砲を以て航空機を射撃する兵士。

コーシヤホーレンタイ〔高射砲聯隊〕野戦高射砲

隊は甲隊、乙隊と分れ観測隊、砲車隊、彈藥分隊より成り自動車編成とする、但し乙隊は自動車編成ではなく移動に際して臨時自動車を配屬せられる。陣地高射砲隊は彈藥分隊豫備車のみを有する外は野戦高射砲隊と同じである。

コーシユドローメイ〔攻守同盟〕二國以上が相協力して同盟外の敵國の侵襲を防がんとために結ぶ同盟、守戦同盟に同じ。

コーシヨー〔咬傷〕咬れた傷。毒蛇、狂犬等に咬れたときは口で其毒を吸出して手當をする。

コーシヨー〔公傷〕公務に基因せる負傷。

コージヨー〔口上〕言葉でいひつたへること。

コージヨークン〔攻城軍〕城塞を攻圍して之を略取するための軍隊。

コージヨーセン〔攻城戦〕要塞を攻圍してこれを落し入れるための戦闘。

コージヨーホー〔攻城砲〕攻城戦に使用する火砲

で、野砲に比して一般に口径が大きく重量多大で運搬も容易でない。

コーシン〔行進〕前方へ進んで行くこと。

コーシンカン〔行進間〕行進してゐる間。

コーシンホチヨー〔行進歩調〕行進間の歩行の調子。

コーシンモクヒヨー〔行進目標〕行進中の目標。

コーセキ〔功績〕てがら。いさを。

コーセキシキン〔功績賜金〕戦時に於て功績のあつた者に勳章に合せて年金或は一時金を賜ひ、或は一時金のみ賜ふもの。勳章年金は重き處刑を受けるときは褫奪される。

コーセン〔腔鏡〕銃身の内面に彫つてある六條の溝で彈丸を旋回せしめて彈丸の飛んでゐる間彈頭を常に前方に維持せしめる用をなすもの。

コーセン〔交戦〕戦をまじへること。

コーセン〔攻戦〕敵國に侵入するため進んで戦を求めらる事。

コーセン〔抗戦〕はりあつて戦ふこと。

コーゾクツキブカン〔皇族附武官〕皇太子及陸海軍武官たる皇族に附屬する武官で皇族の威儀、整飾を奉助して軍務、祭儀、祝典、宴會等に隨從するもの。

コーダイガカリ〔交代掛〕射撃の際の勤務員の一 種で下士若くは上等兵が之に服して射手の引率 銃の検査、彈藥の分配、藥莢の返付等に任ずるもの。

コーダイ〔交代〕他の者といれかはること。

コーチ〔高地〕土地の高い所。

コーチクブツ〔構築物〕砲壘、砲臺、塹壕、障壁 物等の様なものをいふ。

コーツキカン〔交通機關〕運搬に屬する機關と通信に屬する機關とをいふ。即ち道路、橋梁、船舶、鐵道、車輛、電信、電話、郵便等。

コーツゴ〔交通壕〕散兵と掩壕間に於て若し地形の掩護のないとき安全な連絡を保持するために設ける壕で時としては歩兵の陣地と後方の要點とを連絡するために構築することがある。

コーツヘイ〔交通兵〕交通に關する任務を有する兵の總稱にして電信、鐵道隊の如きもの以前には航空兵も加はつてかく云つた。

コーテイ〔行程〕みちのり。

コーテイカンハン〔抗抵干犯〕上官の命令にはむかつたり、おかしたりすること。

コーテイシヨージユン〔高低照準〕砲に所望の射角を與へること。

コーテイセン〔高低線〕銃口と彈著點とが同一水

平面にないとき兩者を結びつけた線。

コーテイハンズーヒツチユカイ〔高低半數必中界〕垂直目標に於ける彈著點の上下に發射彈の半數を含む限界。

コートー〔口頭〕口上に同じ。

コートー〔降等〕兵卒に科せられる懲罰の一で、現在の階級から一階級を下すことであつて、犯行の重い者又は屢々刑罰若くは懲罰の處分を受け尙改悛の情のない者に科せられるもの。

コードー〔行動〕おこない、動作。

コートーカンガ〔高等官衙〕陸軍省、教育總監部參謀本部の如き高等位置にある官衙で師、旅團司令部は軍隊なるも長が將官なるため特に高等官衙といつて居る。

コートーデンレイ〔口頭傳令〕口上にて命令を傳へること。

コーハツ〔腔發〕彈丸が砲腔の中で破裂すること

コービ〔後尾〕行軍縱隊にある軍隊の後了の部分

コービ〔構備〕かまへそなへる。

コービエキ〔後備役〕現役年限年齢に達したものは豫備役を経たもの、服するもので本籍所在師管の兵籍に編入せられて將校及び同相當官は師團長の管轄に屬し、下士以下は聯隊區司令官の管轄に屬す、服役期間は兵卒は十年である。

コーフク〔降伏〕降參に同じ。

コーブンシヨ〔公文書〕官府が職權上より發し又は作つた文書。

コーヘイ〔工兵〕技術的作業をなして戰闘を有利にする兵種で、時には銃と銃剣とを持つて歩兵の如く戰闘に参加する、その技術的作業とは我軍のためには道路を造り橋を架け渡舟で河を渡りなどし、敵のためには道路橋などを爆薬で爆

發破壊せしめたりする、又歩兵や砲兵の構築し難い程度の大きな土工作业、即ち最も堅固な散兵壕壘壕障物などの構築、地雷などの敷設、敵陣地の破壊、坑道作業などをして歩兵や砲兵の戰闘を有利ならしめ之に協力援助を與へる。

工兵の中で特に電信電話の架設通信（有線、無線共）及野戰電燈の照明等を擔任するものを電信隊といひ、鐵道の建設、運轉及破壊に任ずるものを鐵道隊といふ。

工兵科の定色は鶯色で軍服の襟にその色地がついて居る、電信隊鐵道隊はその襟地の中に特殊の徽章がついて居る。

コーヘイガツコー〔工兵學校〕學生に工兵技術、戰術及交通術等を修得せしめ之を各隊に普及し且常に是等諸學術の調査研究を行ひ以て工兵教育の進歩を圖り又上等工長に必要な學術を教

育し竝に工兵用兵器、器具材料等の研究試験を行ふ所。

コーヘイシヨコーチヨ「工兵諸工長」木工長、機工長、電工長の三種とし、各その頭文字の業務に當りその工卒を教育するを任とす、各工長共一、二、三等に分れ何れも曹長、軍曹、伍長の階級に同じ。

コーホー「號砲」師團司令部所在地（東京に於ては宮城内）其他所定の衛戍地に於て正午に之を發するもの。

コーボーリヨグン「攻防兩軍」攻める方の軍隊と之れを防ぐ方の軍隊。

コーメイノツミ「抗命の罪」單獨或は黨を作つて上官の命令に反抗し又は之に従はない者、暴行を爲すに當つて上官の制止に従はない者に科せられる刑罰。

コーヨシヨ「公用證」公用のため管内者が外出するもの、携帶すべき一定の證（木製の札）で週番下士から受けるもの。

コーリ「行李」小行李、大行李の二種あり、小行李は戦闘間必要な彈藥、器具、衛生材料等を駄載した駄馬及び副馬よりなるもので、大行李は宿營間必要な荷物、器具、糧秣、被服等を携行する駄馬、豫備馬等より成るもの。

コーリヨクシヤ「効力射」試射により確實なる射撃諸元を決定して充分なる効力を收め得べき射撃。

コーレイ「號令」軍隊を指揮するとき音聲を用ひてする一定の文句で發聲の方法により單一號令と重複號令とに分れる。重複號令は通常豫令と動令とに分れ、豫令は「明瞭に長く」動令は「活

潑に短く」發唱する、何れにせよ號令は嚴肅明快で、號令一下部下をして水火をも敢て辭せざらしめる底のものでなければならぬ。

コーレイホー「皇禮砲」衛戍地に行幸、行啓又は衛戍地を通御ありたるとき及び紀元節、天長節に行はれる禮砲の式で外國の帝王、皇族、大統領に對しても行はれる。

コーレツ「後列」前後に並んでゐる後の列のこと

コーレツヘイ「後列兵」後列に並んでゐる兵卒。

コーレン「鉸鍊」上帶、下帶、用心鐵、上支鐵、下支鐵、木被、棚杖、諸螺子の總稱で銃身と銃床との連絡、並に引鐵の防護等に供せられるもの。

コーロー「功勞」ほねをり。はたらき。

コイ「故意」わざとすること。

ゴエイヘイ「護衛兵」護衛のために附けられた兵

士。

ゴカンキヨリ「伍間距離」伍のへだたり。

コクサイカンケイ「國際關係」國と國とのかゝりあひ。

コクサイレンメイ「國際聯盟」國と國との間に於ける平和安全の永久的保護を目的とし共同して國際間の事件を處理せんとする列國の盟約。

コクミンカイヘイセイド「國民皆兵制度」國民が一定年齢に達せば全部兵役に服する義務を有する制度。

コクミンヘイエキ「國民兵役」之には第一國民兵役、第二國民兵役とあり、第一國民兵役には後備役を終つた者、召集せられた補充兵にして其役を終つた者で滿四十歳迄之に服するもので、第二國民兵役には滿十七歳から滿四十歳に至る男子で常備兵役、後備兵役、補充兵役及び第一

國民兵役にあらざる者に服せしむるもの。
 コクミンヘイシヨシユー「國民兵召集」戦時又は事變に際して國民兵を召集すること。
 ゴシユエイキンム「御守衛勤務」禁関守衛の任にある衛兵勤務で近衛師團下の軍隊が之に當る。
 コシヨースー「呼唱數」呼び唱へる數。
 ゴシンエイ「御眞影」天皇陛下、皇后陛下の御寫眞。
 ゴソ—「護送」つき添ひ人をつけて護り送ること
 ゴチヨ—「伍長」下士の一で、軍曹より一級下のもの。
 ゴチヨ—キンムジヨ—ト—ヘイ「伍長勤務上等兵」品行方正、學術優等の上等兵で下士の勤務に服するもの。
 コツカソ—ド—イン「國家總動員」國民全體を戰爭及これに附屬する事業に従事せしむること。

コツカノカンジヨ—「國家の干城」國を護る軍人。
 コツカン「骨幹」ほねぐみ。
 コノエキヘイ「近衛騎兵」官關の禁衛又は乘輿の警備等に從ふ騎兵。
 コノエシダン「近衛師團」皇宮守護の常備師團。
 コノエヘイ「近衛兵」官關の禁衛又は乘輿の警備等に從ふ天子の親兵で、帽子の星章の下に同色の櫻枝を附加してある。
 コバ「古馬」新馬を調教して其の用役に立ち得ぬ馬。
 ゴヨ—シヨ—ニン「御用商人」認許を得て軍隊の用品を納めることを業とする商人。
 ゴヨ—セン「御用船」戦時又は事變に際して兵士軍需品等の運送に供せられる船舶。
 コンキヨチ「根據地」ねじろとする地。
 コンセイリヨダン「混成旅團」歩兵一旅團に適應

の砲兵、工兵、騎兵其他各兵種を加へて編成された獨立團隊。

サイケイレイ「最敬禮」室内にて天皇、皇后兩陛下に拜謁するとき、御眞影を拜するとき、皇族殿下に拜謁するとき、賢所參拜其他拜神のとき行ふものであつて、之を行ふには不動の姿勢を取り先づ天皇陛下の御眞影又は神靈に注目して次に體の上部を約四十五度前に傾け、頭を正しく上體の方向に保つて、帽子は右手にて其底を摘み之を右股に接して提げ帽の内部を右股に對せしむるもの。
 サイコーキテン「最高軌典」唯一根本のおきて。
 サイゴ—グ—ジン「在郷軍人」豫備役、後備役に

ある將校、同相當官、准士官、下士、兵卒及歸休兵、補充兵のすべてをいひ、一定の地に住居して自家の生業を營んでゐるけれど尙其軍籍にあるもので、動員又は補充のために召集せられるもの。
 サイコーテン「最高點」採點數の最も高位なもの最も高い所。
 サイダイシヤキヨリ「最大射距離」最も大きい射撃距離、三八歩兵銃にては約四千米である。
 サイダイシヤテイ「最大射程」最大射距離に同じ
 サイルイセイガス「催涙性瓦斯」眼球に觸れると其の刺戟に依つて涙を出す瓦斯。「クロロピクリン」は其の代表的なもので無色の液體であるが之れが氣化すれば眼を刺戟して開く事が出来なくなるばかりでなく窒息性をも持つてゐる時間戦闘力を失はず、「クロロアセトフェノン」

臭化ベンチール等は此種に屬するもの。

サカウチ〔逆射〕飛行機を射撃するときの射撃姿勢で、飛行機の飛行方向に平行に仰臥し得るやうに體を向けて膝射の要領に依つて臂を地につけながら左手で銃把を握り仰臥し、床尾を右腋下にして床嘴を地につけて銃口を上にし、銃を地面に對し約三十度に保つて體を飛行方面に傾ける。背囊を負はない場合は後方の彈藥盒を體の一侧にまはす。撃方止めるときは其の姿勢を取つたときと概ね反對の順序で起ち、右足を左足に引きつけて立銃をする。

サカン〔佐官〕將校の階級で大佐、中佐、少佐をいふ。

サガン〔左岸〕河下に面し左の方にある岸。

サカンソートーカン〔佐官相當官〕經理部、衛生部、獸醫部、軍樂部の將校相當官で佐官と同等

のもの。

サギヨーフク〔作業服〕作業をするとき着る服。サカカイドー〔鑿開道〕兩側の地より低くして山又は高い處を切り下げて作つた道路。

サクジヨー〔棚杖〕銃の一本で銃腔内の掃除、塗油に用ひ、又銃の際者劍してゐない時は之に依つて組み合す。

サクセン〔作戦〕軍隊の敵に對して行ふ戦争の方法又は動作。

サクセンケイカク〔作戦計畫〕軍隊の敵に對して行ふ戦争の方法又は動作に關するはかりごと。

サクセンチイキ〔作戦地域〕敵に對して作戦する地帯。

サクセンメイレイ〔作戦命令〕敵に對し作戦する命令。

サクヤク〔炸藥〕彈丸を破裂さすために使用する

火藥。

サゲツツ〔提銃〕晝間に於て歩哨が銃を取扱ふ一種の銃の持ち方。

ササゲツツ〔捧銃〕執銃の場合天皇陛下、皇族軍旗、停止間將校に對して行ふ敬禮法で天皇陛下皇族、軍旗に對しては著劍にする。

ササゲトー〔捧刀〕天皇陛下、皇族、軍旗、停止間將校に對して行ふ敬禮法。

サジユー〔又銃〕又銃(クメツツ)の部に同じ。

サジユーセン〔又銃線〕又銃するとき銃を置く線

サソクエイ〔左側衛〕敵に向ひ警戒行軍をなす場合本縦隊又は本隊の左側方(敵に面して)にありて警戒に任ずる部隊。

サツシヨー〔擦傷〕かすりきず。サツシヨーイリヨク〔殺傷威力〕敵を殺したり傷つけたる力の度合。

サツシヨーバ〔擦傷馬〕馬具若くは鞍具のために馬體にかすり傷をうけた馬。

ザツノー〔雜囊〕ツツク製の鞆で色々なものを入るもの。

ザヒヨー〔座標〕一點の位置を表すために或一定の位置と其點の位置との關係を示すもの。

サヤ〔鞘〕劍身をさし入れる筒。

サヨク〔左翼〕敵に對して部隊の左の端及び之に近い部分。

サンカイ〔散開〕横廣の隊形となつて隣兵との間隔を取つたもの。

サンカイタイケイ〔散開隊形〕散開の状態にある隊形で之を以て火戦を行ふばかりでなく多くの場合に於て突撃も行ふもの故に歩兵戦闘の主要なものである。

サンカイホー〔散開法〕散開の方法。一列側面縱

隊にては散れの號令で先頭の者は分隊停止中の場合は速歩の速度で眞直に行進を起し、分隊行進中の場合は續いて行進し、其他の列兵は兩方の場合共前半部は左へ、後半部は右へ駈歩で斜行し先頭に近い者から逐次間隔を取りながら新線に就いて續いて行進する。其の位置に散開するには、其場に散れの號令で、先頭の者は其場で位置を占めて其他の者は上述の通りに従つて間隔を取る。二列以上の側面縱隊にあつては何れかの號令で先頭伍の右翼兵を基準として伍を解くことなく各伍に於ける現在の關係位置を保つたまま、前各項に従つて逐次に間隔を取りながら新線に就く。一翼に散開させるには「左(右)へ散れ」「其場に左(右)へ散れ」の號令を下す、二列以上の側面縱隊から右へ散開する場合は先頭伍の左翼の者が基準となる。

一列横隊で停止或は行進間の分隊を前方又は其場に散開さすには基準兵を示して「散れ」「其場に散れ」の號令を下す、基準兵は速歩の速度で眞直に行進を起すか或は續いて行進し、又は其場に位置を占め其他の者は駈歩右(左)に斜行し又は右向(左向)をして駈歩をして間隔を取りながら新線に就く、後列兵は前列兵の左側に出る退却する分隊を散開させるには先づ敵の方に向けて次に散開の號令を下す。四歩以外の間隔に散開させるには散開號令の前に「(何)歩に」を加へ、斜方向に散開さすときは號令の前に目標(方向)を示す。
 サンカクキン「三角巾」各自が有してゐて負傷箇所を被ふもので三角の布である。
 サングン「三軍」前軍、中軍、後軍(殿り)又は右翼、左翼の兩軍と主力たる中軍をいふ。何れに

せよ全軍を三軍に分ちて名稱を附したるものにて、三軍は結局全軍を意味す。

サンゴ「塹壕」城塞の周圍に設けたほり。野戦にて敵の攻撃に對する防禦設備で溝を穿つて其除土を堆積して胸壁を築いたもの。

サンサロ「三叉路」三つの道路が相集つて交つてゐる所。

サンダイセツ「三大節」新年(四方拜、朝拜、新年宴會)、紀元節、天長節祝日をいふ。

サンダン「霰彈」多數の彈子を填實したもので被筒は發射の激突によつて開裂して彈子が飛散するもの。

サントーアンコーチヨ「三等鞍工長」鞍工長の部参照。

サントーガクシユ「三等樂手」樂手の部参照。
 サントーガクチヨ「三等樂長」樂長の部参照。

サントーカコーチヨ「三等火工長」火工長参照。

サントーカコーチヨ「三等靴工長」靴工長参照。

サントーカンゴカン「三等看護官」看護官参照。

サントーカンゴツツ「三等看護卒」看護卒参照。

サントーカンゴチヨ「三等看護長」看護長参照。

サントーカンジヤ「三等患者」隊列を離れて下士又は上等兵の監視を受け或は一人で適宜に歩行し後隊列に加ふことの出来る病人。

サントーキコーチヨ「三等機工長」機工長参照。

サントーグンイ「三等軍醫」軍醫の部参照。

サントーグンイセイ「三等軍醫正」軍醫正参照。

サントーケイシユ「三等計手」計手の部参照。

サントーケイセイ「三等主計」主計の部参照。

サントーシユケイセイ「三等主計正」主計正参照。

サントーシユケイセイ「三等獸醫」獸醫の部参照。

サントージユイセイ「三等獸醫正」獸醫正参照。

サントーラジュエーコーチヨー〔三等銃工長〕銃工長の部参照。
 サントーランコーチヨー〔三等鍛工長〕鍛工長の部参照。
 サントーテイテツコーチヨー〔三等蹄鐵工長〕蹄鐵工長の部参照。
 サントーデンコーチヨー〔三等電工長〕電工長の部参照。
 サントーホーコーチヨー〔三等縫工長〕縫工長の部参照。
 サントーマコーソツ〔三等磨工卒〕磨工卒参照。
 サントーマコーチヨー〔三等磨工長〕磨工長参照。
 サントーモクコーチヨー〔三等木工長〕木工長の部参照。
 サントーヤクサイカン〔三等藥劑官〕藥劑官の部参照。

サントーヤクサイセイ〔三等藥劑正〕藥劑正参照。
 サンバチシキホヘイジユー〔三八式歩兵銃〕明治三十八年に制定せられた歩兵銃で照尺は二千四百米までかけられ彈藥は約四千米（一里）までも到達する。
 サンバチシキヤホー〔三八式野砲〕明治三十八年に從來のものに改良を加へて作つた、精銳なる野砲。
 サンベイ〔散兵〕軍隊を密集させないで互に相當の間隔を保たして散置して各自の行動を自由に射撃の威力を十分に顯はし得るやうにすること。散兵にあつては各自が耳目を活動して敵兵、指揮官、地物の利用、火器の使用に注意して且瞬間に判斷して獨斷で事を處し得る様にならなければならぬ。散兵の間隔は通常四歩である。

サンベイゴー〔散兵壕〕散兵をして射撃を容易にし且敵彈に對して掩護を受けしむるために設くる壕であつて、立射散兵壕、膝射散兵壕、掘擴散兵壕等がある。
 サンベイセン〔散兵線〕散兵をなす線。
 サンポー〔山砲〕峻險な山地で野砲を使用し難い時用ふるもので容易に砲身、砲架等を分解し何れの所でも運搬使用することを得るけれども其射程、効力は野砲に及ばない。
 サンポー〔參謀〕主將に附屬して軍議に參與する職名で軍事上の機務に參與し上官を輔佐す武官
 サンポーソーチヨー〔參謀總長〕天皇陛下に直隸して帷幄の軍務に參畫して國防及び用兵に關する一切の計畫を掌り參謀本部を統轄し、參謀將校、陸軍大學校及陸地測量部を管轄する職名で大將又は中將が之に任ぜられる。

サンポーチヨー〔參謀長〕幕僚又は參謀將校を統督して參謀に關する事務を整理する職名で、總督府、駐劄軍及び師團司令部、混成旅團司令部等に置かれる。
 サンポーホンブ〔參謀本部〕東京にあつて國防及び用兵の事務を掌る所で參謀總長を長官とす。
 サンリヨー〔山陵〕山や丘（おか）。
 シイチシキサンポー〔四一式山砲〕從來の山地用の大砲を明治四十一年に改良製作されたもの。
 シエンダイ〔支援隊〕或隊に附屬してその隷屬部隊を支へ助けて安全ならしむる所の部隊を云ふ通常歩兵の一部隊が騎兵や砲兵の支援隊となる
 シカイ〔視界〕眼で見える範圍内。

シガイセン〔市街戦〕敵と味方とが市街に於て衝突し戦闘を爲す事。

シカン〔士官〕尉官及び同相當官。

シカンガツコイ〔士官學校〕軍各兵科〔憲兵を除く〕士官と爲すべき生徒及學生を教育する所

で、生徒を分ちて豫科生徒及本科生徒とし、豫科生徒は幼年學校を卒業したる者又は陸軍將校たることを志願し召募試験に合格したる者を以て充て、本科生徒は士官候補生にして所定の隊

附勤務を修得したる者を以て之に充てる。學生は陸軍各兵科〔憲兵科を除く〕少尉候補生たる特務曹長、曹長又は軍曹を以て之に充つ。

シカンコイホセイ〔士官候補生〕各兵科士官の候補生が下士兵卒の階級にありて隊附又は士官學校に於て修業する者をいふ〔士官學校の部参照〕

シカンキンムテキニンシヨイ〔士官勤務適任證〕

の出づるを止める方法、即血は心臓より動脈に通じ動脈の枝に入りて全身に瀰り靜脈に合して心臓に歸るものなれば創を擡げ揚げ繃帶三角巾等にて吊り又は下より支ふるときは血止まる。

シコイシキ〔伺候式〕天皇陛下、皇族及將官衛戍地著發のとき將校が行在所又は旅館に伺ふこと

シコイシン〔嗜好心〕たしなみこのむ心。

シゴイツーシン〔視號通信〕繫留氣球の通信にて適陣偵察、砲兵射撃の觀測等遠距離に視て知らせる事。

シゴイヒヨイ〔示號標〕射撃の時射場に植える柱

で之を立てるときは射撃するも危険なく、之を倒すときは射撃してはならぬことを表示するもの。

シコク〔時刻〕とき。をり。ころ。時間。自己の時計のみに於て時刻をきめてはならぬ、外室な

各兵科各部の下士及衛生部獸醫部准士官中志操確實勤務勉勵其の成績優良なるものに現役滿期若くは退營の時附與せらるゝもの。

シキ〔指揮〕上官が部下をさしづること。

シキカン〔指揮官〕さしづするもの。指揮官の意圖は號令若くは命令で告達するも状況に依り號

音又は記號にて號令及命令に代へる事あり。

シキベツ〔識別〕みわけること、見きはめること。

シキホー〔指揮法〕上官が部下をさしづする方法。

シキユーヒン〔支給品〕あてがひわたされたもの。

シキユーセン〔持久戦〕敵を欺騙し或は之を抑留し又は時間の餘裕を得んとする場合に之を行ふもの、持久戦で攻勢を取るは積極的行動でなければ目的を達成し得ざる場合に限り、其他の場合には概ね守勢に立つもの。

シケツホー〔止血法〕創を作り血出づる時その血

どは郵便局、停車場など参考。遅れざる様注意せねばならぬ。

シサロ〔四叉路〕四箇の道路相集まりたる交叉點。

シシ〔指示〕ゆびさしをしふる事。さししめすこと。さしづ。げち。上官が部下にさしづすること。

シシシキキジユイ〔四四式騎銃〕從來の騎兵銃を明治四十四年に改良された騎兵用小銃で最大射距離は約四千米〔二里〕最高照尺度は二千米、侵

微量は四百米に於て尋常積土九十瓏、砂五十瓏五ミリ米、軟鋼飯は貫通する程である。

シシヤ〔試射〕ためしの射撃即ち目標に略々近く彈丸が到達する表尺を得る爲に行ふ射撃、之に由り得たる表尺を試表尺と稱す。

シジユイブカン〔侍從武官〕天皇に常侍奉仕し軍事に關する奏上奉答及命令の傳達に任じ觀兵演

習其他すべて公然の儀式に屬從する陸海軍の將校をいふ。その官府の長を侍從武官長といひ陸軍大、中將を以て親補せらる。

ジジュープカンキシヨ「侍從武官徽章」侍從武官が右胸部に佩著する金屬製のメダル。

ジジュープカンフ「侍從武官府」侍從武官を以て組織する官府。

ジシン「磁針」針狀の磁石を中央に支へ、其自在に水平面に廻轉し得べき装置のもので、針の兩端は略南北を指向す、普通は鉛直軸にて支へ水平に運動する事を得るものなれど又水平軸にて支へたるものあり。何れも方向を見るもの。

シセイ「姿勢」からだのさま。からだつき。

ジセキ「磁石」じしやく。方向を知るもの。

シセン「視線」眼球の中心點と外界の注視點とを結合する線。視力の注ぐ方向に引きたる直線。

シソ「刺創」銃劍等にてさゝれたまき。

ジゾク「持續」もちつづくること。たもつこと。

シタイ「支隊」某任務の爲本軍より獨立して出されたる小部隊。

シタキツ「舌創」馬などが銜を以て舌を截りたるまき。

シダン「師團」我國に於ける陸軍編制上の最高常備兵團にして師團司令部、歩兵二旅團、騎兵一旅團、野砲兵一聯隊（但近衛は一旅團第一師團は一旅團）山砲兵一聯隊（第二、十七、十八師團に限る）、重砲兵（置かぬ師團がある）工兵一大隊（近衛第三、四師團に限る）等、右の外特別師團に次の部隊を編合され飛行聯隊、電信聯隊、鐵道聯隊、氣球隊、戰車隊、教化隊を置き、尙戰

時には彈藥縱列、架橋縱列及び野戰病院等が屬し要地に設置して其地方の軍備とされてゐる。

シダンエンシユ「師團演習」師團長の統監指揮の下に師團の行ふ機動演習をいふ。

シダンシチヨ「師團輜重」師團に於て輜重として編成する部隊、彈藥大隊、架橋縱列、糧食縱列、馬廠衛生隊及野戰病院等より成る。

シダンシレイブ「師團司令部」師團の指揮統率をつかさどる所。

シダンチヨ「師團長」陸軍中將を以て親補せられ、師團司令部の長官、即ち師團長は天皇に直隸し部下軍隊を統率し、師團管内の聯隊區司令部を管轄し、軍事に係る諸件を總轄する。

シチユイボク「支柱木」二輪輜重車の名稱の一で車を停止する時車臺の平均を得る爲に用ふるささへばしら、つつかひばしらをいふ。

シチヨ「輜重」荷車に積み載せて運搬する荷物陸軍にて彈藥糧食被服其の他諸材料等一切の軍需品の總稱をいふ。

シチヨケイコキグ「輜重携行器具」輜重兵のたづさへ持ち行く道具で圓匙、十字鉞、兩頭槌山刀、車輻、撐材、山鋸等である。

シチヨシヤ「輜重車」輜重兵の用ふる車にて二輪輜重車、四輪輜重車の二種ある、二輪輜重車は車臺、踏板（踏板支鐵）車軸、錠飯、遊動棍、轆木、車輪、支柱木、聯接鐵屬品等よりなり、四輪輜重車は車臺、踏板、踏板支鐵、車軸、錠板、遊動棍、（桿輓鋼鈞）轆木、車輪（前輪後輪）導飯、支柱鐵、轉飯架、縱軸、屬品等である。

シチヨシヤゾクヒン「輜重車屬品」輜重車に必要なる品で荷綱、雨覆、自在螺輪、油筒（指肪罐）提灯箱等である。

シチヨイヘイ〔輻重兵〕彈藥、糧食被服其の他軍需品を駄馬或は車輛にて戰役全期に亘り間斷なく、且迅速に輸送及び補給し以て我軍の戰闘力を維持せしむるもの。襟章の色は藍色である。

シチヨイヘイカン〔輻重兵監〕教育總監部の職名教育總監に隸し、輻重兵教育の統一進歩を圖り其の檢閲、訓示等を掌るもの。

シチヨイヘイダイダイ〔輻重兵大隊〕一箇師團の編成の一にして本部と二箇中隊より成る。

シチヨイユツツ〔輻重輪卒〕輻重兵に從屬して輻重の運搬に従事する兵卒。

ジツカ〔術科〕學科に對する語にて實地の修業なり。即ち歩兵戰闘の原則は先づ射撃を以て敵を頭から壓へつけておいて次に之に近よつて銃劍を以て突き破るので、射撃と銃劍術とは歩兵の術科の大部分を占め、乘馬隊においては乘馬術

砲兵は火砲射撃その他特殊兵は各その任務に従つて特殊術科がある、又陣中勤務といつて命令の傳達搜索警戒行軍宿營等の實習も術科である二年兵にも中隊附中少尉から二年次の教育を受けるが初年隊第一期には先づ一通り軍人として何時にても戰闘に従事する事が出来るだけの資格を具へる、學科は別として一期の術科は體操銃劍術、軍刀術の基本、馬術、射撃の基礎陣中勤務の大意を修め又どの隊でも同様歩兵と限らず被服を修理する縫工卒兵器の修理する銃工卒ラツバを吹く喇叭卒、衛生治療する看護卒といふ様な特殊の術科を修得させる第二三四期に於ても二年兵と共に教官、助教、助手から毎日教育される事である。

シツガイケイレイ〔室外敬禮〕室、部屋以外衛兵所、廊下、炊事場等に於ける敬禮をいふ。即ち

ち徒手の場合は舉手注目の敬禮を行ひ、執銃の場合には、天皇陛下、軍旗に對しては著劍捧銃を爲し、目迎目送を行ひ、行進間上官に對しては正規の歩法を取り頭を向けて受禮者に注目すべく、停止間將校に對しては捧銃を爲し、目迎目送を行ふ、又停止間下士兵卒に對しては姿勢を正して立銃を爲し頭を向けて受禮者に注目し、體の上部を少しく前に傾けるのである、又徒手執銃の別なく、軍旗若しくは中隊長以上直屬上官（將校相當官は別とす）に對しては之に面し必ず停止敬禮を行はねばならぬ。

シツシヤサンベイゴイ〔膝射散兵壕〕散兵壕の一にて射撃を容易にし敵弾に對し掩護を受けしむる爲に設くるもので胸墻の厚さは通常一米、臂座の幅は三十珊火線と臂座との間は二十珊、照準高は八十珊、壕底の幅を一米とす、作業間敵

襲を受くる虞あるとき、又は作業力不足なるとき等に己むを得ず構築するものなれば、情況之を許すに至れば直に之を立射散兵壕に改築するものである。

ジツシユイシヤゲキ〔實習射撃〕實地に就きて學ぶ射撃にて豫習射撃に於て習得したる技倆を向上し益々射撃術に習熟せしむるを目的とする。

シツジユイ〔執銃〕銃を持つ事。立銃に於ける不動の姿勢は普通の不動の姿勢を取り右手を以て確實に銃を握る、其の方法は腕關節を稍々前に出し銃身を拇指と食指との間に置き他の指は食指と共に閉ぢ軽く屈めて銃床に添へる、銃口は右臂から約一握り約十糧を隔て銃身を後ろにし床尾踵を右足尖の傍に置いて銃身を概ね垂直に保ち、休憩は一般休めに同じ、但照星を擦らぬ様銃を保つのである。

シツセン〔實戦〕演習の對語にして、實際の戦、まことの戦争をいふ。實戦は演習と異り場合に依りては過激の行動を要求する事あるばかりでなく長時間同一の動作を連続する事があるから日常教練、演習等に其の動作を常に實戦的ならしむると同時に絶えず激刺たる企圖心の養成に留意することが緊要である。

シツセンドーサ〔實戦動作〕實際の戦争に於ける身體手足の運動、はたらきをいふ。即ち實戦動作に於ては態度服装を正しくし常に機敏活潑厳正なる動作をせねばならぬ。

シツツ〔質素〕かざりなきこと。いつはりなきこと。儉約なること。おごらぬこと。つづまやかなること。即ち質素なる事は軍人に賜はりたる勅諭の中にあるごとく、しばしの間もおろそかに心得てはならぬ、尙勅諭の處を見よ。

シツツォー〔疾走〕急ぎはしること、かけ行くこと。シツツク〔實測〕實地に高低、深淺、長短、廣狹等をはかること。其の方法には步測、目測、音響測量、器械測量の四法あり、實測をなしたる結果を製圖したるものを實測圖といふ。

シツタン〔實彈〕空彈に對する語にして銃砲に裝填したる彈丸。

シツタンエンシユー〔實彈演習〕實彈を發射する演習。

シツダンシヤゲキ〔實彈射撃〕實包射撃とも謂ひ銃砲に實彈を裝填して發射すること。實彈射撃に當りては撃發の好機を失せん事を慮ひ、照準宜しきも急激に引鐵を壓しない様、爆音に恐れ撃發の際右眼を閉ぢ、頭を動かさないこと、反動に抗せんとして撃發の際肩を進めない事等である。

シツチエンシユー〔實地演習〕實際につきて業務を習ふ事。

シツチシユーギョー〔實地修業〕實地に當りて修習すること。

シツチレンシユー〔實地練習〕實地に臨みて學問技術をねりならふこと。

シツナイ〔室内〕へやのなか、いへのうち。軍隊にては居室事務室を言ふ。

シツナイケイレイ〔室内敬禮〕一、體の上部を前方約十五度に傾け、受禮者の眼又は敬禮すべき人に注目するの外、帽の持方は最敬禮に同じで、若し武装したる時は勿論、縦ひ正規の武装をしなくとも帽を冠り銃を手にする時は室外の敬禮を行ふ。

二、上官の室に出入する時は室外に於て脱帽しノックして良否を得て室に入りたる時は上官に

面し入口に於て敬禮を行ふのである。其室を去るとき亦同じ。

三、上官より書類其他の物を受け、又は呈せんとするときは、前の要領に従ひ敬禮したる後、適宜前進し帽を左腋に挟み右手を以て之を受け、又は呈したる後舊位に復し、再び敬禮を行ひ退去する。若し銃を携ふる時は左手を以て之を受け、又は呈すもので、又捧銃を爲すこと困難なる時は立銃の儘敬禮を行ふことを得るのである。四、上官より書類等を受け其場に於て披見を要するときは、左手を副へて披見し、銃を携ふるときは之を體に托し右臂を以て支へ右手を副へて披見すべきである。其場に於て披見を要するは官記、辭令書、賞狀、善行證書、修業證書、等を受くる時である。

んとするときは、敬禮を行ひたる後適宜前進して上官より命令、訓示等を受け、又は所要の報告を爲し、終りたるときは舊位に復し、再び敬禮を行ひて退く。

六、下士、兵卒の室内に將校入り来る時は誰にても最初之を認めたる者は「敬禮」と呼び、其室にある者其の場に立ちて敬禮を行ひ、將校の許可ありたる後其業務に服するのである。

七、下士兵卒の室内に既に將校居りたる時、他の將校入り来ることもある。後より來れる將校が先に來れる將校より上級なる時は(六)の要領に従ひて敬禮を行ひ、否らざる時は敬禮を行はない。

八、検査點呼等の場合下士兵卒の室内に將校入り来る時、既に整列しある時は「敬禮」と呼ばず最高級の者の號令により一般に不動の姿勢を取

らしめ、號令者のみ敬禮するのである。
ジツボーシヤゲキ「實包射撃」實彈射撃を見よ。
シツムジカン「執務時間」業務を取扱ふに規定せる時間のこと。

シテイリヨカン「指定旅館」軍隊にてそれとさし定めたるはたごや、即ち入營兵遠地より來りたる時宿泊したり、演習先にて將校などが宿る旅館。

ジドーシヤ「自動車」蒸汽、瓦斯、揮發、電氣などの發動機を装置し、其の働によりて車輪が廻轉して軌道なき道路上を進行する車。發動機の種類によりて蒸汽自動車、揮發自動車と區別すれど、一般揮發油を主として用ふる自動車多し共に人員貨物の運搬用其他通信偵察勤務等に用ひられる。又其の用途により種別され、即ち人の乗用するものは乗用自動車、交通機關の一部

として多くの人を乗せる乗合自動車、荷物を積載運搬する自動貨車、他の車輛を索引し列車を成し動力車と附屬車とに分れる自動列車、患者を乗せる患者自動車、外部を鋼鐵にて圍み機關銃を据付け、戦闘に供する装甲自動車、又自轉車に發動機を取附けたる自動二輪車(オートバイ)等がある。

ジドーシヤガツコー「自動車學校」學生及兵卒に自動車に關する學術を修得せしめ且自動車に關する學術の調査研究を行ひ以て自動車に關する學術の進歩を圖り竝に自動車及之に關する器材の研究及試験を行ふ所。

ジドーシヤタイ「自動車隊」自動車を操縦し又はそれにあたる任務を要する部隊。
ジハツジライ「自發地雷」敷設後所望の時間を経過したとき自然に爆發するやうに設備せる地雷。

シヒョーシヤク「試表尺」試射に由りて得たる表尺をいふ。

ジヘン「事變」常ならぬ出來事、異變ある事實。警察力にては鎮定し得ざる程度の擾亂、さうどう。

シボーシキン「死亡賜金」現役の武官及び官吏の在官在職中死亡したる時其の遺族に給與する金圓で、即ち、大將二五〇〇圓、中將二一六七圓、少將一八六七圓、大佐一五三四圓、中佐一三二七圓、少佐一〇八四圓、大尉、特務大尉七八四圓、中尉、特務中尉五六七圓、少尉、特務少尉四六七圓、見習士官、候補生、准士官等四〇〇圓、曹長二八五圓、軍曹二五五圓、伍長二二五圓。又普通官吏中高等官は在職最終年俸の三分の一判任官は在職最終月俸の三ヶ月分である。
ジムシツ「事務室」業務を取扱ふへやで、中隊にありては特務曹長、曹長給與掛下士、兵器掛下

士及週番下士の事務を取扱ふ所をいふ。又本部にありては副官や書記の居る室で、室の大小及隊によりては副官室は事務室と別に設けられたる所もある。

シメイ「使命」使者としてうけたまはりたるいひつけ。つかひとして擔當するつとめ。

シメイハツシヤ「指令發射」某隊又は某銃砲に指し示して射撃せしめる事。

シメツナ「締綱」駄馬具の屬品の一にして駄馬に荷物を着けるに用ふるものでその名稱には鎖、締綱、繫革蛇口及び綱等あり。

シヤエイ「舍營」宿營の一にして軍隊が家屋内に宿泊するを言ひ、宿營中休養上需要品の補充並に裝具被服の補修等最も便利なる方法にて戰術上又衛生上妨げなきときに用ふ。舍營は住民地の位置大小に依り廣狭もあるが長く駐まる時に

ありては部隊の大小と統御及び教育の便とを顧慮し、又行軍間の舍營に在りては當日及翌日の行程を考へ、就宿及集合に多大の時間を要せない様縦隊の長徑に應じて舍營地の廣狹を定むべきである。敵に關し顧慮ある場合は成るべく相密集して宿營し、強大なる歩兵隊を最前線の村落に、砲兵は孤立させず、騎兵は安全と休養を考へ多少離隔するも地形上警戒に便なる位置を選み、飛行隊は飛行場附近を便とする、一般舍營に尋常舍營、警戒舍營の二種がある。
一、尋常舍營は敵と遠隔しあるとき、休養の爲人家に宿泊するのは最も普通の舍營である。
二、警戒舍營は人家内に一中隊或は一小隊或は一分隊毎に一團となり、武器背囊を身邊に置き服裝を整へたる儘眠臥し、凡て窓戸を開き各家屋に少くも一名の兵卒は點燈して警戒すること

に定められてある。

シヤエイエイエイ「舍營衛兵」舍營日直將校指揮の下に敵及び住民に對する舍營區の直接警戒、隣接宿營地との連絡、居民の行動の監視、秘密の保持舍營區内の安寧秩序の維持等に就き各舍營區毎に一又は數箇小哨に等しき編成にてその任にあたる部隊である。舍營衛兵の兵力配置は危殆の度地形舍營區の大小に應じて定める。衛兵は擔任區域の外方出口及外圍或は區域内各要點に單哨、複哨、下士哨を配置し、隣接衛兵と連絡し又内外の警戒に任ず、諸兵種混同の舍營に於ては通常歩兵隊から此の衛兵を出し之に喇叭手一人屬す。時に機關銃を附する事もある。
シヤエイキンム「舍營勤務」舍營區の内務及び警戒の任をいふ。區内に舍營日直將校一名（通常大尉、大部隊は佐官）を置き、尙必要に應じて

巡察將校若干人置く、舍營司令官は此等將校を集め舍營勤務を指示する、將校は部隊日直將校下士に傳へ、且つ、舍營衛兵、對空監視哨及對空射撃部隊を指揮して警備の任にあたる。
各兵種の大隊は小隊長一人を部隊日直となし、其の舍營地區内の警戒に任せしむる、部隊日直將校は舍營日直將校から警戒の指示を受け、所屬部隊長に報告し部隊長の命令が實行せられるや否や警戒及び指揮をする、一舍營區兵員少き時は別に舍營日直將校を置かず舍營司令官自ら之を兼ね、或は部隊日直將校に兼務せしめる。
シヤエイク「舍營區」部隊の舍營してゐる區域内をいふ。通常大なる宿營地は之れを若干の舍營區に區分して其の勤務の關係を適當に律するものである、但し小なる舍營地相接せる時は其數箇を合して之れを一舍營區と爲すのが便である

合營區は時間に餘裕ある限りは合營司令官及各部隊設營隊をして準備せしめるのがよい。尙衛生上顧慮ある時は軍醫獸醫をも之れに同行せしめ地方官公吏と協議して準備をすべきである。

シヤエイシレイカン〔合營司令官〕合營區内の内務及警備に關する事項を統轄するものをいふ。高級指揮官より特に合營司令官を命ぜられないときは各合營區に於ける上級先任の將校を合營司令官とする。

シヤエイノチユーイ〔合營の注意〕一、武器、被服裝具の手入を爲し常に一ヶ所に整備し置く。二、又衛生上の注意殊に足部の保護を爲す事。三、舍主に對しては温和を旨とし家具を濫用し或は家人を使役しないこと。四、翌日の集合時刻場所を承知して置く事。五、警戒の必要ある合營にては暗黒中でも速に

服裝を整へ出發し得るやう注意し、若し警報あるときは直に武裝し小隊毎に集合して然る後速に其中隊の集合地に集合するのである。

シヤカイ〔射界〕彈丸の到達する範圍。

シヤカク〔射角〕射線と水平面とにて成す角度。

シヤキヨリ〔射距離〕通常銃口或は砲口より彈着點に至る距離。

シヤケイヅ〔寫景圖〕一定の位置から視界内の地形を觀望し其眼目に映じた實景を圖紙上に描寫するもの。

シヤゲキ〔射撃〕火砲又は小銃に裝填したる彈丸を發射して目標物に命中せしむることをいふ。射撃は戰闘經過の大部分を占めるものであるから歩兵にせよ、砲兵にせよ射撃の學理に充分通じて實際の方法によく熟達してその効力を最大ならしめなくてはならぬ。

シヤゲキカイシ〔射撃開始〕射撃をはじめる事、實彈射撃の練習の際は開始前記號板の表面を標的に向け之れを左右に振り監的手の應答〔赤旗を左右に振つて倒す〕を待て記號板を立てる。

シヤゲキキシヨ―〔射撃徽章〕射撃術獎勵の爲基本射撃の成績優等なる各級射手に授與せられるものにして歩兵及騎兵機關銃射撃徽章と歩兵工兵教練射撃徽章の二種とあり此れを各級射手に依りて三種に分つ、即ち特別射手に與へらるゝ第一種徽章、一等射手に與へらるゝ第二種徽章二等射手に與へらるゝ第三種徽章之である。

シヤゲキキテンシヤ〔射撃記點者〕下士若くは上等兵之に服し射手の傍に位置して常に監的手の記號を見て命中成績及其の他必要の事項を射撃成績草稿表及び射撃手簿に墨汁又はインクを以て筆記する、若し射手の報告が監的手の記號と

相違するときは直ちに之れを射手に注意し、又銃及び彈藥に故障ありたる時及試射を行ひたるとき摘要欄に記入して射撃終りて後射撃手簿を射手に渡すのである。

シヤゲキグンキ〔射撃軍紀〕如何なる場合を問はず射撃間命令と動作とを確實に實行し、銃及び砲の使用法及戰闘動作に關する諸法則を嚴守する事。

シヤゲキサイコー〔射撃再興〕中止したる射撃を再び始むるをいふ。

シヤゲキシセイ〔射撃姿勢〕立姿、膝姿、伏姿、逆射姿勢を云ふ。

シヤゲキシユ―セイ〔射撃修正〕銃の癖又は自己の射撃上の缺點を確認したためなほすこと。

シヤゲキシユボ〔射撃手簿〕射撃の成績其他必要の事項を書き入れる手牒。

シヤゲキジヨ一〔射撃場〕射撃術を學ぶ所をいふ。
 シヤゲキジヨ一テンコキシヨ一ノエイキヨ一〔射撃上天候氣象の影響〕一、夏は空氣が膨脹して薄く彈丸に抵抗する力が弱くなり、從て射距離を増し冬は之に反するから射距離を減ずる。
 二、風が前方より吹く時は彈丸の飛行を妨ぐるを以て射距離を減じ、風が後方より吹く時は之に反して射距離を増す。又側方より吹く時は彈丸之に壓せらるゝが故に風の方向に従ひ一側に偏し易い、總て風の爲に被る影響は射距離及風速の増加するに従つて益々大なるものである。
 三、光線が上方より照星を照すときは射距離を減じて彈着が下るものである。なぜなれば照星頂が膨大に見へるから實際の照星は正しき位置より低き所にある爲である。又光線が側方より照す時は彈丸を照星頂の暗黒なる方に偏せし

むる、何んとなれば光線右(左)より來る時は照星の右(左)側は膨大し見ゆる、故に實際の照星頂は正しき位置より左(右)に偏するから彈丸を左(右)に偏せしむるのである。
 四、曇天曉暮等總て照星を明瞭に視る事の出來ない場合は、明瞭に見ゆる迄銃口を上ぐる故に自然照星頂を高く現し、射距離を増大する虞ある事に注意せねばならぬ。
 シヤゲキチユ一シ〔射撃中止〕射撃を一時中止する事をいふ。斯る場合は撃方待ての號令をし、又記號板の裏面を標的に向けて左右に振り、監視の手の應答(赤旗を左右に振つて立つ)を待つて記號板の裏面を標的に向けて植立す、此の記號の終は記號板を倒す時は射撃の全く終りを示すものである。
 シヤゲキツ〔射撃圖〕射撃を便ならしむるために

目標所在の方向射距離、其附近の地形等を明瞭ならしめたる地圖を言ふ。主として砲兵此れを用ふ。

シヤゲキテイシ〔射撃停止〕射撃を止めることとて號令は「撃方止め」とする。

シヤゲキドーサ〔射撃動作〕射撃を行ふ總べての運動はたらきて、立射膝射伏射等總べての動作をいふ。

シヤゲキノシユルイ〔射撃の種類〕一齊射撃及び各個射撃の二とし通常各個射撃を用ふ、是各自好機に發射し得るを以て大なる効力を收め得る爲である。

シヤゲキホ一〔射撃法〕一、小銃射撃に於ては身體は凝る事なく堅固に保ち自然の状態にあるを要す。然らざれば銃の安靜を得ざるのみならず照準頗る困難である。擊發するには据銃を肩に

据えて照準を始むると共に引鐵の第一段を壓し次に呼吸を止め照準點に正しく照準線を指向し得たる時發射し得る如く漸次引鐵の第二段を壓するものとす、此の場合何時發射し得べき引鐵を引きたるか明かならざる位徐に引くものとす又食指の運動を臂に波及せしめざる様注意すべきて、發射後は尙瞬間擊發の姿勢を保ち、左眼を徐かに開き食指を伸ばし銃を構ふべく發射の瞬間に於て尙照準線と照準點との關係に注視し、發射後其照準線の達したる方向を確認して彈着點を報告し不明なる時は其の旨報告するのである。

二、火砲の射撃に於ては距離目測或は地圖に依りて距離を測定して行ふものにて之れを試射と効力射の二に區別す。射撃法には不動目標、動目標前進目標等色々の場合もあるが概して右の

二射法の要領にてよいものである。不動目標に就き試射の要領を左に述べれば、試射に由り目標に略々近く弾丸が到達する表尺を得んには夾又法に依るのである。(夾又法を見よ)此れによりて得たる試表尺に依りて効力射を行ふべく尙爾後更に効力あるべき表尺を決定するに數多射彈觀測の結果に従ふべきである。

三、夜間射撃は銃砲と限らず晝間の射撃を繼續するか、晝間に於て諸準備を整へあるか若くは夜間敵の火光を認識し得たるとき等行ふものである。
シヤゲキメイチユ—ヒヨ—シキゴ—(射撃命中標示記號)命中記號は標的面上に記したる數字に應ずる點數を以て報ずる物にて各點數記號左の如し。
十點 白旗を左右に振る 五點 赤白旗左右

が適宜之を定む。

シヤゲキモクヒヨ—(射撃目標)射撃すべき標的及實戰又は射撃演習にありては敵を直接に覘ふか或は定められたる目標、標的に對し何れも確實なる射撃をする、目標の種類として不動目標、動目標、前進目標、退却目標、横行目標、斜行目標、近距離目標等種々の場合がある。目標の指示困難なときは成るべく敵線に近き著明な地物を示して其の補助とする。又要すれば之れを基準とし指幅若しくは遊標の幅等で指示する事がある、目標は特に必要な場合でなければ變換してはならぬ、是屢々目標を換ふるときは射撃を錯亂するからである。

シヤゲキヨ—グ(射撃用具)射撃場及び標的に附屬する總べて射撃に用ふる道具をいふ。記號板、號旗監的鏡、治療竿及監的用具等で其の他電話

九點 白旗を上下す 四點 赤白旗上下
八點 白旗を直立す 三點 赤白旗直立
七點 白旗を右斜に出す 二點 赤白旗右斜
六點 白旗を左斜に出す 一點 赤白旗左斜
圈的及圈頭的にありて圈外に彈着したるときは命中記號を爲す事なく唯彈痕を修理し彈着點を指示したる後治療竿を左右に振り命中せざる事を報ずる、彈丸點數の限界線に命中したるときは其高き點の記號を爲し、又彈丸標的に命中せざる時は單に治療竿を左右に振る、跳彈の命中は彈痕を修理したる後命中せざる時と同一の記號を爲す、跳彈の彈痕は通常圓形でないから之に依り區別することが出来る。
シヤゲキメイヨキ(射撃名譽旗)射撃優秀なる事を表彰する爲、其の成績最優等なる中隊に交付せらるゝものである。優劣判定の方法は聯隊長

機、雙眼鏡、秒時計、氣象器械等を備へ得れば便利で監的用具は糊壺、治療紙等である。

シヤゲキヨ—コ—エ—シユ—(射撃豫行演習)射撃をして据銃、照準及擊發の要領を修得せしめて射撃術の基礎を爲し其の技術を進歩上達せしむる爲めである。先づ立射膝射伏射を以て基礎の教育を爲し、次に胸墻及各種地形地物を利用する射撃動作に移る、尙射手の技術熟するに従ひ漸次目標距離を伸ばし、終に照尺相當距離に設けてある諸種の目標に對し之を行ひ殊に射手の視力を強健ならしむる爲め視え難き目標に對しても演習する、又狀況に應ずる射撃即ち瞬間現出する目標、或は運動する目標又は劇動直後に於ける射撃等を爲す、又射手は豫行演習と共に體操もし必要な關節の柔軟と筋力の強健とを圖り如何なる場合にても迅速に堅實なる据銃

を爲し得る様熟達することが肝要である。

シヤコー〔射向〕射線を合む垂直射面を言ふ。

シヤコーシン〔斜行進〕縦隊若くは横隊の部隊が斜に行進する事で、斜行進に在つて各兵の位置正しいときは其の肩概ね互に平行し、右〔左〕斜行進に在つては、各兵の右〔左〕肩は概ね其の右〔左〕隣兵の左〔右〕肩の後ろに在るものである。各自は常に斜行する方に整頓する直行進に復したときは要すれば嚮導を示すのである。

シヤジク〔車軸〕くるまのしんぼう。

シヤシヤ〔斜射〕な、め射撃を言ふ。此れは距離及び目標の如何に拘らず直射に比し有効なものである。爆煙中又は夜間濃霧の際の如き直接精密に照準出来ないときに在つても銃を地面と平行にし且正確に据銃するときは最近距離で大きな目標に對し多大の効果を収める事が出来る。

夜間なども探照燈照明彈等を利用すれば其の効果を収められ、砲兵に對し斜射を行ひ得る時は遠距離にても有効と謂ふも通常成るべく砲兵に接近して射撃する事に努むべきである。

シヤシユ〔射手〕弓箭を發射する人、射手。彈丸を發射する人。うちて。即ち射手には、二等射手、一等射手、特別射手の三等級がある、二等射手は初年兵（一年志願兵も之に準ず）及未熟なる射手、一等射手は二等射手の各習會に合格したる者、特別射手は連續二年間一等射手の各習會に合格したる者及第二種射撃徽章を得た者をいふ。

シヤシユノドーサ〔射手の動作〕射手は交代掛の命により各群に分れ、射撃を行ふに當りては各群の右翼より一人宛行ふべく發射すべき位置に出で姿勢を取り五發（特に示されたる時を除く）

を裝填し撃發法を心得へて行ふべし、發射すれば直ちに彈着點を報告し（不明なれば其旨）銃を構へ遊底を開きて藥莢を出したる後之を閉ち銃は安全裝置にし立銃に復し（連續射撃を行ふときは其の儘の姿勢）點數、彈着方向を報じ藥莢を拾ひて列中に退くものとす、又射撃手簿は最初發射地點に出でたる時記點者に出し射撃終りて之を受領するものとす。

シヤシヨ―〔車廠〕輻重隊に屬するものにして輻重車の補充準備し置く處で、車輛の排列は前後二列にし各車の距離間隔は小隊の横隊に於て馬を除きたるものと同じである。

シヤシヨ―エイエイ〔車廠衛兵〕車廠衛兵は馬繋場の衛兵を兼ね、警戒監視に任し馬四材料を守護するを目的のもの。

シヤジヨ―キンム〔射場勤務〕射撃場に在る射撃

部隊の高級先任將校は射撃場一般の取締に任ずるものである。次に射場の勤務には監視者記點者交代者の三勤務がある。

一、監視者は發射地點毎に射手の傍に在つて其の動作を監視し特に彈藥の裝填抽出及び銃の安全裝置に注意し、又射場の記號に對する監視の應答不確實なるときは之を糾すべき又射手の精神沈着でない時は銃を下ろさせ其の位置を退して休ませる、又命中著しく不良なる射手には當日の射撃を中止させ、又發射の時異狀の音響被甲破裂の疑ある時は銃腔を検査し、時としては銃腔手入を爲さしめる、最後に射撃草稿表に記入の誤なきや否やを調べる。

二、記點者は射撃成績を草稿表及び射撃手簿に記入する者である。尙「射撃記點者」を見よ。

三、交代掛は下士若くは上等兵之に服し射手を

外出する事。又軍隊にては引率外出に對して此の言葉を用ふ。即ち日曜祝日等に時間内に於て各自一人にて營舎より外出し用を便する事をいふ。

シユーキエンシユー「秋季演習」軍隊が概ね教育年度の終りに於て行ふ大切な演習で恰も秋季に相當するのでかく云ふ、陸軍演習令には其の目的と性質とにより次の如く區分して示されてある。

一、諸兵聯合演習 二、師團秋季演習 三、師團對抗演習 四、特別大演習 五、各兵特別演習 六、特種演習。
戰闘の諸動作を習得せしむるを主目的とし、平素鍛練せる旺盛なる志氣、軍紀、勇敢なる氣象等を十分に發揮すると同時に又艱苦缺乏に耐え得るの精神を養成すべきである。

ジユーキカンジユー「重機關銃」機關銃の部を見よ。

ジユーキキユー「自由氣球」地上に繫留する事なく風力を利用して空中を飛行させ攻圍せられたる要塞と外地との連絡等に用ひらるゝものなれど、現今航空機發達せるに依り其應用極めて稀になつた、又一般に娛樂探險學術等にも供せらる。

シユーギヨ「就業」業務にとりかゝる事。又軍隊患者の區分にも用ひらる、即ち極く輕き病氣にて手當を受けつゝ服藥のみにて當日の業務に就かしめらるゝ者をもいふ。

シユーギヨヘイ「修業兵」各特種兵（看護、縫工、蹄鐵、靴工等）の學術技藝を修め習つて居る兵卒。

シユーキヤガイキヨレン「秋季野外教練」秋季

演習の一種で通常機動演習に先ち各聯隊に於て行ふもの。多くは諸兵種と聯合して行ふ演習。

ジユーゲン「從軍」軍隊に従ひて出陣すること。

ジユーゲンキシヤ「從軍記者」新聞社又は雜誌社等より派出せられ、軍隊に従ひて出陣せる記者。

ジユーゲンキシヨ「從軍記章」外國との戰爭に方り將卒の別なく軍人軍屬に軍功の有無を論ぜず凱旋の後從軍の章として賜はる隨時制定の記章をいふ。今迄の從軍記章には（一）明治七年

從軍記章（臺灣の役）（二）明治二十七年從軍記章（日清戰爭）（三）明治三十三年從軍記章（北清事變）（四）明治三十七八年從軍記章（日露戰爭）（五）大正三年乃至九年從軍記章（日獨の役及西伯利亞事件）の五種である。

シユーゲキ「襲撃」不意に出でて敵を攻撃する事。騎兵は抜刀し敵中に突入する事をいふ。

ジユーケン「銃劍」銃と劍とをいふ。又小銃の銃口端に装着すべき劍をいふ。劍身劍柄鞘の三部に區分し劍差及帶革を附屬す。平常は鞘に納めて各兵の腰間に帶び接戰突撃の場合に此れを銃口に装着して槍に代用するもの、西紀一六九一年イギリスの將官マツケの創意に成るといふ。

ジユーケンジツ「銃劍術」銃劍を使用して敵を刺突する劍術で平素の練習には眞銃々劍を使用することなく銃に劍を附したる長さの木銃を使用する。

ジユーケントツゲキ「銃劍突撃」全部隊又は一部隊が銃劍を揮ひて敵陣に突撃する事。

ジユーコー「銃口」銃器の筒口をいふ。

ジユーコー「銃腔」銃身内部の彈丸の通過する穴で腔中ともいふ。

ジューコーガイ「銃口蓋」銃腔内に塵埃の入らざるやう又照星を傷けざる様に銃口に蓋をせるものをいふ。

ジューコーソツ「銃工卒」兵器を修理する兵卒。

ジューコーチヨ「銃工長」銃器を修理し検査する等特別の技術を有し且銃工卒の教育指導に任ずる下士にして、一等銃工長（曹長）二等銃工長（軍曹）三等銃工長（伍長）の三段あり。

ジューコードー「自由行動」他の都合如何に關係なく随意に行動する事。

ジュージク「縦軸」輻重車の一部にして要部名稱には縦軸栓、縮軸、割栓、駐鏈等がある。

シューシヨ「蹴傷」馬の疾病の一種にてけられて出来た傷をいふ。

ジューシヨ「銃床」小銃の銃身を装置する部分、木材にて作られたる部分にて前床、銃把、床

尾、の三部に區別する。(一)前床は銃身及尾筒の下面半部を收容するもの。(二)銃把は照準の際右手の把持を便ならしむるもの。(三)床尾は端面を廣濶にし以て反撞を少なくしたるもの。
ジューシヨ「銃傷」小銃弾にての負傷。
ジューシヨ「銃廠」小銃をしまつて置く倉庫。
ジューシヨ「重傷」ひどいけが、重いきづ。
ジューシヨ「重疊」かさなりあふ事。
ジュージロ「十字路」四箇の道路が相集りて十字形を成せる所。
ジューシン「銃身」銃の主要部に於て弾丸をこめて發射する部分、鋼を以て圓筒狀に作り尾底に機關を装置し先及び下部の外部に照星及照尺を附著し銃腔内に腔綫を穿ちあり。
ジュージン「銃陣」銃隊を以て組織したる陣。
シューシンブ「終信符」信號の終りに送る符號を

いふ。

ジューセイ「銃聲」小銃をうつ爆音をいふ。

ジューセン「銃戦」敵と小銃をうちあふ事。

ジューゼンシヨ「銃前哨」前哨中隊若しくは小哨等直接の警戒に任ずる歩哨或は騎哨にして通常

單哨なるも必要に應じ複哨となす事もある。特別守則は(一)敵情及敵に通ずる道路(二)各

歩哨の位置、番號及之に通ずる道路(三)隣小哨の位置番號及び之に通ずる道路(四)前哨中

隊及前哨本隊の位置、及之に通ずる道路を監視警戒する者で、動作は一般歩哨(騎哨)と同じ

但し凡ての報告は通常其の位置を離るゝ事なく之を爲すものである。

シューソクダンド「集束彈道」彈丸は諸種の原

因により同一の銃を用ひ且銃身の位置を同一にして射撃をしても毎發其の彈道を同じくするも

のでなく、多數の彈丸を發射すると彈道は恰も東蕪の如く曲圓錐形を爲す之れを集束彈道といふ。

ジューソツ「從卒」隊附將校に專屬して將校の傳令、兵器、被服の拭淨等其の使役に服する兵卒

の特稱をいふ。以前は此名稱ありしも廢止せられて戦時陣中にありてのみ稱へ平時は此種の使

役兵卒を「傳令」と名づく。

ジューソツ「銃卒」銃を執る兵卒。

ジュータイ「銃隊」銃卒を以て組織したる軍隊。

又海軍にて銃を執りて隊伍を編制したる水兵、其陸戰のために上陸するを陸戰隊といふ。

ジュータイ「縱隊」兵卒又は部隊の前後に重りたる隊形、即ち縱列にくみたる隊形をいふ。

ジュータイオータイ「縱隊横隊」縱隊を數箇並列して形成したる横隊。

ジユ—ダイ〔銃臺〕銃をのせおく臺。

シユ—ダン〔集團〕多數兵卒のあつま。群れ。

シユ—ダンオーダイ〔集團横隊〕數多の兵卒が集り並列して形成したる横隊、騎兵の密集隊に用ふ。

シユ—ダンカオク〔集團家屋〕數多の家屋が集りて一區劃を成すもの。

シユ—ダンシヤゲキ〔集團射撃〕數多の砲兵隊或は歩兵隊を一陣地に布列し、共同の目標に向ひて射弾を集注すること。

シユ—チユ—〔集中〕一つの所に集める意なれど軍隊にては此れを戦闘を爲すため軍隊の大集合する事をいひ、又射撃の場合には射出する彈丸を一目標に向けて集めるを云ふ。

ジユ—ハ〔銃把〕銃床の手に把る所、てつぼうのにぎり。

ジユ—ノゾクヒン〔銃の屬品〕銃に附屬する物即ち銃口蓋、洗管、藥室掃除器、轉螺器負革、彈藥盒等の總稱。

ジユ—ノタイベツ〔銃の大別〕銃を大別して、銃身、銃尾機關、銃床、銃鍊及屬品、銃劍の五部分とす。

シユ—パン〔週番〕通常土曜日正午に始り次週土曜日正午に終り一週間毎に交代して服する勤務、又其の勤務にあたれる人にして、軍隊にては軍紀風紀の維持諸法則の實施如何を警視し營内の取締をする、且營内に於ける火災盜難の豫防及消防の責に當る。

シユ—パンカシ〔週番下士〕聯、大隊本部にありては各本部毎に本部附下士を通じて一名、中隊にありては軍曹、伍長を通じて一名之に服し、所屬本部事務所若しくは中隊事務室を定位とす。

る、聯、大隊本部週番下士は週番司令に隸屬し聯大隊副官の指示を承け其職務を執り、中隊週番士官に隸屬して中隊長の指示を承け其職務を執る。

シユ—パンキンム〔週番勤務〕隸下週番勤務者を指揮して軍紀風紀の維持、諸法則の實施如何を警視し以て營内の取締に任じ且營内に於ける火災、盜難の豫防及消防の責に任ずる、週番諸官は總て營内に宿直し定位にあるを要す、若し定位を離るゝ時は其所在又は經路を明にして置く、通常土曜日正午に始まり翌週土曜日正午に終る、時により週番勤務を日直勤務とすることが出来る。週番勤務者は通常勤務演習を免し主として其勤務に服せしむるを例とする。

シユ—パンキンムシヤノクブン〔週番勤務者の區分〕週番司令、週番副官、週番士官、週番下士、

週番上等兵、既週番上等兵とす、日直看護長、(日直看護卒)週番看護卒、不寢番、既當番も週番勤務に準ずる。

シユ—パンケンシヨ—〔週番懸章〕週番司令、同副官、週番士官等の勤務該當者たることを一般に知らしめるため右肩より左腋下に懸ける章。

シユ—パンシレイ〔週番司令〕軍隊に於ける週番勤務を統轄して風紀衛兵、營倉及消防隊を管轄する、中隊數三以上の部隊及輜重兵大隊に之を置き中隊長及聯、大隊附大尉を通じて一名之に服し、週番司令室を定位とする。

シユ—パンシカン〔週番士官〕週番司令に隸屬し週番勤務を命じたる上官の指示を承け尙關係中隊長と連繫して職務を執行する、大隊編成を有する部隊は大隊毎に、其他の部隊は獨立部隊毎に、中隊附將校及聯隊本部附中少尉を通じて一

名之に服し、所屬中隊の將校室を以て定位とする。

シユ—バンシヨ [週番章] 週番、日直の任に當れる下士、上等兵の用ふる章をいふ。

シユ—バンジヨ—ト—ヘイ [週番上等兵] 週番の任にあたる上等兵にして、週番下士に隸屬して週番勤務を命じたる上官の指示を受け火災、盜難の豫防、兵舎内外の清潔其他の細務に従事する。

シユ—バンフクカン [週番副官] 週番司令に隸屬して同官を輔佐して細務に従事する、中隊數二以上の部隊に之を置き中隊附特務曹長、曹長を通じて一名之に服し週番副官室を定位とする。
ジユ—ビキカン [銃尾機關] 銃の尾筒遊底彈倉機を總稱して云ふ。

ジユ—ヘイセイ [自由兵制] 國家兵員を徵集する

方法の一にして徵兵制に對する語にて所謂志願兵制度である、此れは代價的國防施設で國民より兵役志願者を募集し、契約を以て一定の給與と服役年限を定むるものである。此の制度は國民勞力上の負擔を軽くし且服役年限が長期であるから軍事上の諸動作に熟せしむるの利はあるが有時の時兵力の増加、補充等が困難で平時から多額の費用を要し兵員の素質が劣悪で奉公的精神を減減するの害がある。

シユ—ヘキ [習癖] 馬の惡癖の事にして諸病の原因となり或は不測の損傷を招く故に常に之を熟知し、取扱上注意を必要とする。此の習癖は天性に依るものと取扱及調教の不良より發生するものとの二種で、種類には齧癖、熊癖、蹴癖、恐怖癖、咬癖、膠著癖、起立癖、狂奔癖、露舌癖等がある。此等人馬に危害を及ぼす虞ある馬

は鬃若くは尾に布片を附し又は馬名札に其の旨附記し之をいましむ。

(一) 齧癖とは前齒を手綱又は飼槽臺等に掛け頭を屈して空氣を吸ひ込む癖にして之が爲消化不良となり疝痛に罹り易い。

(二) 熊癖とは馬房内に在りて前肢を開き頭及頸を左右に振るものを言ひ之が爲空しく體力を消費し蹄の變形を起す害がある。

(三) 蹴癖馬は多く取扱の粗暴なるに依るもので、人馬又は厩を損傷し且自己の飛節以下を傷く事が多い、故に手入飼與等を利用し最も可憐に取扱ひ癖を忘れしむる事を圖り、牽馬中蹴らんとする時は馬頭を充分上げて之を制するのである。

(四) 恐怖癖馬は恐れたまげることにより不測の損傷を招く事があるから努めて温和に取扱ひ食

物又は愛撫によりて安心せしむる様注意すべきである。

(五) 膠著癖馬とは厩或は馬群を離るゝ事を嫌ふものにして之に對しては食物を準備し馬を視る事なく前方に在りて之を牽き或は左(右)側に馬の前軀を移動させつゝ直に直線に導き尙前進せざる時は一旦退却せしめて後之を導くのである。

(六) 起立癖は起ち上る馬にして其の機會を察知した時は直に繩を引き、或は繩を以て頭を側方に引き馬體を移轉せしむるやう心がける。

シユ—ヘイ [銃兵] 戰場にて専ら保壘の築設に任ずる工兵隊、武裝は歩兵に等しくして携帶用の土工器具を背囊に装着する。

ジユ—ホ— [銃砲] 小銃と火砲とをいふ。
ジユ—ホ— [重砲] 巨大の彈丸を裝填して發射

し、従つて全體の重量増加より來る取扱の不便を多少犠牲としたる火炮にて輕砲の對。

ジユ—ホ—ヘイ〔重砲兵〕重砲を使用する砲兵。

ジユ—ホ—ヘイガツコ—〔重砲兵學校〕學生は射撃、戰術、觀測通信術、砲塔術及要塞電燈術等を修得せしめ之を各隊に普及し且常に是等諸學術の調査研究を行ひ以て重砲兵教育の進歩を圖り尙練習生に砲塔術、通信術及要塞電燈術等を修得せしめ並に重砲兵用兵器、器具材料等の研究試験を行ふ所。

ジユ—ホ—ヘイカンソクユ—ト—シヨ—〔重砲兵觀測優等章〕重砲兵の觀測中其技倆優秀なる若干名に授與せらるゝ徽章。

ジユ—ホ—ヘイシヨ—ジユ—ンユ—ト—シヨ—〔重砲兵照準優等章〕重砲兵の照準手中其技倆優秀なる若干名に授與せらるゝ徽章。

ジユ—ホ—ヘイタイ〔重砲兵隊〕重砲兵を以て組織せる部隊にして所により一大隊或は一聯隊一旅團を組織されてゐる、又全然重砲兵隊を置かざる師團もある。

ジユ—ホ—ヘイツ—シンユ—ト—シヨ—〔重砲兵通信優等章〕重砲兵の通信手中其技倆優秀なる若干名に授與せらるゝ徽章。

ジユ—ミンチ〔住民地〕人民の住んでゐる地。

シユ—ヨ—〔收容〕一定の場所にをさめいるゝこと。又後方の部隊が敵の追撃を防ぎ以て前方にある部隊の退却を容易ならしむる事。

シユ—ヨ—ジンチ〔收容陣地〕收容の目的を以て一時占領する陣地をいふ。

ジユ—ヨ—シヨ—ルイ〔重要書類〕最も大切な、かんようなかきもの。

ジユ—ヨ—メイレイ〔重要命令〕かんような、大

切なる命令。

ジユ—レツ〔縱列〕輜重隊に屬するものにして交通機關の便ある處即驛或は港より戰地の行李まで軍需品を輜重車にて輸送する任にあたる部隊をいふ。

シユク—イ〔祝意〕いはふこころ。

シユク—エイ〔宿衛〕泊つて居る營所、陣屋、兵營、又とのゐして護衛する事、又其の人。

シユク—エイ〔宿營〕宿泊する事をいひ、その方法を舍營、露營、村落露營の三種とする。

シユク—エイチ〔宿營地〕軍隊の宿泊して居る所。

シユク—サイジツ〔祝祭日〕祝ひ日と祭日、又祝日にして且祭日なる日。一般の祝日、祭日は軍隊でも同様に行ふのであるが陸軍には特別の陸軍始め陸軍記念日、靖國神社祭、軍旗祭等がある。シユク—シャ〔宿舎〕やどる場所、宿直所。

シユク—シャズ〔縮寫圖〕原形を小さくちぢめて寫した圖。地圖を縮寫するに寫圖の梯尺が原圖と等一なるや否やに従ひ其の趣を異にするけれども通常先づ平面圖を描寫し次に水準圖に及ぶものである、而して寫圖の梯尺原圖より小さい時之れを縮寫圖といふ。

シユク—チヨク〔宿直〕番にあたりてとまり夜を守る事。又其の番に當りたる人、とのいをいふ。

シユク—ホ—〔祝砲〕祝意を表して放つ空包。

シユク—ン〔殊勳〕戰爭中他よりきはだちすぐれたるいさをにして全軍に布告せらるゝが如き特殊の功績をいふ。

シユケ—イ〔主計〕會計、勘定。即ち陸海軍にて會計、給與等の事項を取扱ふ職官。經理部の士官にて一等、二等、三等主計と分ち尉官相當官である。

シユケイカン〔主計監〕 經理部の少將相當官。
 シユケイセイ〔主計正〕 經理部の佐官相當官で
 一、二、三等主計正に分れ、一等は大佐、二等
 は中佐、三等は少佐に相當する。
 シユケイソikan〔主計總監〕 經理部の中將相當
 官をいふ。
 シユコー〔首功〕 戰場にて敵の首級を打ち取りた
 る功名、又第一の功名をいふ。
 シユコー〔殊功〕 特別すぐれたる手柄。殊勳に同
 じ。
 シユシヨ―〔主將〕 全軍の諸將を指揮する總大
 將。
 シユシヨ―〔首將〕 諸將の首位に立つ大將。
 シユジヨ―ホ―〔守城砲〕 守城に使用する火砲、
 攻城砲に匹敵する威力が無くてはならぬ、大體
 に於て攻城砲に均しく重要なるもの。又移轉を

要せざるものは口径が一層大いのである。
 シユシンシヤ〔受信者〕 他より信號、電信又は郵
 書を受けとる人。發信者の對者。
 シユセン〔主戰〕 戰端を開くべしと主張する事又
 軍の主力の戰鬪をいふ。
 シユセン〔守戰〕 敵の侵襲をふせぎ戰ふ事。
 シユセンドーメイ〔守戰同盟〕 二國以上が相助け
 て同盟外の敵國の侵襲を防がん爲に結ぶ同盟、
 攻守同盟に同じ。
 シユソク〔守則〕 まもるべき規則。
 シユソツ〔守卒〕 まもる兵卒。ばんべい。
 シユツグン〔出軍〕 軍人となりて軍隊に加はり戰
 場に出づる事、又軍隊をくりだす事。
 シユツジン〔出陣〕 陣に臨む事。戰爭に出づる事。
 戰地に向ふ事。
 シユツセイ〔出征〕 征伐の軍隊に加はりて戰地に

おもむく事、軍隊を派遣して敵を征伐する事。
 シユツセイグン〔出征軍〕 出征する軍隊。
 シユツセイグンジン〔出征軍人〕 出征する軍人。
 戰時に召集せられて軍隊に編入せられたる軍
 人。出征軍人一日分の糧食は精米四合五勺挽割
 麥一合九勺、糲肉四十匁、食鹽三匁、醬油「エキ
 ス」五匁其他野菜類漬物類若干である。
 シユツセイグンバ〔出征軍馬〕 出征して居る軍
 馬。戰時に於て、馬缺乏し一般より買上げて軍
 隊と共に出征する馬。出征軍馬の一日分の馬糧
 は大麥五升、干草一貫匁、藜一貫匁である。
 シユツセン〔出戰〕 内國外國を問はず戦ひの爲軍
 隊の出張するをいふ。
 シユツペイ〔出兵〕 軍兵をくり出す事。
 シユツペイ〔恤兵〕 金錢又は物品を寄贈して戰地
 出征の兵士をねぎらふ事。

シユツペイキン〔恤兵金〕 出征の兵士をねぎらふ
 爲に寄贈せし金錢をいふ。
 シユツペイヒン〔恤兵品〕 恤兵の爲寄贈せし品
 物。
 シユツペイブ〔恤兵部〕 軍隊にて恤兵の事務を取
 扱ふ爲に設けられた所。
 シユビタイ〔守備隊〕 一定の地域を警戒し防守す
 るためにおかるゝ軍隊。
 シユビセンリヨ―〔守備占領〕 戰場にて軍隊が守
 備の必要上より敵國又は第三國の地域を占領す
 る事をいふ。
 シユホ〔酒保〕 兵營内にて營内居住者に質素にし
 て品質良好且廉價なる日用品及慰安に必要な
 飲食物等を買ひ得る爲に設けられたる所にて、
 通常毎日晝食後より日夕點呼迄（或は點呼三十
 分前）、但し一般休日には朝食後より開かるゝ事

もある。但管内居住者にても處罪中及犯行取調中の者衛兵勤務中の者、軍醫の診斷に依り禁ぜられた者、其他上官より禁ぜられたる者は飲食物を買ふ事を得ず。飲食物は許可せられある物の外は室内に持ち歸り飲食してはならぬ、酒保内に於て飲食すべきで、酒保にて飲食を爲すには能く酒保の規定を守り、軍人の態度に愧ぢざる様酒保にては左の事項を守るべきである。

- 一、靜肅を旨とし禮讓を重んじ風紀を亂り他人を妨げる言行を慎み又武裝の儘飲食しない事。
- 二、物品又は切符の購入に前後を争ふ事なく又紙片、飲食物等を棄て場内を不潔にせぬ事。
- 三、器具並に備附品を所定の場所外に持行かない事若し破損紛失せしめた時は委員附下士に届出づる事。
- 四、代價は其都度支拂ひ、若し切符を用ふる場

合、當日使用しないものある時は、酒保閉鎖前現金と引換を請求する事。

シユホト—バン「酒保當番」二年兵が順番に此の任に當るので食品等は大抵日々隊外から指定商人が納入して賣るのであるが煙草やハガキ切手なども賣つたり又酒保雜務に服するのである、尙當番の上に酒保の下士ありて監督する。

シユバ「手馬」騎兵が徒歩戦をなすため、下馬したる空馬を一人にて數頭保持するをいふ。

シユリヨク「主力」おもなる力。又其もの、一國の海軍又は陸軍の中にて最も優勢なる戦艦又は兵を以て組織せられたる隊をいふ。

ジユレイシヤ「受令者」命令を受けるもの。

ジユレイシヤ「受禮者」敬禮をされる人。

ジユンケイ「巡警」めぐり歩いて警戒する事。

ジユンコク「殉國」國の爲め命をすてること。

ジユンサツ「巡察」前哨各部隊より出すものにして其の長及兵卒若干より成り時々歩哨線内を巡視し歩哨の勤惰を監視し且つ歩哨を配置せざる土地を搜索し比隣哨所と連絡を通ず、尙歩哨線に於て射撃或は喧噪せし時に於ても亦巡察を派遣し其事實を究め且つ歩哨を援助す。

平時にありても衛戍衛兵の勤惰を檢し、或は外出先に於ける軍人軍屬の動作を視察するため衛戍巡察を置く。

ジユンサツカン「巡察官」巡察を指揮し又監視する士官。巡察將校をいふ。

ジユンシ「巡視」みまわること。

ジユンシカン「准士官」士官に準ずる者即ち各兵科特務曹長、上等諸工長、上等計手、上等看護長、樂長補をいふ。

ジユンシユ「遵守」したがひ守る。

ジユンソク「準則」のつとるべき規則。のつとりならふこと。てほん。

シユンバ「駿馬」足の速い馬。すぐれてよい馬。名馬。(しゆんめ)

ジユンビシヤゲキ「準備射撃」戦闘射撃に對する語にして射撃の要領を熟知せしむるにあり、特に砲兵にては兵卒に發射の際に於ける諸操作の要領及其の際受くる感覺並實射に於ける砲車の景況を了解せしめ、常に沈著にして精確に操作し得るに至らしめ、又砲車長以下をして射撃に關する諸制式の確實なる施行及之に關する諸注意の適否か射撃に如何なる影響を及ぼすかを自覺せしむるのである。而して其の際砲車位置、並標定點選擇の良否、信管廻の裝定及信管測合の精、粗、表尺及回轉盤の裝定、改裝並照準の

精粗に著注すべきである。

シヨ—イキシヨ「傷痕記章」戦役に於て負傷して一肢一眼以上の用をなさざる軍人(即ち廢兵)に本人の願ひ及負傷の程度、箇所の證明書等の提出により附與せらるゝ記章で、之を胸部に佩用して官線の無賃乗車等の特典を與へらるゝ。

シヨ—イザイ「燒夷劑」都市、建築物、森林等を燒拂ふ爲め彈丸により、或は航空機から投下するもので「テルミット」及び重油等をいふ。

シヨ—イダン「燒夷彈」都市、建築物、森林其他諸種の構造物を燒く目的で火砲で發射したり航空機上から落下せしめる彈丸をいふ。

シヨ—エイ「廠管」木桿或は竹、樹枝、藁、板等を以て構造する簡易なる廠舎に宿營する事をいふ。沍寒の地に設けるときは床面を掘下して防寒の設備をせねばならぬ。

シヨ—ガイ「傷害」きずつけてそこなふ事。いためそこなふ。

シヨ—ガイブツ「障礙物」障害となるもの。じやまもの。敵の進軍を阻支し又奇襲を防遏する爲我陣地直前の火網内で至近距離まで火制し得る地域内に設置するものにして、その種類には鹿砦、鐵條網、拒馬、小杭、地雷、狼狽等である。

シヨ—カン「將官」陸海軍武官の大將中將少將をいふ。

シヨ—カン「上官」官等又は等級の上なる軍人をいふ。

シヨ—カンソートーカン「將官相當官」主計總監、主計監、軍醫總監、軍醫監、藥劑監、獸醫總監、獸醫監をいふ。

シヨ—キ「將器」大將たるべき器量。
シヨ—キヨ「城墟」城のあつたあと。

シヨ—キヨ「狀況」彼我のありさま。様子をいふ。

シヨ—クタイ「照空隊」サーチライトを以て空を照し高射砲兵と共に夜間敵の航空機を警戒し又我が航空隊の行動を援助する部隊。

シヨ—コ「稱呼」となへ。よびな。

一、上官を呼ぶ時は多くの場合姓等級及び敬稱を附けねばならない例へば大山大將閣下、或は單に乃木閣下でもよい、松竹中佐殿、小林大尉殿、山口軍曹殿といふ、又其の職名に敬稱を附し呼ぶも差支へない、例へば師團長閣下聯隊長殿大隊長殿中隊長殿班長殿といふが如し。

二、下級者を呼ぶには直接間接とを問はず其の姓と官(職)名とを用ふ、官職なき者に對しては其姓と等級とを用ゆるのである、例へば牧野大佐松本中隊長、春山上等兵中林候補生等である

又場合によつて單に官(職)名又勤務上の稱呼を用ふる、例へば副官、軍曹當番官職なき者に對しては其氏のみを用ふ。例へば中村、原と言ふが如し、普通の稱へ方は「オマヘ」等の語も用ふ。

三、上級者に對し自己を呼ぶには多くの場合、「自分」私等を用ひず中島は池田軍曹落合班長はとか氏若くは氏と官(職)を呼ぶのがよい。

四、上官と談話中其人より下級者を呼ぶには敬稱を略する事を得、然れども通常其人相當の敬稱を用ふ。例へば上等兵にして中隊長と談話中に中隊附士官の事を言ふ時某中尉と言ひ得るも某中尉殿といふを通常とするが如し。

五、文書の宛名には總べて「殿」の敬稱を用ふ例へば第何中隊何某殿といふが如し但皇族、王族公族に對しては「殿下」の敬稱を用ふるものであ

る、私用の文書にありては勿論、身分階級に應ずる敬稱を用ふべきである。

シヨ—コ「昇弧」砲により彈道の最高點に至る彈道をいふ。

シヨ—コー「將校」陸海軍々人の階級の大別にして將官、佐官、尉官を總稱して言ふ。海軍にては將校を士官といふ。

シヨ—ゴ「照合」物品を營外に持ち出す時、週番士官又は准士官以上に物品持出證を請求し營門を出る時風紀衛兵司令の認印を受けて歩哨にその證を渡して持出物品とのてらし合せを受ける事。

シヨ—コーエンシユ—リヨ—コ「將校演習旅行」陸軍にて將校を演習員として戰術上の諸問題を實地に講究せしむるための旅行をいふ。少將を以て演習員とするを將官演習旅行といひ、參謀

官を演習員とするを參謀演習旅行といひ、師團旅團の將校を演習員とし師、旅團長の統裁するを幹部演習旅行といふ。

シヨ—コーシユ—カイジヨ「將校集會所」將校が集會し色々の談話會議をなし又會食する所で將校生徒にも出入を許す。

シヨ—コージエンシカンノフクソ「將校准士官の服裝」將校及び准士官の服裝は同様にて、正裝、禮裝、通常禮裝、軍裝、略裝の五種である。

シヨ—コーセイト「將校生徒」陸海軍將校となるべき教育を受くる生徒即ち陸軍士官學校海軍兵學校陸軍幼年學校の生徒をいふ。

シヨ—コーソートーカン「將校相當官」各部に屬する軍人にして各兵科將校の階級に相當するもの即ち將官相當官、佐官相當官、(上長官)、尉官相當官(士官)をいふ。

シヨ—コーリ「小行李」軍隊の戰間間に必要なる彈藥器具衛生材料等の軍需品を駄載したる駄馬及副馬等より成り各戰團部隊に跟隨するもの。

シヨ—サイズ「詳細圖」くはしくこまかに測量製圖してある地圖をいふ。例令ば陸地測量部發行の一萬分一、二萬五千分一、五萬分一の地形圖等は之に屬す。

シヨ—シ「將士」大將と士卒。將校と兵卒。

シヨ—シヤ「哨舍」歩哨が雨雪天の時に入る小舎をいふ。歩哨は雨雪天の時哨舍に入る事を得と謂も特に警戒を要する時即ち守則により行動すべき時或は異狀を認めたる時及び敬禮を行ふ際等は哨舍より出づべきものである。

シヨ—シヤク「照尺」照準機の一にして、照星と相待ちて照準を定むるため銃身の木被の後端にして尾筒の前端上部に定著して照門を具する裝

置。遊標の移動により所望の照尺度を與へ照門より照星を見出しその照準線を照準點に指向して照準を完成す。

シヨ—シヤクド「照尺度」照尺の度にして表尺を倒したるとき其の脚に在る照門は三百米に表尺を起したるとき其の下部の照門は四百米にそれより表尺に刻せる數字によりて照尺度は二千四百米まである。

シヨ—シユ「召集」多人數のものを召しあつむる事、在郷軍人及國民兵を召喚して指定の團隊内に集合せしむる事にしてその種類に充員召集臨時召集、國民兵召集、(以上戰時事變の際)演習召集、教育召集、補缺召集(以上主として平時に)の六種ある。

シヨ—シユ—カイジヨ「召集解除」召集せられたる者復員、勤務終了、召集期滿了等によりて之

を解かるゝことを云ふ。身體其の他の事故により召集を免除されたる場合にも召集解除と見做す。

シヨ—シユ—シユルイ「召集の種類」充員召集臨時召集、國民兵召集、演習召集、教育召集、補缺召集等がある。

シヨ—シユ—ブタイ「召集部隊」召集されて入營する部隊。

シヨ—シユ—ツ—ホ—ニ「召集通報人」應召員寄留旅行等の爲、不在なるとき本人に代り令狀を受領し、應召員に召集(簡閱點呼を含む)の命を傳達すべき者でその資格は成年にして應召員と同一本籍地たる市區町村に居住する者。

シヨ—シユ—レイ「召集令」在郷軍人及國民兵を召集するために發する軍衛の命令。

シヨ—シユ—レイジヨ—「召集令狀」召集のため

の命令で充員、臨時、國民兵召集には淡紅色の用紙を用ひ、演習、教育、補缺召集及簡閱點呼には白色の用紙を用ふ。

シヨ—シユ—「小銃」火薬の爆發力によりて銃彈を發射する火器、軍用銃と獵銃に大別し更に軍用銃には歩兵銃と騎銃とあり。分ちて銃身、銃床、銃尾機關、銃鍊及屬品、劍等とす詳細は各部にあり。

シヨ—シユ—「照準」ねらい、發射する彈丸が目標に命中するやう銃身又は砲身を適當の位置に置いたため照準機具により正しくねらいを定むる事、即ち、一點に照準線に向くるをいふ。

シヨ—シユ—カンサホ—「照準鑑査法」照準の正否を検する法をいふ。即ち銃を臺上に置き白紙を貼つた標的を約十米の距離に設置し、之れに對し射手をして先づ照準線を指向せしめ、次で

助手の表はす鑑査的(中心に細孔を穿つた中徑二種の黒圓板に細竿を附したる物)の下際を照準線の達する點に導かしめる、之れを終れば助手は鉛筆を以て鑑査的中心を記し然る後少しく之れを移動する、射手は銃に觸るゝ事なく以前の照準線を取り、助手をして鑑査的を動かさしめ前項と同法に依り再び其の中心を記るさしめ、此の様にして多少隔りたる二點を得る、此の離隔の大小は照準常に一樣であるかを判別し得るもので教官は更に助手をして其の二點の中央に鑑査的 中心を一致せしめて射手の照準したる銃を動かす事なく、其の照準線が正しく鑑査的の下際に導かれてあるかを點檢する、若し二點で不充分なる時は尙一回行はしめ三點を以てするをよしとす。

置で照星及照尺をいふ。銃身の垂直面中に定着するもので各射距離に應ずる傾度を銃身に與へ且彈道に方向を與へ照尺の照準と照星頂と目標とを一視線上にあらはして彈丸を目標に命中せしむる用を爲すものである。火砲にありては砲身に適當なる傾度を與へるため諸種の照準機を用ゆ。

シヨ—シユ—ンゴサ「照準誤差」照準の正しくない事をいふ。即ち照星の顯出が高過ぎるときは彈著を高からしめ、之に反して低く過ぎるときは彈著を低からしめる、又照星の顯出照門の一侧に偏する場合は其の偏したる方に彈著を偏せしむ尙銃を右或は左に傾けて照準するときは彈著は銃の傾いた方へ偏し且つ彈著を低からしめる即ち右に傾くときは彈著は右下に、左に傾く時は彈著は左下に偏するものである。斯の如く正照

準に比して誤差ある照準をいふ。

シヨ—ジユンジカン〔照準時間〕照準に要する時間をいふ。此の時間は力めて短少なる如く練磨を要する。

シヨ—ジユンセン〔照準線〕照門上縁の中央より照星頂を視通す直線をいふ。

シヨ—ジユンソーチ〔照準装置〕砲架の一要素にして砲身を上下左右に動かし、適宜に目標に向かはしむるしかけをいふ。

シヨ—ジユンテン〔照準點〕照準線を向くる點をいふ。

シヨ—ジユンホー〔照準法〕銃砲のねらひを定むる方法であつて距離に適當する照尺を取り銃を左右に傾くる事なく照準線を正しく照準點に向くるのである、而して照門より照星を現はすには照星頂を照門の中央にして其兩縁と水平にし

なければならぬ。

シヨ—ジユンメン〔照準面〕照準線を含む垂直面をいふ。

シヨ—ジユンユートーシヨ—〔照準優等章〕野戦砲兵、重砲兵の照準手に對し毎年行ふ照準手選抜検査に於て定數の照準優等者を褒賞する爲に授與せらるゝ命屬製の徽章。

シヨ—シヨ〔證書〕或事實の證明となる文書證文證狀。

シヨ—シヨ〔哨所〕歩哨の立つ所。

シヨ—シヨ—〔少將〕古昔近衛府の次官。中將の次位なるもの陸海軍の武官、中將の下にして大佐の上なるもの、即ち將官中下位にあるもの。

シヨ—シヨ—〔小哨〕歩哨の支援及後據たるもので前哨中隊(若くは前哨本隊)の前方(或は側方)要點に位置し、警戒の爲に必要なる搜索に任じ

敵襲に際し前哨中隊(若は前哨本隊)に戦備を整ふ時間を得せしむるもので重要な度に應じ將校

又は下士を長として一小隊以下の兵力を用ふ、前哨中隊より出されたる小哨は同中隊内で右翼より順序に番號をつける、例令ば前哨第一中隊

の「第一小哨」「第二小哨」等。

シヨ—シヨ—ノケイカイホー〔小哨の警戒法〕複哨下士哨を配置し、其の間は所要に従ひ斥候及巡察を以て警戒せしめ、銃前哨を以て小哨直接

の警戒に任せしめる。

シヨ—シヨ—ノココロエ〔小哨の心得〕一、小哨長の命令に依り背囊を卸す事を得れ共常に銃劍(彈藥盒共)雜囊及水筒は各自常に其身體に纏ふものとす。

二、小哨長の命にあらざれば夜間と雖も假眠すべからざる事。

三、任務の爲め或は許可を得るに非ざれば一人と雖小哨を離るゝ事得ざるものとす。

四、上官來るも敬禮する事なし。

シヨ—シヨ—〔上申〕上官、目上の者に申し上げる事。

シヨ—シヨ—〔昇進〕官等位階又は地位の昇る事。

シヨ—シヨ—〔將帥〕軍隊を統率し指揮する人。

シヨ—シヨ—〔將星〕大將の象ありといふ星將軍の雅稱。

シヨ—セイ〔照星〕照準機の一にして銃口に近く銃身の垂直面に定着し三角形の斷面をなす小銅片で照星座の燕尾溝内に嵌入す。

シヨ—セイチヨ—〔照星頂〕照星の尖端をいふ。この頂端を照尺の照門内中央に其頂點と照門の兩縁とを同高に規出して照準線をつくる。

シヨ—セキ〔證跡〕斥候などが或る痕跡證據物件

等によりある事象の判定をなし得るが如きをいふ、例令ば此處に靴痕ありとせばそれにより兵種、兵數、前進方向、隊形等を知り得るが如き或は露營せし後の痕跡により敵の兵種、兵力、その企圖、行動等の大要を知るが如き何れも之を證據といふ。

シヨ—セン「小戦」小部隊を以て行ふ特別の戦闘を云ふ。小さな戦。

シヨ—ソ「上奏」主に上を具して奏聞し聖斷を仰ぎ裁可を請ふ事。

シヨ—ソツ「將卒」將校と兵卒をいふ。

シヨ—タイ「小隊」軍隊編制の小單位の名稱にして中隊の三分の一乃至四分の一に相當する小部隊をいふ。此れを合せて中隊を成す、騎兵は五十人内外、歩兵は七十人内外で、中少尉を以て長とし、數箇の分隊に分かれ通常軍曹、伍長

を以て分隊長とする、砲兵及機關銃にありては砲車二門又は機關銃二銃を以て一小隊とす。其他の兵種の小隊にありても上記の編成に準ずるシヨ—タイカセン「小隊火線」小隊が射撃開始に先だち構成する戦闘隊形で通常火線と援隊とに區分する。

シヨ—タイキヨ—レン「小隊教練」小隊を基本として行ふ教練をいふ。

シヨ—タイノシヨ—メン「小隊の正面」小隊の各伍が第一列に於て右より左に番號を附す事。

シヨ—チヨ—カン「上長官」佐官及び同相當官を總括していふ。

シヨ—テキ「小敵」少人數の敵、さゝやかなる敵をいふ、然し少敵と見て侮る勿れ。

シヨ—テン「賞典」褒美に賜はるもの。除隊の際善行證書や下士適任證書又は在隊中精勵章、射

撃徽章、褒賞休暇、等も賞典である。

シヨ—ト「消燈」燈をけす事。床に附く事。

シヨ—ト—カンゴツツ「上等看護卒」衛生部に屬する上等兵相當のもので、傷病者の看護に任じ病室、診察室、藥室等の勤務雜務に當る。

シヨ—ト—カンゴチヨ—「上等看護長」衛生部の准士官で、上官の命を受けて主として衛生事務に従事する。

シヨ—ト—ケイシユ「上等計手」經理部の准士官で、上官の命を受けて經理部の事務に従事す。

シヨ—ト—シヨ—コ—チヨ—「上等諸工長」准士官の階級にある砲、工兵の諸工長、及び獸醫部の蹄鐵工長をいふ。

シヨ—ト—テイテツコ—チヨ—「上等蹄鐵工長」獸醫部の准士官で、上官の命を受け主として馬

匹衛生事務に従事する。

シヨ—ト—ヘイ「上等兵」兵卒の最上級のもの。

シヨ—ト—マ—コ—ツツ「上等磨工卒」衛生部に屬する上等兵相當のもので、主として醫療器械、衛生材料の保存、手入、取扱ひ等に関する業務に従事する。

シヨ—ト—マ—コ—チヨ—「上等磨工長」衛生部の准士官で、上官の命を受けて主として衛生事務醫療器械、衛生材料の保存、手入、取扱ひ等に関する事務を掌る。

シヨ—ト—ラツバ「消燈喇叭」燈を消して寝に就くべき喇叭の號音をいふ。

シヨ—トツ「衝突」つきあたる事。ぶつゝかる事

シヨ—ニ「陞任」上級の任務にのぼる事。

シヨ—ネンギユ—ダン「少年義勇團」ヨ—ロッパ諸國に於ける少年の義勇的團體我國の少年團と同一の主旨なるもの。

シヨ—ネンダン〔少年團〕尋常小學校の上級生を中心として地方的に組織せられたる團體、此れに軍隊的教育を施して忠愛尙武の志氣を養成發揮せしむるを目的とする。

シヨ—バ〔乗馬〕馬に乗る事。のりうま。

シヨ—ハイ〔勝敗〕かちまけ。勝負。

シヨ—バタイ〔乗馬隊〕乗馬を多数有して居る部隊で騎兵隊、砲兵隊（特別編成即ち自動車及徒歩編成のものを除く）、輜重兵隊が之である。

シヨ—バキユ―〔乗馬休〕乗馬隊で病氣の爲乗馬で行ふ教練演習を休むもの。

シヨ—バセン〔乗馬戦〕乗馬のままてなす戦闘。

シヨ—バツ〔賞罰〕賞と罰。ほうびとばつ。軍隊にて恩賞には位、勳等及勳章、記章、褒賞、徽章、下士勤功章、陸軍兵卒精勤章、感狀、表彰狀、下士適任證書、陸軍善行證書、恩給、軍事

救護法等があり、罰には陸軍刑法陸軍懲罰令ありて此れを罰する。

シヨ—パデンレイ〔乗馬傳令〕乗馬にて傳令をなす事にて地形、距離、天候明暗馬匹の狀態等によりて多少差異あるも普通一、並は一時間約八軒（概ね三分の一の歩度、即ち常歩二、速歩一の割）
二、急ぎの場合は一時間約十軒（概ね三分の二の歩度即ち常歩一、速歩二の割合）にてなす。
三、至急の場合は馬力の耐ふるに應じ成るべく迅速なる速度を用ひ約二十軒以内の距離にのみ應用すべきものである。
シヨ—バヨビタイ〔乗馬豫備隊〕騎兵部隊が戦闘の際乗馬兵力の若干を豫備として後方に置き、最後の襲撃の時之を使用するもの。
シヨ—ビグン〔常備軍〕國防のために常設せる軍

隊、常に隊伍を編成し一處に屯在せる兵員よりなる。

シヨ—ビヘイ〔常備兵〕平時にも備へ置く兵、常備兵役に服する兵。

シヨ—ビヘイエキ〔常備兵役〕現役、及豫備役の合稱にして即ち、現役二年（満二十歳になつた者が之れに服する）と豫備役五年四ヶ月（現役を終つた者が之れに服す）とをいふ。

シヨ—ビヨ―シキン〔傷病賜金〕下士以下の軍人が公務の爲め傷病を受け又は疾病に罹り不具癡疾の程度に至らぬも之れが爲退職した者又は退職後一年以内に之れが原因で一種以上の兵役を免ぜられたる時賜はる金圓をいふ。

シヨ—ビヨ―シヤ〔傷病者〕負傷、或は疾病にかゝれる者をいふ。

シヨ—ヘイ〔傷兵〕負傷せる兵士、ふしようへい

シヨ—ヘイ〔小兵〕少人數の兵士。

シヨ—ヘイ〔哨兵〕警戒の番兵。見はりの兵。

シヨ—ヘイセン〔哨兵線〕小哨を配置せる諸點を連絡せる線、即ち前哨線の最前線。

シヨ—ヘキ〔塙壁〕かきとかべ。俗に云ふ「垣」の事にして土壁、石垣、煉瓦壁、生籬等。

シヨ—ヘキ〔城壁〕しるのかべ。

シヨ—メイ〔照明〕夜間サーチライトなどであたりをあかるく照し敵を攻撃又警戒する事。

シヨ—メイシヤゲキ〔證明射撃〕幹部と兵卒に銃の効力を檢知せしめ、並に諸種の射撃方法を修習する爲に行ふ射撃で、夜間或は濃霧の際の如き直接に精密に照準し能はざるとき適宜の方法を設けて射撃し、或は視え難き目標に對し補助の照準點を選びて射撃し、或は諸種の物體例へば樹木、土、砂、煉瓦、鐵板、雪、等に對し射

一二三

撃して侵徹量を実験し、或は機關銃及砲兵に對する効力を實驗する等の射撃を言ふ。

シヨ—メイダン〔照明彈〕彈丸の一種にして空中にて爆發し非常なる光を放ちて附近を明く照し以て敵を射撃或は攻撃し又敵の襲撃を防ぎ或は敵の情況を知るに用ふるもの。

シヨ—メン〔正面〕まむき、まとも、部隊の第一列の面をいふ。

シヨ—メンコ—ゲキ〔正面攻撃〕正面より攻撃する事。敵の部隊を直接に攻撃する事。

シヨ—モ—ヒン〔消耗品〕使用毎に其質料の直ちに消耗變化する物品、例へば薪炭、油、紙、茶の如きもの。

シヨ—モン〔照門〕小銃照尺の表尺飯の上縁、遊標の上縁又は照尺座の上端に何れも切欠部を設けこの中央上縁より照星頂を視視するもの。

シヨ—ユー〔小勇〕ちひさき勇氣、血氣の勇。

シヨ—ヨ—ジ—ドーシヤ〔乗用自動車〕人の乗用する自動車。

シヨ—ヨ—ヒン〔常用品〕つねに使用する品物、不斷用ふる品物。

シヨ—リ〔勝利〕しようぶにかつ事、戦にかつ事をいふ。

シヨ—リヤク〔將略〕大將たる才略。

シヨ—ルイ〔城壘〕とりで、しろ。

シヨ—エキ〔除役〕兵卒病氣となり到底治療の見込のない病氣や、又軍隊にゐては長びく様な病氣はそれ／＼方法をとり規則によつて兵役を免除して歸郷せしむ事をいふ。

シヨ—カン〔書翰〕書簡とも書き、手紙書狀をいふ。

シヨ—キヨクセン〔助曲線〕地圖を書く場合などに用ふる點線……をいひ、間曲線を用ひても尙局

部の地貌を現示し能はざる時に用ふるもので、等距離の四分の一、若しくは八分の一に應じ細き點線を用ふ。

シヨク—シヨクザイ〔辱職罪〕軍人の特別任務に違背する不名譽の行爲をなしたる罪、即哨兵故なく守地を離れたるとき、哨兵睡眠又は酩酊して其の職務を怠りたる時、衛兵、控兵、巡察、斥候、其他警戒又は傳令の勤務に服する者故なく勤務の場所若しくは隊伍を離れたるとき、又は到るべき場所に到らざる時、哨令に違反する者戦時軍中又は戒嚴地境に在りて斥候、巡察又は偵察の勤務に服する者、虚偽の報告を爲し従軍を免れ又は危険なる勤務を避くる目的を以て疾病を作爲し、身體を毀損し、其他詐偽の行爲を爲したるものを罰する罪。

シヨク—セキ〔職責〕職務上の責任。

シヨク—タイ〔飾帶〕將校の正装の際刀帶の上に裝ふ飾りの帶。

シヨク—チヨ〔飾緒〕金色の繩狀に編みたる一種の服裝飾りにして將官の正装の時、參謀官、及皇族武官の佩ぶもの。

シヨク—ハツジライ〔觸發地雷〕敵の觸れ、さわる事に依つて點火、爆發する様に裝置せし地雷。

シヨク—ブン〔職分〕職務上の本分、やくめ、自分の爲すべく又は爲すべからざる本分。

シヨク—ム〔職務〕擔任する事務、職掌とする事務

シヨク—ム—ココロエ〔職務心得〕或る職務の見習ひ又は代理管掌をなすこと例令ば中尉にて大尉心得、中隊長心得を仰つけらるゝが如きをいふ。

シヨク—ム—サイソク〔職務細則〕職務の執行に關する細事の規定。

シヨク—ヨク—イ—ジヨ—〔食慾異常〕(衛)神經衰弱又

は精神病の患者などに見る症状、或は食慾の過度にして劇しく飢餓を感じ或は食慾の缺乏して更に飢餓を感じず、或は食食して飽かず或は好んで異常のものを食する事等である。

シヨクン〔叙勳〕勳等に叙し勳章を賜はる事。

シヨコー〔助攻〕本攻を容易ならしむる爲に行ふ助勢の攻撃を言ふ。即ち攻撃を有効ならしむるため攻撃の各線の兵力を平等にすることなく、一方には主力を用ひ他方面には一部の兵力を用ひて攻撃するをいふ。

シヨサイチ〔所在地〕ものゝ存在する土地。

シヨシ〔叙賜〕位、階勳等に叙し勳章、年金を賜はる事。

シヨシユ〔助手〕仕事の補助をする人例へば兵卒教育に於て教官の指揮の下に助教の手助けをなす上等兵の如きをいふ、又時によりては助教助

手の區別なく或る仕事の手助けをなすものをすべて助手といふ。

シヨジヨヒコー〔處女飛行〕新造の航空機又は新參の飛行家の初めてなす飛行をいふ。

シヨシヨー〔諸將〕あほくの大將即ち司令官たちをいふ。

シヨソク〔初速〕銃口、或は砲口を發射する最初の速力をいひ、一秒時の飛行速力を米突にて現はすを通常とす。

シヨゾクタイ〔所屬隊〕屬してゐる隊、此れは襟章に附けたる、アラビヤ數字番號又は其他の徽章で知る事が出来る數字は屬して居る聯(大)隊を指示し、徽章には色々あるが例へば砲兵にも野山砲兵か重砲か特種の徽章で分別され、工兵科中でも電信隊や鐵道隊が明瞭にせられて居るシヨゾクタイチヨー〔所屬隊長〕屬してゐる聯、

大、中隊を統率する人。

シヨタイ〔諸隊〕色々の部隊、もろ／＼の部隊。

シヨタイ〔除隊〕軍隊に入營せし現役兵が定規の期限を経過するか又は服役を解除せらるゝ等の事由によりて軍隊を出て歸郷する事。

シヨタイシキ〔除隊式〕除隊の當日、其の除隊の兵士に對して隊長の別辭、訓示、在郷軍人の心得等を言ひきかされ、有資格者には善行證書適任證書等付與せられ、二年間一身をさゝげた思ひ出多き軍旗を拜して終る儀式。

シヨタイビ〔除隊日〕除隊する日。いよ／＼現役を終へ除隊となつて營門を出る日。

シヨタイヘイ〔除隊兵〕除隊する兵卒。

シヨテイセイ〔女帝星〕北極星をはきんで大熊星と向ひ合つて△形をなせる星で夜間北極星を見出すに便利の星。

シヨドサギヨー〔除土作業〕土を掘る仕事。

シヨネンヘイ〔初年兵〕二年兵に對する語にて入營して一年間の兵卒をいふ、昔しは新兵と言つた。

シヨブン〔處分〕物事を取りきむる、取はからひする事。

シライ〔地雷〕地中に火薬を埋めおき、其の爆發力によりて敵の企圖動作を沮止挫折せしむる装置で、大別して尋常地雷と擲石地雷とす、前者は敵の進路に當たり、土地を顛覆するを目的とし後者は敵の突撃縱隊に土石を投射するを目的とする、又爆發方法によりて觸發地雷、視察地雷自發地雷等がある。

シレイ〔指令〕願書、又は何書などに對して下す官府の通知、又は命令。

シレイ〔使令〕指揮してつかふ事。

シレイ「司令」軍隊又は艦船の指揮統率をつかさどる事。尙軍の司令に任じる人を司令官といひ首長にして部下一切の指揮統率に任ずる職を司令長官、司令官の事務を取扱ふ所を司令部といふ。

シレイカン「司令官」軍の司令官又は臨時に編成せられたる部團隊の指揮官をいふ、例へば某派遣軍司令官、前衛司令官、前哨司令官等、又平時に於ても要塞司令官、聯隊區司令官等の名稱がある。

ジレイシヨ「辭令書」官職に任命する時其の旨を認めて當人に交附する文書をいふ。

シレイブ「司令部」司令官又は團隊の長などの居る本營、本部をいふ、軍司令部、師、旅團司令部等又特種の官衙の名稱で即ち警備司令部、要塞司令部、聯隊區司令部等。

シリシチヨシヤシヤダイヨブ「四輪輻重車々臺要部」車臺要部には縦木、横木、底板、縦軸、支木、軸架、舟架、舟扯板、荷綱掛、油笛受金、油笛控革、螺輪控革、螺輪受金、螺桿等がある。

シロ「支路」えだみち、わかれみち。
シロカゲ「白鹿毛」馬の毛色、鹿毛に白の雜りたるもの。

シロハタ「白旗」白い旗。射撃の標點に用ひ又敵降服の場合又敵の軍使來る時此れを用ふ。

ジンインケンサ「人員検査」人數を調べる事、軍隊にては日朝夕點呼をして禮儀のかたはら人數を調べる。

ジンエイグ「陣營具」陣地に於て用ふる道具。
シンカン「信管」彈丸の頭部又は底部にとりつけるもので一定の時間に彈丸の炸藥に點火して空

中で破裂し又は地面に落ちるか目標に衝突すると破裂する様になつてゐる裝置機關をいふ。

シンギ「信義」信を守り義を行ふ事。偽り欺かざる事。此れは長くも軍人に給はりたる勅諭の中にある事なれば寸陰も忘れてはならぬ行ひ。

シンキユ「進級」官等等級の進む事にして、即ち兵卒で云へば初年兵が入營して約六ヶ月目には成績優秀なる者は一等卒の定員の範圍内で一等卒になり、又年末二年兵が歸休になると大概の初年兵は一等卒に、又上等兵候補者、修業者は成績の順に上等兵になる、上等兵候補者の中ですぐ上等兵に進級しない者も其の後缺員に應じて進級する、下士以上の武官では一定の實役停年最下限といつて實際その階級にある期限の最小限を経なければ進級出來ない、即ち伍長から軍曹へ半年、軍曹から曹長へ一年、曹長から

特務曹長へ二年、少尉から中尉へ二年、中尉から大尉へ二年、大尉から少佐へ四年、少佐から中佐へ二年、中佐から大佐へ二年、大佐から少將へ二年、少將から中將へ三年、中將から大將へ四年を経る事になつて居る。

シンク「寝具」ねどうぐ、夜具を言ふ即ち軍隊にては毛布、包布、敷布、蒲團枕、枕覆、蚊帳を總稱して云ふ。普通寝具は午食後之を展べ蚊帳は通常、夕食後寢臺に掛け日夕點呼後之を張るもので起床せば直ちに寢臺の上に疊んで整頓する。

シンゲン「親軍」親衛の軍隊。この五をいふ。
シンゲン「進軍」軍隊を進むる事。
シンゲンラツバ「進軍喇叭」進軍の號令を傳ふる合圖に吹く喇叭をいふ。

シンクン「仁君」仁徳ある君主。

シンゲキ〔侵撃〕敵地に入りこみて敵軍を攻撃する事。せめいる。
 シンゲキ〔進撃〕進みて敵を攻撃する事。
 ジンゴ〔陣伍〕軍隊の隊伍をいふ。
 ジンゴ〔陣後〕あとぞなへ、しんがり。
 シンコー〔進行〕すゝみゆく事、行進ともいふ。
 シンコー〔眞高〕海拔ともいひ何米突等と土地の實際の標高をいふ即ち海水準面を比較表面として某地表面迄の垂直距離を云ふ。
 シンゴ〔信號〕隔りたる彼我雙方の間に、一定の符號を用ひて相互の意思を通ずる方法、航海又は鐵道等の如く信號最も必要なるものには、近距離信號、遠距離信號、夜間信號等種類多く各規定あり、又軍隊にては號旗信號、電氣信號發煙信號其他號音小氣球等の一種又は二種以上を併用する。

シンゴカ〔信號火〕信號の爲に揚ぐる火、古の烽、燧も亦其の一なり。
 シンゴキ〔信號旗〕信號に使用する旗。
 ジンココキユイ〔人工呼吸〕假死に陥りたるものを蘇生せしむる爲人のしわざにて理學的作用に依りて呼吸を誘導して空氣を肺臟中に流通せしめる法をいふ。
 ジンココキユイホー〔人工呼吸法〕空氣を肺臟に流通せしむるを必要條件となし、先づ液體等の氣道中にあるときは俯臥して排出せしめ、地に敷くものあらば敷き衣を脱がせ袴を開きて仰向けに臥さしめ、被服の類を巻きて背に挿み胸を高くし頭を低くし、兩上肢を頭の上に頭を押へたる形に置く、そして舌を引き出し布片にて頤に括り、絲にて舌を結び絲を頂に廻はして結ぶ等に依り舌を口より出し置く、次に假死者の

腰に跨りて跪き兩手の掌を開き假死者の兩脇の下端に當て、自己の身を伏せつゝ肋を絞る様に壓す、暫くして急に己れの身を起しつゝ兩手を放つ。之の動作は間を置きて反覆する事凡一分間に十五回位なる様、此の動作は假死者自ら息するに至る迄續くる事にして、時として二時間以上も續けて効力ある事あれば早く見捨てざる様注意すべきである。
 シンゴヒョー〔信號標〕信號に使用する目標。
 シンゴヘイ〔信號兵〕信號に關する軍務に従事する兵卒をいふ。
 シンゴホー〔信號法〕信號の方法は主として號音(ラツパ)氣球及煙火を以てす大體を述べれば……
 種類 號音 氣球
 演習中止 「氣を著け止れ」 尾端に赤球一箇

休 憩 「休め」(演習中止後) 尾端に赤球一箇 及 赤色圓錐筒一箇
 將校集合 「將校集まれ」 尾端に赤球二箇
 「兩軍指揮」 「將校集まれ」 尾端に赤球二箇及
 官集合」 の次に一聲」 赤色圓錐筒一箇」
 演習再興 「氣を著け前へ」 尾端に赤球三箇
 解 散 「解れ」 「尾端に赤球三箇及
 赤色圓錐筒一箇」
 煙火の信號は氣球の信號に準ずるものとす。
 シンゴラツパ〔信號喇叭〕號音の事。信號に吹きながらす喇叭。又信號をなさんとするとき吹く喇叭。
 シンココキユイ〔深呼吸〕肺臟内の空氣をなるだけ多量に出入せしむるやう胸又は腹を開張縮少して深大になす呼吸、胸式、腹式の二種あり。

シンコク〔申告〕申し上げる事、申し告げる事。申告は申し上げるにしても身上に關する挨拶をし敬意を表し上官より必要の訓示を受くる爲に行ふものとす、それは身上に關し變りある日より三日以内に行ふものとされ、言葉は簡明で敬意を失はず「木村は今度陸軍歩兵上等兵を命ぜられました、謹んで申告致します」の如くする。又遠隔の地にある際の如きは書面による事が出来る、此時の文面も簡明にし文語體にするをよしとす。

シンサイ〔親祭〕天皇親ら神を祭りたまふ事。
 シンサイ〔親裁〕天皇の親ら政務を裁決したまふ事、大権事項に關する政務之れに屬す。
 シンサツ〔診察〕醫師（軍醫）が患者に接し種々の手段によりて其疾病をうかゞひ見る事。
 シンサツシツ〔診察室〕診察をなすへや。

シンサツシヨ〔診察所〕診察する場所、演習又は戦地にては設備せる診察室なく天幕等にて出来てゐる一定の診察場所。
 シンサンシヤ〔新參者〕新たに仕へ参りし者、新たに加入したる者。新たに入營して來た者即ち初年兵。
 シンシユイ〔侵襲〕侵入襲撃する事。
 シンジユツキン〔賑恤金〕めぐみあたふる爲支出する金員。恩給を受けざる下士以下の軍人にして戦闘又は公務の爲傷痕を受け或は疾病に罹りて現役を離るゝものに一時限り給與する金員。
 ジンジョーリヨーマツ〔尋常糧秣〕普通兵卒一人及馬一頭の日分の食糧、及びまぐさのことで、人は精米四合五勺、精麥一合九勺、罐詰肉を四十匁、食鹽三匁、醬油エキス五匁、野菜類、漬物類、調味品等若干で、携行定量も食鹽及野菜

漬物調味品をのぞき右と同じである、馬も乗馬鞍駄馬は大麥五升、干草一貫匁、藁一貫匁で、行李輻重の鞍駄馬は大麥四升、干草一貫匁、藁一貫匁である、携行定量は右の大麥だけで右の量である。

シンセイ〔親征〕天子親らの御征伐。
 ジンソクシヤ〔迅速射〕迅速に射撃を行ふ砲兵射撃の一にて小隊長の命を受けず砲車長の命により準備して適宜射撃すること。
 シンタイ〔進退〕進む事と退く事。かけひき。
 シンタイケンサ〔身體検査〕からだを検査する事。體格検査。
 シンダイ〔寢臺〕ねだい。ねるだい。
 ジンダテ〔陣立〕軍勢を揃へ隊伍を列ぬる事、軍隊の配置又は編制をいふ。
 シンダン〔診斷〕軍醫が患者を診察して其の病の

状態を判斷する事、軍隊にてはその日診斷を受けんとする者は日朝點呼の際其の旨内務班長に届け出る點呼後不時に診斷を受けんとするときも亦内務班長に届け出るのである、すると内務班長から週番下士の方に手続きをとる、診斷ラツバのなる時間に週番下士に連れられて（尤も歩行出来ない者は醫官が往診する）診斷を受ける。

ジンチ〔陣地〕軍隊が戦闘のために駐止して攻撃又は防禦の準備措置をなす場所。陣どる所。又戦闘の爲占領する場處をいふ。
 ジンチセン〔陣地戦〕或る陣地を占領せる軍隊を他の軍隊が攻撃する時に起る戦闘を云ふ。
 ジンチユイ〔陣中〕陣屋のうち。戦争のうち。陣内。
 ジンチユイキンム〔陣中勤務〕作戦行動中戦闘以

外の行動即ち軍隊の集中行軍、駐軍等をいふ。
シンチユーニツシ「陣中日誌」(一)陣中に於て各部隊若くは各人の経歴及び遭遇したる實況並に所見を記載し、一には戦史の用に供し、一には他日各人の勤務及功績を詮衡するの参考に供するものである。

(二)編成、教育、補充、給養、衛生、武器、彈藥、器具材料、被服裝具等總べて軍事に關する事物の經驗を將來改良の資料に供するものである。

シンチユーヨームレイ「陣中要務令」陣中諸勤務につき定められたる準則や大切な事項につき記述せられたる規程で、各兵科部の軍人軍隊が作戰を容易且有利にすることが出来る。

シンチヨーカーアシ「仲暢駢足」乗馬駢足の一種にして前の足二本と、後足二本とをそろへて駢

足させる事、即ち「そく」で駢けさせる事、普通一分間に四百二十米とする。

シンテツリヨ「侵徹量」彈丸の物體に入り込む量。三八式歩兵銃四百米に於ては、尋常積土約一米強、踏固たる雪は九十瓏、砂は七十五瓏、五ミリの米の鐵飯は貫通す又四四式騎兵銃はやはり四百米に於て尋常積土九十瓏、砂五十瓏、五ミリの米の軟鋼飯は貫通する。

シンテツリヨク「侵徹力」彈丸が物體を貫通する力。

ジントー「陣刀」戦闘に使用する刀。軍刀。

ジントー「陣頭」陣地のまつさき、陣のまんまへ。

シンニカン「親任官」天皇親署せられて御璽を鈐し總理大臣又首座大臣が此れに副署したる辭令書によりて任命せらるる官。官吏中最上級にして天皇に直隸し他の機關の監督を受けざるを

本則とす。總理大臣、各大臣、樞密顧問官、陸海軍大將等である。

シンニンシキ「親任式」親任官を任命せらるる儀式をいふ。

シンニンタイグー「親任待遇」親任官にあらずして親任官の待遇を受くる事。

シンノーキ「親王旗」親王公式の行啓に於て儀仗兵の旗手が先頭に捧持する制規の御旗。

シンバ「新馬」育成馬及壯馬で各部隊の保管に始めて入りたる馬。

シンパン「審判」事件を審理して判断する事。

シンパンカン「審判官」演習に於て戦闘の指導、審判に任ずる軍人で通常將校を以て之に充つ。

シンメイ「身命」からだといのち。身命を賭すとは身命をなげ出して物事をする事。

シンモン「訊問」口頭を以て事件に就きしらべた

だす事、とひただす。

シンユイ「親友」したしき友。

シンリヤク「侵略」他國に侵入して其の領土を奪ひ取る事。

ス

スイカ「誰何」夜間歩哨又は騎哨に近づく者ある時、歩哨又は騎哨が銃を構へ「誰れか」と問ひ

確める事にして、若し之の場合呼ぶ事三度に及ぶも尙答へず怪しき事を確めたる時は射撃するか又突き殺すも差支へなし。

スイカノココロへ「誰何の心得」一、誰何は成るべく自己の危険なき限り近づけて聲低く鋭く問ふ。二、暗夜誰何せんとする時は豫め地物を利用するか又は誰何後直ちに且靜かに若干其の位

置を變ずる事。三、誰何すると同時に能く彼の之に對する動作及聲音に注意し、我が軍の者たるか又は疑はしき者なるかを確める事但し服装に依りて見分るは危険である。四、誰何する事三度に及ぶも尙答へない時は射撃するも差支へなきも、時候天候等により聴取り難き事あるを以て粗忽の事なき様注意すべきである。

スイグ「炊具」めしをかしく道具。

スイコー「隨行」つき隨ひ行く事。

スイシ「水死」水に溺れて死ぬること。でき死。

スイシエイ「水師營」支那清朝の時代に水師を集合して屯營させたる所。日露役中旅順に於て休戦のため我第三軍司令官乃木大將と敵の守將ステツセル將軍とが會見したる地名。

スイシ「出師」兵を繰出す事。軍隊を發する事。

スイジ「炊事」食物の煮たきすること。

スイジガカリ「炊事掛」食物の煮たきに従事する兵卒及下士、炊事當番にあたるもの。

スイジグンソー「炊事軍曹」炊事の勤務に當れる軍曹で、炊事の業務を直接指揮するもの。

スイジゴ「炊事壕」飯盒炊事をなす時に堀る壕で、此壕は能く熱度を集めるから燃料と時間とを費すことが比較的少い。

スイジバ「炊事場」炊事する所で、常に左の事項を心得ねばならぬ。一、常に清潔にすること。二、靜肅に動作すること。三、器物を破損紛失させないこと。四、食品を粗末にしないこと。五、火氣に注意すること。六、當番は身體特に手に注意し清潔にすること。

スイジケンエツ「隨時檢閲」師團長が部下軍隊に對して毎年一回行ふ檢閲をいふ。

スイジユ「隨從」付き従ふ事。お供する事。

スイジユンキメン「水準基面」土地を測量するに當り、その高低を定むるため一の基律をなすべき水準面を定め、之に比較して高低を測定す、陸地測量部にて測量製圖せし地圖は東京灣の中等潮位（汐の干満を平均せる水面）を零と考へ、之より起算してメートルを以て標高即ち其土地の高さを定めあり、之を眞高といふ。

スイジユンキヨヒヨ「水準據標」水準測量に於て他點の高低を精密に測定算出するため、所々に設置せらるゝ一定不變の高さを有する測標。

スイジユンズシキ「水準圖式」地面上にある錯雜せる地物の位置、形狀及地貌を簡明に圖紙上に縮寫するためには一定の法式による、之れを圖式と謂ひ、その圖式中に地面上の高低即ち水準を定めるための描寫圖式を水準圖式といふ。

スイジユンシヨシヤク「水準照尺」水準測量に

て水準器と共に使用せらるゝ一種の尺度、木材製で矩形函の形にて普通三本より成り約十五尺に伸ばす事も出來又拔差自在にして短縮する事も出來得るものである。

スイジユンソクリヨ「水準測量」器械を使用して水準基面又は他の比較表面より某點に至る高さ或は二點の高さの差を見出す方法をいふ。

スイジユンメン「水準面」中等海水面即ち海水準面に平行する諸平面をいふ。

スイジヨ「ヒコキ」水上飛行機」水上を滑走して空中に飛行する事を得る装置の飛行機。

スイチヨクハンズ「ヒツチユーカイ」垂直半數必

中界」垂直被彈面の平均彈著點を中央とし、總彈著の半を含む部分を水平線を以て區畫した場合、此の兩界線間の長さをいふ。

スイチヨクヒタンメン「垂直被彈面」垂直面に收

容せられたる集束彈の散布面をいふ。

スイトー〔水筒〕飲料水を入れる、筒形の容器、金屬性にて革紐をつけて携帶する。

スイトーガカリ〔出納掛〕金錢又は物品の收入と支出とを取扱ふもの。經理部の任務である。

スイヘイセン〔水平線〕静止せる水の平面に平行する線。

スイヘイハンスーヒツチユーカイ〔水平半數必中界〕垂直被彈面の平均彈著點を中央とし、總彈著の半を含む部分を垂直線を以て區劃するときその兩界線の長さをいふ。

スイホーシヨウ〔瑞寶章〕平戰兩時の別なく國家に勳功ありしもの又は官吏、公吏として一定の年限勤務し其の成績良好にして勤勞あるもの等に賜はる、男女何れにても授與せらる、勳一等より勳八等に至る八種あり。

スイミン〔睡眠〕ねむる事。ねむり。

スイヨ〔水與〕馬に水を與へる事をいふ。馬に水を與へざる時は馬は非常に疲れるものなれば欲する丈飲まずべく、但し勞働直後體温呼吸常ならざる時は一度に多量與ふるは不可にして又堀井戸の汲立、山間の清水の如き冷水は痲痛を起す故宜しからず、流河の水をよしとす。寒中水を飲まざる馬は手にて水をかき廻し又は水面にふすま、切藁、糠等撒布して慣らすのである。

スイリヨセン〔水量線〕飯盒の内側面にある二條の線をいふ。此れは飯を炊くとき必要な水量を示すもので下方のものは二合、上方は四合飯を炊く時に水量を示すものである。

スイロク〔水勒〕馬のあらひぐつわ。
スエギ〔据木〕駄馬具鞍骨の一部にして腹帶、繫環、駐革、蹄鐵囊駐、螺子等よりなる。

ズシキ〔圖式〕地表面上にある錯雜せる各種地物の位置、形狀、地貌等を簡明に紙上に縮寫する爲めに定める法式にして此れに平面圖式、水準圖式の二種がある。

スメラミイクサ〔皇御軍〕天皇の御軍。

スメラミクニ〔皇御國〕天皇のしるしめす日本の國。

セ

セイイ〔誠意〕私慾又は煩惱のために動かされざる意思。まごころ。又は意思をして私慾又は煩惱のために動かさざる様にする事。

セイイ〔征衣〕出征の戎衣、戰爭に出る時着る服装。

セイエイ〔精銳〕才氣のするどき事、熟練してす

るどき兵をいふ。

セイガンキユイカ〔請願休暇〕願ひ出て休暇をもらふ事。父母妻子の重病又は死亡、其他已むを得ざる事故の爲休暇を要する場合願ひ出て休暇をもらふものにして、日數は通常往復日數の外十四日以内なれど已むを得ざる時は引續き休暇を願ひ出て許可を請ふものである。

セイガンキユイカテツズキ〔請願休暇手續〕一、父母或は其他親族より情況書(重態なる時は醫師の診斷書を添ふ)に市、區、町、村長又は之れに準ずべき者の證明書を添へ、本人より所屬隊長に願ひ出づる。二、引續き休暇を請願せんとする時も亦之れに同じ。三、急を要する場合に於ては父母又は親族より本人又は所屬隊長に宛てたる電報に依り休暇を願出づる事を得、此の場合に於ては休暇を許可せられたる後成るべ

く速く前項の手續を爲すべきである。
セイキ〔正氣〕至公至大なる天地の元氣、又正しき意氣をいふ。

セイギ〔正義〕たゞしき義理、たゞしき意義。

セイギ〔正儀〕たゞしき儀式。

セイキンシヨ〔精勤章〕入營後六ヶ月以上経過したる營内居住兵卒、(下士の勤務を命ぜられたる者以外)にして品行方正勤務勉勵なる事を表彰する爲聯隊長より毎年七月十二月の二期に於て附與せらるるものにして累次贈與せらるる事を得るものである。

セイキンシヨシヨ〔精勤證書〕勤務に勉勵なる事を賞す證書。

セイクレーケン〔制空權〕空中を制定する權利をいふ。

セイケツケンサ〔清潔検査〕各隊長の實施すべき

検査で主として兵營被服等支給品の保存手入の状態、室内の清潔整頓等につき實施せらるる検査。

セイコー〔征伐〕征伐に行く事、旅立。

セイコー〔正攻〕正面より正々堂々で行ふ攻撃、奇計を用ひない攻撃をいふ。

セイキテリユードン〔制式手榴彈〕手榴彈の一種にして全備重量約五百匁、彈體、炸藥、木底、雷汞筒、擊發具及彈尾から出來て居る是れを携帶するには左手(徒手では右手)で彈體に近く彈尾を握る、數箇の手榴彈を携行するには彈體に近く彈尾を緊束して相互の觸撃を防いで機能を破損したり危険を生ぜしめぬ様注意を要す、手榴彈が垂直に落下する時は彈著點の上方に於て開角九十度の圓錐狀を爲す安全界を生ず、其の他は半徑二百米の危険界を生じ、破片は全周

に飛散する、斜に落達する時は其の落角の大小に従ひ、安全界及危険界の位置を變更するもので、落角四十五度乃至六十度の場合に於ける殺傷威力は彈著點を中心として半徑約五米の地域にて彈著點の後方に及ぼす威力に稍々少なるものである。

セイシヤ〔齊射〕數門の火炮或は數多の小銃を同一の號令を以て射撃する事をいふ。

セイシユクコージン〔靜肅行進〕夜間敵の認識を避け我が企圖を秘匿するため敵に察知せられざる如く靜肅に行進する方法をいふ。其の方法は地形特に地表面の状態により異なるから各種の地形につき反覆練習せねばならぬ。

セイシヨ〔星章〕星の徽章をいふ、即ち陸軍々帽の徽章である。此の星章の金色なるは各兵科にして銀色なるものは各部の兵なる事を見分け

らる、但し、近衛師團に屬する者は星章と同色の櫻枝を星章の下部に着す。

セイシヨク〔盛飾〕立派にきかざる事、正装せる事。

セイシンキヨイイク〔精神教育〕道德的意識の啓發及訓練を目的とする教育。教育の神髓。

セイシンドーイン〔精神動員〕一般國民が實戰に従事せるが如き緊張せる覺悟を以て事に當る事。

セイジン〔征塵〕軍馬軍兵の蹴立るすなほこり。

セイソウ〔正裝〕將校准士官の服裝中最も廉ある際の裝者法にして正帽、(前立を附す)正衣、正袴、飾帶(准士官にはなし)、正緒を用ひ、最もきらびやかなる服裝又下士以下に限り公式鹵薄の供奉に服するとき又は儀仗服務の際特に命令ありたる時之に準じたる服裝(前立を附したる

正帽、正衣、正袴)をなす。正装を用ふる主な
る場合は單獨にして三大節の際、拜謁を賜はる
時等とす。

セイダイ〔正對〕敵と眞正面に向ひ合ひ戦ふ事。

セイト〔征途〕出征、首途。

セイトー〔征討〕反賊を討伐する事、征め伐つ事。

セイトン〔整頓〕隊形をととのへる事、整列する
事。完全なる整頓は各兵卒が整頓線上に正しき
姿勢を取り頭を右(左)に廻すとき右(左)の
眼を以て其右(左)隣兵を視他の眼を以て全線
を視通すことを得るものとす。

セイトンセン〔整頓線〕整列せる線。整頓線に就
く時は足の位置を正しく頭、肩、又は上體を前
後に出す事なく正確な姿勢でなすべきである。

セイトンヨク〔整頓翼〕整列せる時の右、(左)翼
のもの。

セイネンクレン〔青年訓練〕學校教練を受けざ
る概ね十六歳より二十歳迄の男子を青年訓練所
に入れて青年の心身を鍛錬して國民たるの資質
を向上せしむるをいふ。

セイネンクレンコーモク〔青年訓練項目〕修身
及公民科、教練、普通學科、職業科とす。

セイネンクレンレンジョ〔青年訓練所〕青年訓練を
行ふ場所をいふ。

セイバツ〔征伐〕兵を遣はして罪あるものを攻め
うつ事。

セイフク〔征服〕うちたいらげる事。

セイヘイ〔生兵〕未だ戰場に臨まざる兵士。又は
入隊して日淺く、未だ一人前の兵とならざるも
の。

セイヘイ〔精兵〕よりぬきの立派なる兵士。

セイボー〔正帽〕正装をするときかぶる制帽。近

衛師團に屬するものは赤地、其他は黒地の絨に
金(銀)モールの線條のついた裝飾のある帽。

セイモンチヨウ〔誓文帳〕ちかひの文辭の書いて
ある帳面で兵士が入營して宣誓式の時に用ふる
誓ひの文句と自署とのしてあるもの、即ち中隊
長から讀法を讀み聞かせられ、それに對して必
らず其の條々を誓つて守るといふため入隊者の
總代が「今般御讀み聞かせ相成候讀法ノ條々堅
ク相守リ誓テ違背仕間敷候事」と誓文を讀み次
に順々に自分の氏名を自筆することになつて居
る。

セイレッツ〔整列〕そろひならぶ事。正しき列を作
る事。

セキサイ〔積載〕荷物をつみのする事。

セキジュウジ〔赤十字〕赤十字條約にて定められ
たる白地に赤色の十字形を表はしたる徽章、赤

十字條約の首唱國で且之が締結せられたる地
「スウイス」國に敬意を表し且其の盡力を記念す
る爲同國の國旗なる赤地に白十字の著色を反對
にしたもの。

セキジュウジシヤ〔赤十字社〕博愛同仁の趣旨に
より交戦中にも病院のみは中立と看做し互に病
傷者を救護すべき事を約定せる赤十字條約の規
定に基き設立せられたる世界的組織の社團、各
國皆赤十字を徽章とす。

セキジュウジジョクヤク〔赤十字條約〕加盟國中
の二國若くは數國間に戦争ある場合に限り遵守
すべきものにして、交戦國の一國に加盟せざる
國ある時は加盟國と雖も同國に對し條約を遵守
するの義務なきもので、左に條約大要を述べん。
一、戰場に於て軍人及公務上軍隊に附屬する人
員にして負傷し又は疾病に罹り我軍の手に歸し

たる者は其の國籍の如何を問はず之を敵と見做さず交戦者互に尊重看護するものとする、但し抵抗するときは此限でない。

二、衛生勤務の人員及び材料、衛生上固定營造物、移動機關は之を尊重保護し之を射撃してはならぬ、但し害敵行為を用ひられた時は條約に依る保護を失ふのである。

三、傷者及病者の收容、輸送、治療並に衛生上の移動機關及固定營造物の事務に専ら従事する人員、軍隊附屬の教法者衛生上の移動機關及固定營造物に必要な守衛人員、認可せられた篤志救恤協會等の人員は如何なる場合に於ても尊重保護すべく、我軍の手に陥る時も俘虜として取扱はず、又同一等級の者と同額の給養及俸給を支給せねばならぬ、敵の権内に陥りたる時も其の指揮下に在りて引續き各自の職務に従事す

るのである。

四、みだりに赤十字記章を使用してはならぬ。此の條約に背く時は陛下の至仁至慈なる聖慮に垂き國の品位を墜すのみならず己の身に刃を加ふるに等しき事を肝銘すべきである。

セキジュージヨークノユライ「赤十字條約の由來」西紀一八五四英人ナイチンゲール嬢が「クリミヤ」戦争に於て出征軍人の傷病者救護に盡し、又、一八五九「スイス」人「アンリ・ヂュナン」が「ソルフェリノ」の戦に慘狀を見、戦地傷病者救護の必要を叫び遂に一八六四（我元治元年）八月瑞西國首府「ジュネーブ」に於て瑞西外十二ヶ國の合議にて赤十字條約締結を見るに至れり。我國にては明治十年に其の前身博愛社創立せられ同十九年六月明治天皇陛下は軍人軍屬をして其の幸福と衛生勤務の人員機關及材料

の保護を得せしめんとすの聖慮より此條約に御加盟あらせられ翌年博愛社も赤十字社と改稱して加盟せり、又明治三十九年六月「ジュネーブ」に於て開會せられたる萬國會議に全權委員を特派せられ此改正條約を締結せられ爾後の諸戰役に於ては其規定を嚴守せしのみならず、其實行上進みて模範を示し舊條約の改正を促進せり、我國赤十字社には社長及副社長を置き其の就任は勅許に依り陸海軍大臣の監督に屬す。

セキドサギヨ「積土作業」土を積み上げる仕事をいふ。

セキム「責務」せきにん及びにんむをいふ。

セツキヨクテキ「積極的」物事の積極なる事、物事を自分から進んでなす事、消極の對語。

セツゴ「接合」二條の綱端を相連結すること。即ちつなぎあはせをいふ。此れには引解結、八

重結、織工結、鞠接結等あり。

セツコ「斥候」敵情、地形其他諸種の狀況を搜索して報告せしむるため所要の人員を派遣して確實機敏に其任務を達成せしむ。敵情地形の搜索に當るには騎兵及歩兵の斥候を用ひ、特殊の技術的搜索には砲、工兵斥候等を用ひる。任務活動の種類により行軍間の斥候、駐軍間の斥候或は戦闘斥候、駐止斥候、潜伏斥候などといひ、又長の位置により將校斥候、下士斥候、兵卒斥候といふ。

セツコノドーサ「斥候の動作」斥候勤務に當る者は慧敏、熱心、沈著、剛膽の資質を必要とする。蓋し慧敏なる者は未知の地に於ても能く地形の方位及道路を知り熱心に従事する者は久しきに耐へ勞を覺えず、沈著剛膽なる者は不意の事に驚かず危険に際するも猶能く脱逸の方法を

求め得らるべし、而して常に細心の注意を以て
 情況の變化に注意し危害の豫防に注意すること
 が大切である、搜索前進の一般要領としては斥
 候は情況の許す限り道路に依りて前進し一の展
 望地點より他の展望地點に躍進し能く敵情、地
 形を偵察し斥候長との連絡を確實にし退却の場
 合は特に側方に迂回する敵の有無に注意し追撃
 し來る敵の兵力と前進方向を確むることが必
 要、又止むを得ざる時即ち我身の危険を避くる
 時の外は敵と交戦することなく、機敏なる行動
 により姿をかくし、敵と離脱し以て迅速確實に
 報告することを忘れてはならぬ、駐止斥候、潛
 伏斥候の行動も大體以上の趣旨によつてする外
 機敏且大膽に敵の機先を制し飽迄其任務を達成
 することが必要である。

セツコーノセントー「斥候の戦闘」成る可く戦闘

を避くるを可とすれ共左の如く戦闘せざれば任
 務を全ふする能はざる時は斷乎たる決心を以て
 機先を制し襲撃すべし。一、不意に近く敵と衝
 突したる時。二、斥候自衛の爲已むを得ざる時
 三、友軍斥候の危急を救ふ時。四、其の敵を斃
 すに非ざれば前進するを得ざる時。五、其他斥
 候長の命ありたる時。

セツコーノブソー「斥候の武装」出發前は綿密な
 る武装に注意し。一、彈藥と糧食を所持するを
 忘れざる事。二、不必要なる物品を携帯せざる
 事。三、騎兵に於ては馬體蹄鐵及馬裝検査に注
 意する事。四、革具、紐類等の折損なき様注意
 する事。

セツコーホーコク「斥候報告」一、目撃したる儘
 を言ひ想像を言はざる事、但し重要な事柄は
 斥候の目撃知得せること、他より聞知せること

とを判然區別して報告すること。二、敵に關す
 る報告中には必ず時間、場所、兵種、兵力及動
 作を含ましむる事。

ゼンエイ「前衛」行軍間の警戒隊の一にして本隊
 の前方に於て護衛即ち不意の敵襲を豫防し敵の
 視察を妨げ且本隊に行動の自由を得せしめその
 行進をして滯滞なからしむるものである。その
 兵力及編組は我軍の目的、縦隊の大小、敵情、
 地形及明暗の度等により一定せざるも全歩兵の
 三分の一以内として通常所要の騎兵、野(山)砲
 兵及工兵を配屬し又所要の野戰重砲兵、通信隊
 衛生隊、架橋材料中隊、裝甲自動車等を配屬す
 るを可とする事もある、通常前衛本隊、前兵
 に區分し騎兵がある時には、前衛騎兵として更
 に前方に派遣する、前兵はその警戒を益々確實
 ならしむるため尖兵中隊を、尖兵中隊は尖兵を

前に出して警戒する、情況によりこの區分を省
 略し又は本隊より直に尖兵中隊若くは尖兵のみ
 を出すことがある。

センカ「戦禍」たたかひより起りしわざわひ。
 センカ「戦果」戦闘の結果。
 センカイ「旋回」廻る事をいふ。馬の運動して百
 八十度の旋回は即ち廻れ右(左)、の事なり。
 ゼンガン「前岸」向ふ岸をいふ。
 センキ「戦記」戦争の事跡の記録。軍記をいふ。
 センキ「戦機」戦争の計略、又は戦争の機會。
 センキヨ「戦況」戦闘の状況即ち「いくさのあ
 りさま」をいふ。
 センキヨク「戦局」たたかひのなりゆき、戦の結
 果。
 ゼンク「前驅」乗馬にて前に驅けて行くこと、又
 馬の前半身をいふ。

センクン〔戦勳〕戦争にて立てたるいさを、手柄。
 センゲン〔千軍〕多くの軍兵、多くの戦士。
 ゼンゲン〔前軍〕前方の軍隊。
 センケンノツミ〔擅權の罪〕兵卒が命令を待たず故なく戦闘を爲したる者のつみ。又は司令官或は指揮官が外國に對して故なく戦闘を開始し或は休戦講和の告知を受けし後故なく戦闘をなし或は權限外の事に就き已むを得ざる理由なくして擅に軍隊を進退し、或は命令を待たず故なく戦闘をなす等の犯罪をいふ。
 センゲンシヨ〔宣言書〕宣言の趣旨を認めて世間に發する文書。
 センコー〔戦功〕たたかひのいさを、軍功をいふ。
 センゴシキ〔線號式〕平面圖式の一にして諸種の線號を用ひて地物の位置、種類を示し或は形狀を象り若しくは特別の記號を設けて其の位

置、類別を明かにするを謂ふ、渲彩式の對。
 ゼンコーシヨシヨ〔善行證書〕現役下士兵卒在隊中、品行方正勤務勉勵、學術技藝〔職務〕に熟達せる事を表彰する爲聯隊長、獨立隊長若くは之と同等以上の權ある長官より滿期若くは退營の際附與せらるゝものである、但し在營八箇月未滿の者又は一等症以外の事故に因り現役を免ぜらるゝ者には附與されない。
 センコーシンゴ〔閃光信號〕ひらめく光りを發しての信號。通常は夜間なれど時として天氣暝曠なる晝間に長短の閃光をつづり合はすか、異色の閃光をつづり合はして軍事のみならず船舶等にも行ふ信號。此の時使用する燈を閃光燈といふ。
 ゼンゴンツノキヨリ〔前後列の距離〕後列兵は前列兵の背若くは背囊より胸まで八十五瓏米の距

離と定められてある。
 センサイシキ〔渲彩式〕平面圖式の一にして記號の代りに各種の顏料を用ひて諸物の類別を明かにする方法。
 センシ〔戦史〕戦争の歴史。
 センシ〔戦死〕戦場に臨みたゝかひて死ぬる事。うちぢに。
 センシ〔戦士〕たたかひに参加する兵士。
 センジ〔戦時〕動員令の下りし日より復員を命ぜらるゝまで。
 センジキンセイヒン〔戦時禁制品〕戦時に際して交戦國に輸入する事を禁じた物品即ち其の輸入を受けた交戦國が直接に之れを軍用品となし戦争上に使用して其の勢力を増加するからである、一方の交戦國は之れを捕獲沒收する事が出来る。

センジキンバイヒン〔戦時禁賣品〕戦時に國外に輸出する事を禁制したる物品をいふ。
 センジキンム〔戦時勤務〕戦時に於ける種々の勤務で直接たると間接たるとを問はず又戦地は勿論戦地外に於ても戦争に關係ある一切の勤務をいふ。
 センシシヤ〔戦死者〕戦争にて死せるもの。
 センジゼイ〔戦時税〕戦時に其の經費を支辨せんが爲に賦課する特別税。
 センジゾーホー〔戦時増俸〕戦時勤務に従事せる軍人軍屬に給せらるゝ一定の増俸で戦地と内地で其額に差がある。
 センジチヨハツ〔戦時徴發〕戦時に交戦國が戦時非常權により自國內又は其の權力下にある中立國人民の財産勞力等を強制徴收する事。而して之が實施は必ず徴發權のあるものの命令下に

一定の規定によらねばならぬ決して奪掠となつてはならぬ。

センジツイン [戦時通信員] 戦争の事柄を色々本國に通知する人、従軍記者等。

センジテアテ [戦時手當] 戦時に於て特に支給される金銭、物品。或は増俸をいふ。

センジヒジョーケン [戦時非常権] 交戦國が戦争の必要上、自國権力の下にある地方に於て中立者の財産を強制的に使用し、又は處分する権利能力をいひ之は國際慣例上交戦國に認められたる例外の権利能力で、主として船舶、鐵道の使用又は破壊をなす場合に應用せられる。

センジフーサ [戦時封鎖] 戦争手段たる軍事封鎖と商事封鎖との總稱 平時封鎖の對。

センジヘンセイ [戦時編制] 編制とは一口に言へば軍の構成組織で軍隊に就て言へばその威力を發揮し、且之を運用するに便利なる如く人馬材料を組み立て隷屬指揮の關係を明かにしたもので、戦時編制とは戦時のために定められる編制で平時實際には見られないが、軍隊の訓練や戦略戦術の研究は之を基礎として實行され、いざと云ふ場合には直にこの編制を採る事の出来るやうに萬般の準備が整へられて居る、要するに國情國力に相應し戦時の任務に適合する如く準備せる一定の編制で、平時編成が準備の骨幹となつて居る、各國共に之を嚴秘に附し絶對に漏洩せぬ。

センジユービン [戦時郵便] 軍事郵便の事で出征軍隊軍人が本國へ通信連絡するため一定の規則の下に取扱ふ郵便をいふ。出征軍人は或る制限の下に總て無料でこの郵便に附して通信することが出来る。

センシヤ [戦車] 歩兵用兵器の一種でその任務は歩兵と密接に連絡し敵陣地内の防禦設備を掃蕩し、其の抵抗地點を突破するにある。通常輕戰車、中型戰車、重戰車の三種に分ける、共に攻撃歩兵と密接に連繫し火力と破砕力と相俟つて敵陣地の防禦設備を掃蕩し、支撐點、又は堅固な抵抗地點を擊碎するのである。一、輕戰車は量七噸以下にて小口径速射砲又は機關銃を裝備する。二、中型戰車は重量二十乃至三十噸で小口径砲及び機關銃を裝備する。三、重戰車は重量四十乃至六十噸で小口径砲三四門及機關銃數銃を裝備する。

戦車の運動能力は其の大小輕重によりて異なるが苟くも單獨歩兵の通過し得る土質ならば如何なる地形でも運行し得、斜面は四十五度以上を登り重い車體は障礙物を突破するに充分である、

速度は中型戰車で一時間十吉米内外である。

センシヤダイ [戰車隊] 戰車と所要の人員とを以て編成せる部隊にて一箇中隊と一本部より成り一中隊は三小隊よりなる。

センジユセイジュシヨ [千住製絨所] 陸軍大臣の管理に屬し陸軍所要の絨類及毛絲の製造を掌る所。

センジユツ [戰術] 戰術で戰場に於ける軍隊の指揮及行動に關する手段、方法をいふ、つまりたたかひのしかた。

センシユイイン [專修員] 戰術演習等に被教育者、被指導者として統裁官より指導教育を受ける演習員をいふ。

センシヨ [戰勝] 戰闘に勝利をうる事。勝ち戰。

センシヨ [戰捷] 勝ちいくさ。

センシヨ [戰場] いくさの場所、交戦地、會戰

地。

センジヨ—〔戦状〕戦争の状態、いくさのありさま。

ゼンシヨ—〔全勝〕充分なる勝利。まるがち。

ゼンシヨ—〔前哨〕軍隊駐軍間の警戒部隊の名稱で、敵情を搜索し敵の奇襲に對して休止の軍隊を掩護し、之に戦闘準備若くは出發準備を整ふるの時間を與へ又我軍の状況を掩蔽するを任とする。

センシヨ—イワイ〔戦勝祝〕戦に勝ちしを祝ふ事かちいはひ。

ゼンシヨ—ク〔前哨區〕前哨部隊に警戒地域を區分して擔任せしむる場合に、その區分せる地域を前哨區といふ、各區に用ふる兵力は通常一大隊、若くは其の以下とす。

センシヨ—コク〔戦勝國〕全局の戦勝を博した國

戦争にかつた國。

センシヨ—シユクガカイ〔戦勝祝賀會〕戦争に勝ちたるお祝の集會。

ゼンシヨ—シレイカン〔前哨司令官〕前哨に任ずる部隊の全指揮官で。前哨各部隊の行動、戦備の度、對瓦斯攻撃並に防空處置、前哨直接の警戒、通信連絡、交通設備及び給養に關する事項等につき責任を持ち之が命令する人。前哨司令官は勉めて其定位置に在るを要す、若し前哨各部の警戒法を監視し、又は其の他の事で自ら現地に臨むの必要あるときは上級先任將校に代つて其の職務を執らしめる、此規定は前哨中隊長及小哨長にも亦適用するものである。

ゼンシヨ—チユ—タイ〔前哨中隊〕主要なる抵抗線を形成するもので敵襲に際して之を拒止するを任とする、故に別命無けれど極力其位置を保

持すべきである、其の兵力配備は敵情、地形殊に道路網の形状に従ふものにて時として機關銃歩兵砲、砲兵等を配備する事もある、然して中隊には特に番號を附する事なく各其中隊の番號を唱へ、前哨第何中隊と稱す、又中隊は小哨を以て警戒する外時々必要の方面には斥候巡察を派遣する。

ゼンシヨ—ノケイカイホ—〔前哨の警戒法〕敵軍と未だ甚しく近接せず主として敵の騎兵斥候等に對する顧慮あるに過ぎない場合は整然たる警戒線を設くる事なく、單に敵方に近き各宿營地毎に警戒法を設くるを以つて足る、例へば宿營地の出口に歩哨を配置するが如き、又稍々敵に近接し敵襲の顧慮あるに至らば、各宿營地毎に直接警戒を爲す外小部隊を以て前哨に任ずる必要がある、尙敵襲を受くる危険の大なる情況に

ては其の警戒も亦嚴重にせねばならぬ、即ち所要の前哨部隊を配置し各種の工事を爲し、通信連絡の設備を整へ要すれば警戒地域を數區に分ち各區に前哨司令官を置き之に各別の前哨部隊を配屬するを必要とする、尙敵に近接し戦闘準備必要とする時は之が區分配置及勤務を専ら戰鬥上に顧慮し、警戒益々密に絡には前哨各部の區分を省き、前哨の主力を以て防禦陣地を占領して警戒するを必要とする。

ゼンシヨ—ハイチ〔前哨配置〕敵方に通ずる主要道路と、敵の近接容易な地區を警備する外敵方の展望に便利な地點及我軍の状況を觀察し得る地點を領有し置くの必要がある、又翼側に對する注意を怠つてはならぬ、時として一部隊を前方に在る防禦或は阻絶に容易な地境まで前遣する時は警戒上特に有利な事がある、敵兵が装甲

自動車又は戦車で奇襲を行ふ顧慮のあるときは之れに對し或は道路を阻絶し或は地雷又は陷穿など設け或は歩兵砲、砲兵等を配置する事も必要である、又配置は晝夜に依り其の利害を異にする故適宜之れを變更するの著意を緊要とする、又敵の爲其の配備を偵知せられた疑あるときは直ちに變更するがよい。

ゼンシヨ—ヘイリヨクヘンソ「前哨兵力編組」危険の大小、地形の難易及明暗の度等に應じ定めらるるもので我軍直後の企圖及豫想する警戒時間の長短も亦影響するものである、前哨勤務には成るべく新鋭の軍隊を之に充て殊に戦闘後に於て然りである、通常其の警戒隊の指揮官が、自己の部隊を以て前哨勤務に充てるもので、通常歩兵を以て之に任じ、所要の騎兵を配屬するを以て足るも要すれば之に砲兵、工兵、通信部隊、野戦

照明隊等を配屬する、又傳令勤務の爲自動車、自轉車等も附すがよい、一前哨區に用ふる歩兵の兵力は通常一大隊若しくは其の以下とし通常前哨は前哨本隊及前哨中隊に區分し前哨中隊は小哨を、小哨は歩哨を出し情況に依り前哨本隊は更に其の後方の部隊から直ちに其の前方及側方に小哨を配置す、本隊及び中隊は又所要の騎兵を出し搜索及傳令勤務に充てる、機關銃歩兵砲及砲兵は主として抗戰に適する陣地附近に於て敵の主なる前進地域に對し騎兵は搜索及傳令に使用するものなれども、晝間は時として警戒の爲前方に使用し、夜間も又一部騎兵斥候を前方に止め監視せしむ、工兵は重要な工事の實施に任ずる。

ゼンシヨ—ヘイソツノココロエ「前哨兵卒の心得」飯盒炊事を爲すの已むを得ざる時は火焰を

上空及び敵方に暴露せぬ様細心の注意を爲すがよい、而して食事は通常先づ小哨に送致し然る後前哨中隊人員に喫せしむべきである、前哨中隊に在る者は通常背囊を下す、(但中隊長の命による)然し其の一部は常に又銃線の側に在りて戦備を怠らず、而して任務の爲か或は許可を得なければ一人でも哨所を離れてはならぬ、其の他戦備の度に關し中隊長の規定せられた事は嚴守すべきである。

ゼンシヨ—ホンタイ「前哨本隊」前哨の豫備で敵襲に際し前哨中隊を増援し要すれば之れを收容する之れが爲通常主要な道路の近傍で交通便利な地點に位置する。

センジン「戦陣」いくさの場所、たたかひの陣列。

センジン「戦塵」戦場に起る塵烟或は戦争のさわ

ぎ。

ゼンシン「前進」敵に向つて進む事、前方に進行する事。

ゼンシンモクヒヨ「前進目標」前進の時の前方の目標。

センセイ「宣誓」誠實を確保するため誓言をなす事。ちかひをたつる事、のぶる事。

センセイシキ「宣誓式」誓文の式と御眞影奉拜の式とよりなる「現役兵又は幹部候補生等として入營すると直ちに各中隊に分屬せられ、身體検査の上異状なければ茲に入營が確定する、そこで軍人としての宣誓の式がある、之れは中隊入營兵一同が整列して中隊長から軍人讀法を讀み聞かされ、その條々に違背せぬ事を誓ふ儀式で、誓文帳に何れも自分の氏名を自署するのである、次に入隊者は御眞影を奉拜して茲に始め

て 陛下の股肱の臣となり、宣誓の式が終るのである。

センセン〔戦線〕交戦状態にある軍隊配置の線。
センセンフコク〔宣戦布告〕國交斷絶により開戦の宣告をなすこと、我が國にては 天皇の大權に屬し、臣民に對しては宣戦の詔勅を下賜せらる。

センセンノシヨーチヨク〔宣戦の詔勅〕戦争を開始するぞと 天皇から臣民に對してのみことり。

センソー〔戦争〕武力(兵力)を以てする國家間の争闘を云ふ、例へば日露戦争、普佛戦争、歐洲戦争の如し。

ゼンソー〔前装〕銃砲の筒先より彈藥を装填する事、昔時に於ては銃砲のこしらへは多くこの式であつた。

ゼンソージュー〔前装銃〕前装のこしらへなる小銃、普通銃即ち後装銃の對。

ゼンソーホー〔前装砲〕前装のこしらへなる火砲。

ゼンソクリヨク〔全速力〕其のものの有する速力の最高限度をいふ。あるつたけの速さ。

ゼンタイ〔全隊〕全部の部隊。

センタン〔戦端〕戦争のいとぐち。

センチ〔戦地〕普通交戦地、戦闘のある地、いくさば。軍隊の出征して居る土地等をいふも嚴密に云へば「彼我兩軍威力の及べる範圍内の土地」といふを適當とせん。

ゼンチヨー〔前兆〕或る物事のあらはれ起ころんとするしるし、きざし、あらはれ。

ゼンツー〔疝痛〕馬の病氣の一種にて俗に腹痛といふ飼方の不規則、飼料過多及運動不足、變敗

の飼料、冷水の過飲、作業過度殊に食後の劇働寒冷の胃觸、錯癖等により發す。

セント〔戦圃〕戦地の圖面又は戦地の區域。

セントー〔先頭〕行進方向に對し部隊の前端を云ふ。

セントー〔戦闘〕戦場に於ける軍隊相互の交戦即ち彼我兵器を以て相戦ふ威力の争ひをいふ。

セントーカンノソーサク〔戦闘間の搜索〕各部隊の戦闘實施の爲又高級指揮官が戦闘開始後の戦闘指導に資する爲近距離搜索に連繋して實施すべき搜索にて各部隊は有ゆる機關を以て戦闘の全經過間に亘り繼續實施すべきものである。

セントーキ〔戦闘機〕空中戦闘に用ふる飛行機。

セントーコイイ〔戦闘行爲〕兵力の使用によりて解決せんとする行爲。

セントーシヤゲキ〔戦闘射撃〕實包を以てする射

手の實戰的教育(各個)及部隊の戦闘教育(部隊)で其の目的とする處は次の通りである、各個戦闘射撃、基本射撃に於て修得したる射撃術を戦場に於て兵卒に課すべき諸般の要求に調和せしめ以て射手の技倆を發達せしむ。部隊戦闘射撃、指揮官をして諸種の戦況に應ずる射撃指揮に慣熟せしむると同時に兵卒をして射撃軍紀を確守し實戰的射撃に熟達せしむ。

セントージユンビ〔戦闘準備〕戦闘を開始する前にあらかじめなしておくべき用意。

セントーセツコイ〔戦闘斥候〕戦闘間の斥候にして其の任務は重大にて仔細に敵の動靜を監視し敵の小斥候の如きは悉く之を撃退して我側面を警戒すべく報告は特に速なるを必要とする。

セントーダイケイ〔戦闘隊形〕戦闘するときの各部隊の部署即ち陣立。